

平成28年秋田県告示第282号で告示された外部監査契約について、外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月18日

秋田県監査委員 大野 忠右エ門

秋田県監査委員 三浦 英一

秋田県監査委員 石塚 博史

秋田県監査委員 中嶋 定雄

※以下別紙報告書のとおり

平成 28 年度  
包括外部監査結果報告書

平成 29 年 3 月

秋田県包括外部監査人  
公認会計士 吉岡 順子

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

2. 報告書の数値の出所

報告書の数値等の資料は、原則全て出所を明示している。また、包括外部監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 報告書の写真の出所

監査チーム以外の写真等の資料を利用した場合も含めて、写真の出所は明示している。

4. 事業費の推移について

各事業の概要に記載している「②事業費」の「過去 3 年間の事業費の推移」における平成 25 年度と平成 26 年度の数値は、いずれも決算額である。また、「事業費の財源」については 100% 県の一般財源の場合、表の記載を省略している。

## 目 次

<b>第1 包括外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 監査対象部局	1
6. 事件を選定した理由	1
7. 外部監査の実施体制	2
8. 利害関係	2
<b>第2 外部監査の方法</b>	<b>3</b>
1. 監査の視点	3
<b>第3 外部監査対象の概要</b>	<b>6</b>
<b>I 教育委員会制度について</b>	<b>6</b>
1. 戦前の地方教育行政	6
2. 戦後の地方教育行政	7
3. 新教育委員会の制度（秋田県）	11
<b>II 秋田県の教育</b>	<b>13</b>
1. 秋田県の教育の概要	13
2. 教育委員会組織図	20
3. 秋田県の教育振興に関する計画	21
4. 予算	22
<b>III 秋田県の学校統計等</b>	<b>25</b>
1. 学校数	25
2. 児童・生徒数	26
3. 教員数	27
<b>第4 外部監査の結論－総括－</b>	<b>28</b>
1. 監査対象事業	28
2. 監査結果総括	29

<b>第5 外部監査の結論－論点別－</b>	<b>30</b>
<b>I 教育庁総務課</b>	<b>30</b>
1. 教育委員会費（教育委員報酬、教育委員会開催経費等）	30
2. 事務局管理費	37
3. 私立学校運営費補助金	41
4. 教育助成費（育英事業助成費）	44
<b>II 義務教育課</b>	<b>46</b>
1. 学校事務センター支援事業	46
2. 不登校・いじめ問題等対策事業	56
3. 学校アシスタント配置事業	64
4. 少人数学習推進事業（小学校）	68
5. 少人数学習推進事業（中学校）	74
<b>III 高校教育課</b>	<b>76</b>
1. 高等学校運営費	76
2. 地域生徒指導推進事業	91
3. 高校生未来創造支援事業	93
4. 「未来のあきたを創る」人材育成事業	100
5. あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業	104
6. スーパーグローバルハイスクール事業	111
7. 高等学校学習環境等整備事業	113
8. 高校の学校運営費等の事務について	117
8-1. 学校運営費事務の確認について	119
8-2. 物品の管理について	120
8-3. 学校徴収金等について	122
<b>IV 保健体育課</b>	<b>130</b>
1. 学校保健及び学校安全管理事業	130
2. 学校保健及び学校給食管理事業	134
3. 体育振興推進事業費	139

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

「秋田県の学校教育振興に関する事務について」

### 3. 外部監査対象期間

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

ただし、必要に応じて他の年度も含む。

### 4. 外部監査の実施期間

平成28年7月21日から平成29年2月28日まで

### 5. 監査対象部局

秋田県教育委員会

### 6. 事件を選定した理由

秋田県教育委員会では、平成27年3月に、平成27年度から平成31年度までを対象とした「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」(以下「第2期基本計画」という。)を策定し現在推進している。この第2期基本計画では、第1期基本計画において掲げた「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」という教育の姿の実現に向けて、引き続き各種取組を進めるとしている。秋田県では、この第2期基本計画の実現に向けて毎年度実施計画を策定し、その成果と課題を踏まえ次年度の取組を進めることになっている。平成27年度は、まさに当該第2期基本計画の実施初年度であり、その着実な実施と成果の実現が求められることになる。

以上から、秋田県の学校教育振興に関する事務について検討することは重要であり、また、過去に秋田県の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、平成28年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し選択した。

なお、秋田県が行っている教育振興に関する行政は、幼稚園・保育所推進、義務教育、高校教育、特別支援教育、生涯学習、保健体育、文化財保護等に分けられるが、今回の包括外

部監査では、学校教育を中心に監査を実施し、必要によって他の分野も対象とすることとした。

また、秋田県の教育施設については過去に包括外部監査の対象となっていること、さらに秋田県の48の県立高校その他教育施設も対象となっている「あきた公共施設等総合管理計画」の公表が平成28年3月であることから、主に平成27年度を監査対象とした今年度の包括外部監査においては、教育施設整備に関する事務については監査の対象に含めないこととした。

### 7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	吉岡 順子
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	関口 恭三
	公認会計士	青山 伸一
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	守泉 誠
コンサルタント	石村 英雄	

### 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の方法

### 1. 監査の視点

#### (1) 規則等への準拠性の視点

規則等への準拠性は、秋田県の学校教育振興に関する事業の各種事務手続きが各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。

監査においては、対象事業の、1)過去3年間の決算額の推移及び平成27年度の予算額、2)事業費の内訳、3)平成27年度決算額の財源構成の内容等を入手して、その内容について分析的に監査を実施した。

重要な費目については、支出根拠資料一式を入手することによって支出の適正性を確認した。具体的に入手した資料は、契約締結書、契約書、仕様書、設計書、予定価格調書、入札書・入札結果表、見積書、支出負担行為伺、実施計画、実施報告(支出報告書を含む)、成果物、納品書、請求書、検査調書、支出命令、その他実績(成果)に関する資料、データなどである。以上の手続きの結果、法規等に準拠していない不適正な処理がなされているか確認の上、県に改善策を提案した。

#### (2) 事業の有効性の視点

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。秋田県では、平成27年度から31年度までを計画期間とする第2期基本計画を策定しており、その計画に掲げる「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」の実現を目指して各事業を実施している。したがって、秋田県が実施する学校教育振興に関する事業が、当該基本計画に沿った有効な成果指標が設定されており、その成果実績が十分にあるかについての分析を行う。

また、県が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルが十分に機能しているかについての観点も重要となる。

#### (例) 有効性の指標例

項目	目標	平成26年度	平成27年度
国公立大学希望達成率（公私立、全日制）	55% (現状 49.1%)	△△%	○○%
中学3年生の英検3級以上取得率	40% (現状 28.5%)	△%	○%
中学生の英検受験回数	—	□回	□□回

なお、成果は本来基本計画に直接インパクトを与えた変数で測ることができるが、成果は定量的な評価が難しい場合があるため、その代理変数として中学生の平均英検受験回数など

事業の実績結果(Outputs)などとする場合もある。(なお、秋田県では、英検受験回数は指標とはしていない。)

### (3) 事業の経済性の視点

経済性とは、事務・事業の遂行に当たり、より少ない予算で事務・事業が遂行できるかという視点である。監査の実施においては、過去数年間の収支差額の推移の分析によって、各事業における経済性の改善又は悪化の状況について確認することとなる。また、経済性が悪化している場合には、その原因についても分析した上で、改善策を提案する必要がある。秋田県においては、限られた予算で事業を推進する必要があるため、この視点は重要となる。

(例) 経済性の指標例

科目	平成26年度	平成27年度
支出	△110,000千円	△115,000千円
収入	15,000千円	30,000千円
収支差額	△95,000千円	△85,000千円

### (4) 事業の効率性の視点

効率性とは、成果に対してより少ない経費・労力で事業が執行されているかという視点となる。監査の実施においては、各事業について、事業の成果とコストとの関係を分析することによって、効率性が改善されたか又は悪化したかについて確認することとなる。

(例)

科目	平成26年度	平成27年度
英検受験回数(例)	□回	□□回
成果実績1単位	×円	××円
当たりコスト	(95,000千円/□回)	(85,000千円/□□)

### (5) 各学校における事務の規則等への準拠性、有効性、経済性及び効率性の視点

今回の監査テーマは、「秋田県の学校教育振興に関する事務について」であるが、この各事務は各学校で行われる場合もある。

まず、学校運営費は、学校が円滑に学校運営を実施するための教育活動、及び教育環境の整備等に必要な経費であるが、その一部は各学校に配当し、各学校において執行するものである。これらは各学校に配当(いわゆる再配当)されたのちに、学校内で消耗品や備品等を購入し、支出することとなる。これにより各学校の現状に応じた支出を行うことが可能になるものである。したがって、各学校への予算再配当に際して、有効性や経済性、公平性が追求されているかの視点も重要となる。

次に、学校徴収金とは、学校の教育活動上必要となる経費(私費)を指し、生徒に直接還元される性格を持つ経費として保護者から徴収するものである。学校徴収金については、その管

## 第2 外部監査の方法

理と取扱いを原則学校長の責任において行っていくものであることから、学校徴収金それ自体の計画的、効率的な執行が求められるとともに、各学校で管理することから、実質的に公費における財務事務の執行と同様に、合規性、有効性、効率性、経済性が求められるものである。

さらに、各学校で管理する備品等についても、その適正管理が求められるところであり、監査の視点となる。

## 第3 外部監査対象の概要

### I 教育委員会制度について

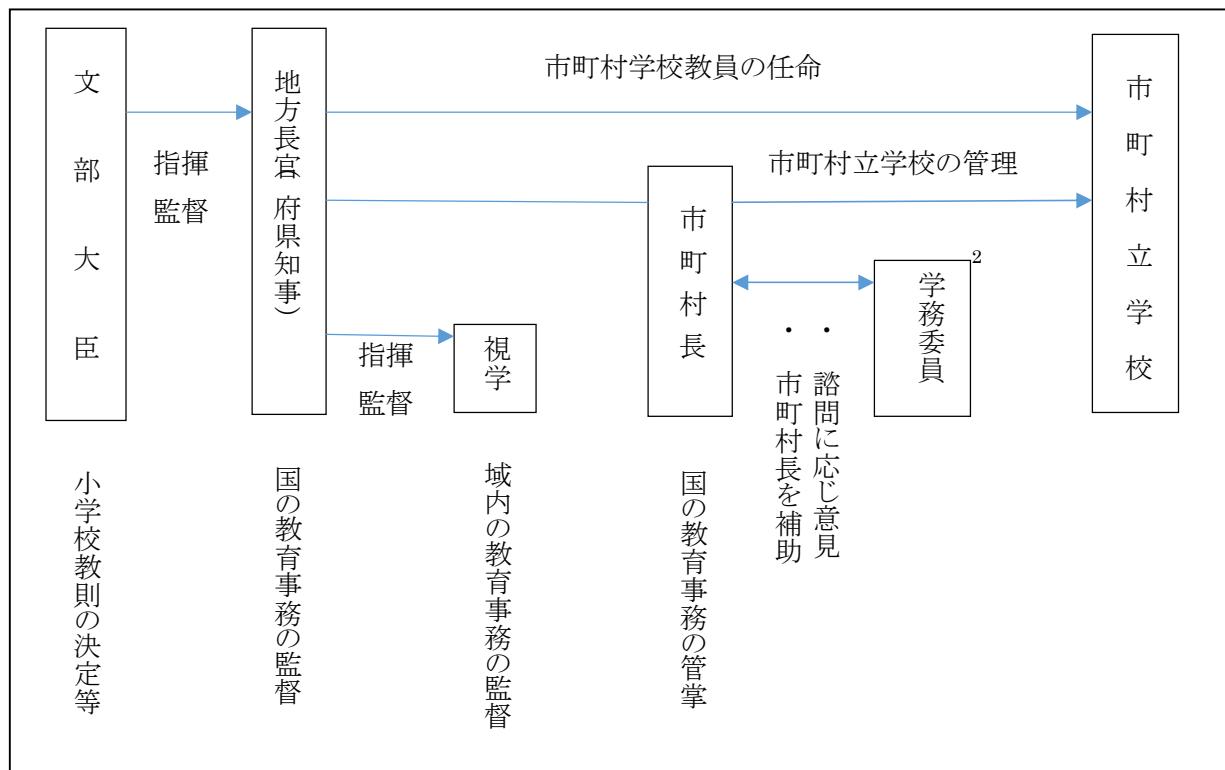
現行の教育委員会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号、以下「地教行法」という。)を根拠としている。当該法律は平成26年に改正され、平成27年4月1日から施行されているため、監査対象年度は新制度1年目に当たる。

以下においては、教育委員会制度の推移と新制度について簡単に示すこととする。

#### 1. 戦前の地方教育行政<sup>1</sup>

戦前においては、教育に関する事務は専ら国の事務とされていた。具体的には、内務行政の一部として内務大臣に直轄する府県知事(官選)が地方教育行政官庁とされ、教員の任命も地方長官としての府県知事が行うこととされていた。文部大臣の指揮監督も、教育内容に関し強力に行われたとされる。

図1 戦前の地方教育行政の仕組み



<sup>1</sup> 主に、教育制度分科会地方教育行政部会(第3回)(平成16年5月10日)資料2「戦前における地方教育行政制度の仕組み」による。

<sup>2</sup> 学務委員制度は、文部大輔田中不二麻呂が外国人のダビット・モルレーとともにアメリカの教育委員会を参考に、明治12年の「自由教育令」により導入されたが、明治18年以降の学校制度の整備の中で、有名無実化していったとされる。

## 2. 戦後の地方教育行政

### (1) 教育委員会制度の成立

第二次世界大戦後、日本の教育政策は、連合国軍最高司令部総司令部の民間情報教育局(以下、「総司令部」という。)が担当した。総司令部は、日本の教育改革の基本方針を策定するため、ジョージ・D・ストッダードを団長とする使節団(米国教育使節団)を組織し、日本側も総司令部の指示により教育刷新委員会を組織した。

昭和21年3月31日の米国教育使節団報告書、及び昭和21年12月27日の教育刷新委員会第1回建議の提言に基づき、教育制度の抜本的な改革が進められた。

その一環として、地方教育行政制度について、昭和23年に「教育委員会法」が定められ、教育委員会制度が導入された。教育委員の選任については、教育行政への民意の反映の観点から公選制が採用された。

その後昭和27年度に全ての市町村に教育委員会が設置された。

### (2) その後の変遷<sup>1</sup>

#### ① 教育委員公選制度の見直し

昭和31年に従来の教育委員会法に代わり地教行法が成立する。教育委員会に党派的対立が持ち込まれる弊害を解消し、政治的中立と教育の安定を図るためとして、教育委員の公選制が廃止された(任命制教育委員)。これにより、教育長の任命にあたっては国や都道府県教育委員会の承認が必要とされた。また、教育行政と一般行政の調和化の観点から教育委員会による予算案・条例案の議会提案権が廃止された。

#### ② 教育における「団体自治」の強化

平成11年7月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、平成11年地教行法も地方分権改革の方針に沿って改正された。地方の責任により教育長を任命するという観点から教育長の任命承認制度が廃止され、地方の主体性の尊重の観点から市町村立学校に関する都道府県の基準設定権が廃止された。

#### ③ 教育における「住民自治」の強化

平成13年、地域の多様な意向の反映(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定)により教育委員の構成の多様化が図られた。また、教育行政の説明責任を果たすために、教育委員会会議の原則公開が進んだ。さらに、地域の意見に的確に対応するため、教育行政に関する相談窓口が明示された。

---

<sup>1</sup> 主に教育再生実行会議(第3回)(平成25年2月26日)資料2「教育委員会制度について」による。

#### ④ 学校運営協議会

地域住民、保護者等が学校運営に参画することを可能とするために、平成16年学校運営協議会が設置可能となった。学校運営協議会の権限の主なものは、学校運営の基本方針の承認、学校運営について教育委員会または校長に意見ができること、教職員の任用につき、教育委員会に意見ができることなどがある。

#### ⑤ 国、教育委員会の責任の明確化

平成19年改正では、教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会の体制の充実、教育における地方分権の推進、教育における国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政の各分野における改正がなされた。

その後、「教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには、子どもの生命や身体が危険に晒される事態が生じて」おり、「子どもたちのための教育再生を成し遂げるため、教育行政における責任体制を確立しなければ」<sup>1</sup>ならないとして、第二次安倍政権下において、自由民主党の教育再生実行会議第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(平成25年4月15日)が示された。これを受けて、平成25年12月13日の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」が公表された。

これらを経て平成26年6月20日地教行法が改正され、平成27年4月から新教育委員会制度が施行されている。

#### (3) 新教育委員会制度の概要<sup>2</sup>

これまでの教育委員会の課題としては以下の点が挙げられていた。

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。
- 教育委員会の審議が形骸化している。
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。
- 地域住民の民意が十分に反映されていない。
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に果たせるようにする必要がある。

これを受け、新教育委員会制度では、以下の方針を打ち出している。

<sup>1</sup> 自由民主党教育再生実行会議第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」のはしがきによる。

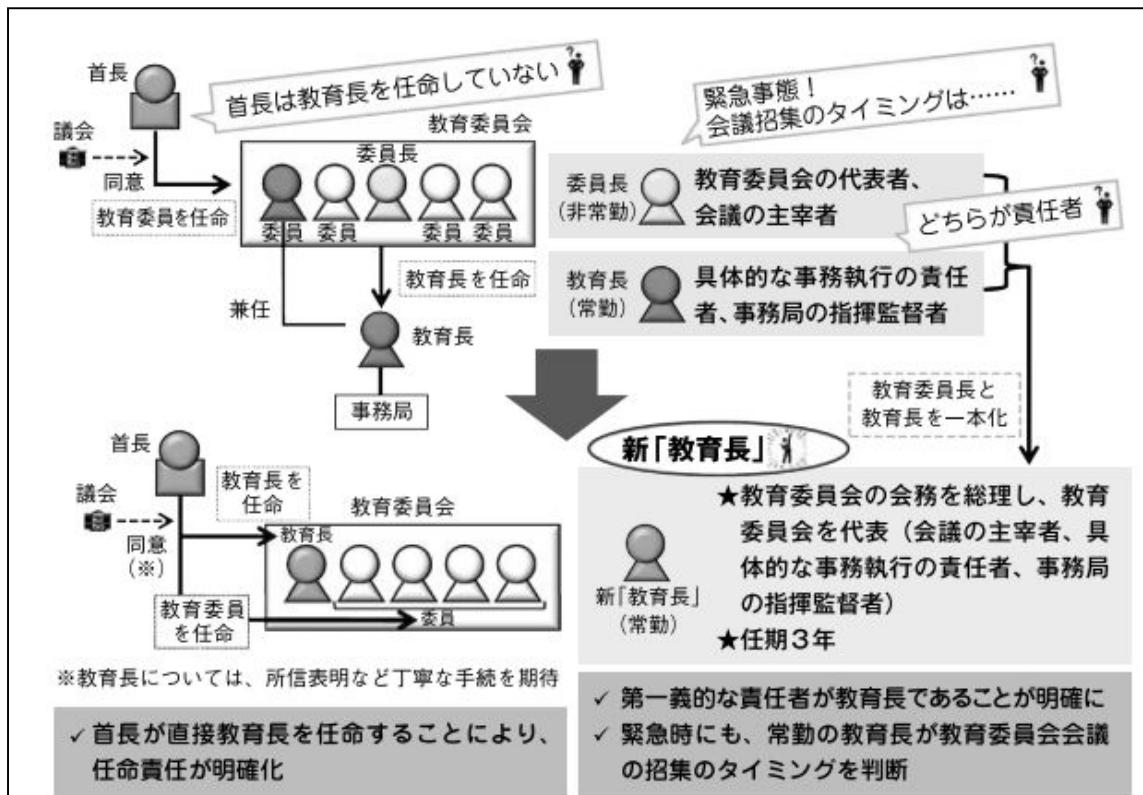
<sup>2</sup> 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」(文部科学省)による。

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

具体的には、以下の4つのポイントについて改革がなされている。

- ① 教育長：教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

図2 新「教育長」の考え方



(出所) 文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(パンフレット)

- ② 教育委員会：教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

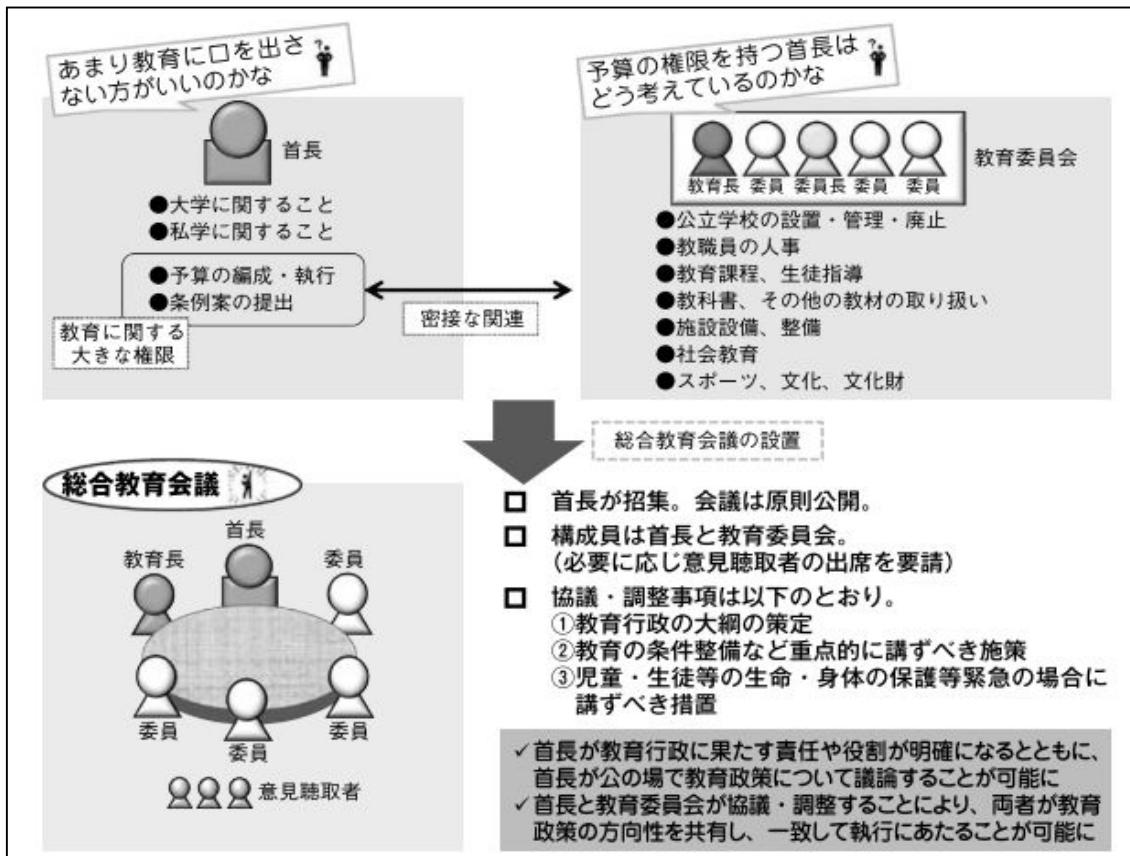
具体的には、以下の点が定められた。

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、教育委員の定数の3分の1以上からの会議の招集の請求、教育委員会規則の定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。

- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表。

③ 総合教育会議：すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

図3 総合教育会議の設置



(出所) 文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(パンフレット)

④ 大綱：教育に関する「大綱」を首長が策定

具体的には、以下の点が定められた。

- 教育の目標や施策の根本的な方針を「大綱」として、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 「大綱」は、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定する。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行することとした。これにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性の明確化が図られるとした。

### 3. 新教育委員会の制度(秋田県)<sup>1</sup>

#### (1) 教育委員会の概要

教育委員会は、教育行政に関する重要事項や基本方針を決定するなど、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を行う合議制の執行機関(行政委員会)である。<sup>2</sup>

全ての都道府県や市町村に設置され、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保するため、他の行政機関から独立した機関とされる。

教育委員会は、教育長と教育委員(教育行政に広く地域住民の意向を反映するため、教育の専門家ではない非常勤の委員)とで構成され、教育長及び委員の合議により基本方針等を決定し、当該方針等のもとに教育長が事務局を指揮監督することとされる。

#### (2) 秋田県の大綱

平成27年度第1回秋田県総合教育会議における教育委員会との協議(平成27年5月20日)を踏まえ、秋田県知事は、「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」を策定している。これは平成27年度から平成29年度の3年間の教育等の施策に関する方向性を示すものである。大綱の目標は、①ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人材の育成、②英語力はもとより国際感覚や世界的視野を身に着けたグローバル社会で活躍できる人材や、県内産業と地域に貢献する人材の育成、③文化の振興と活用による交流人口の拡大と地域の活性化、の3つを柱として、9つの施策体系を示している。

9つの施策体系は以下の通りである。

図4 9つの施策体系

施策1	自らの未来を切り開き社会に貢献する人材の育成	施策6	高等教育の充実と地域貢献の促進
施策2	確かな学力の定着と独創性や表現力の育成	施策7	グローバル社会で活躍できる人材の育成
施策3	豊かな心と健やかな体の育成	施策8	秋田の文化力の更なる向上による地域の元気創出
施策4	良好で魅力ある学びの場づくり	施策9	教育・学術・文化による秋田の創生
施策5	生涯学習を行動に結び付ける環境と芸術・文化に親しむ機会づくり		

(出所)秋田県教育委員会のHPによる。

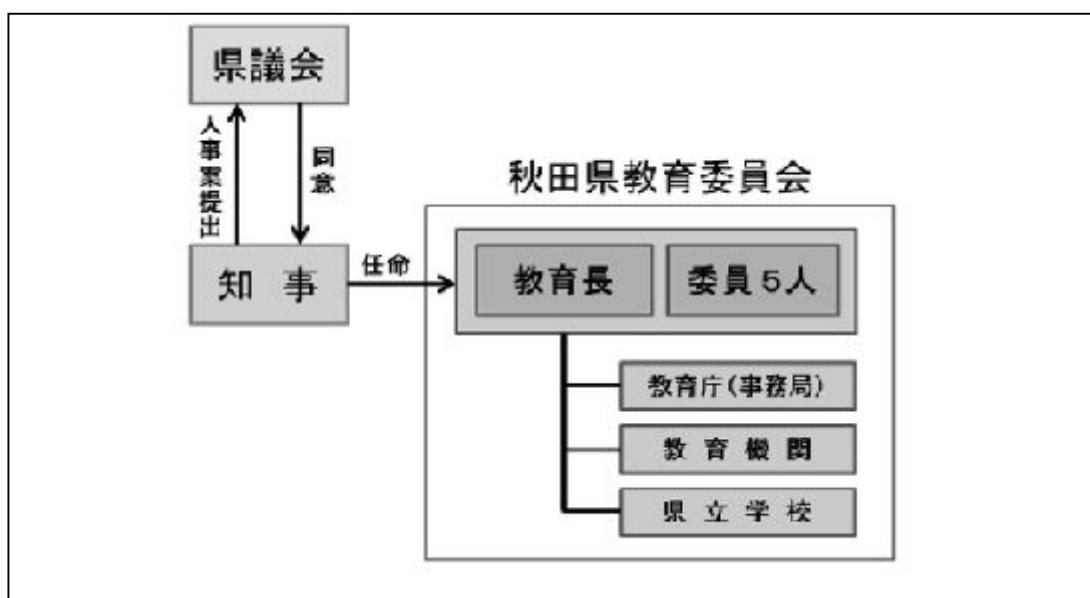
<sup>1</sup> 教育委員会のしくみ(<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1139820212188/index.html>)による。

<sup>2</sup> 行政委員会とは、地方公共団体の執行機関として、①1機関への権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期する、②各機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保する、③住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保する、という趣旨から、首長から独立した地位・権限を有する委員会を言う(執行機関多元主義)。

### (3) 秋田県教育委員会の概要

秋田県教育委員会は教育長と5人の委員から構成されている。教育長は元高校教員として複数の高校の校長を歴任し、平成23年4月1日より教育長を務めている。委員は、会社役員（旧制度で教育委員会の委員長を平成27年1月6日から平成28年3月31日まで務める）、大学院講師、会社役員2名、歯科医師、及び弁護士から構成されている（平成28年11月1日現在）。教育長の任期は3年、委員の任期は4年となっており、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

図5 教育委員会の構成要素



（出所）秋田県教育委員会のHPによる。

（注）上記の構成は平成28年11月1日現在の最新の状況である。一方、監査対象基準年度は平成27年度であり、当該年度では改正初年度として、経過措置（改正法附則第2条第1項）が適用されたため、従前のとおり委員は旧教育長を含めて6人とされていた。

平成27年度の会議の概要は表6（30ページ）のとおりである。

## II 秋田県の教育

### 1. 秋田県の教育の概要

#### (1)はじめに

全国学力・学習状況調査において、比較的良好な結果を継続的に示している県として、秋田県と福井県を対象として、文部科学省の委託を受けて、早稲田大学が調査分析を行ったものとして、「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究 全国学力・学習状況調査において比較的良好な結果を示した教育委員会・学校等における教育施策・教育指導等の特徴に関する調査研究」(2011年3月31日、研究代表者 田中博之)が存在する。

これによれば、両県ともに県教育委員会と市町村教育委員会が教員の授業力向上に対して大変積極的な取組を継続的に実施していること、さらに学校においては校長と教員が協力して児童生徒の学力向上と学習状況の改善に向けて熱心な教育指導を行っているということ」が示されている。

特徴的な点として、「両県ともに授業における児童生徒の集中力が高く、規律が取れており、一単位の授業がしっかりと成立しているということであった。また、書く指導に特に重点を置いていることが記述式の問題を解く上で成果を上げていることが明らかとなった。さらに、家庭における宿題や自主学習の習慣をつける指導や働きかけが充実している。そしてこのような特徴は、すでに幼稚園・保育所の段階から始まっており、小学校ではもちろんのこと、授業規律が乱れやすく、家庭学習の習慣が乱れやすい中学校段階においても持続していることも両県の児童生徒の学力の高さを支えている」としている。

具体的には、秋田県、福井県の学力の高さを生み出している共通要因として、下記の6つの要因が存在しているとしている。これは、①教員の授業力向上に対する教育行政の積極的で計画的な指導や支援、②学校の外部の組織・団体の積極的な働きかけと研究活動の推進、③学校における管理職と教員の協力関係と教員全員の共通理解に基づく熱心な学習指導、④児童生徒の素直さとまじめさ、⑤家庭の安定と家庭の教育力の均質な高さ、⑥厳しい自然を生き抜く勤勉で連帯感のある地域や風土、であるとしている。

一方、秋田県の独自性としては、福井県と比較して、①歴史的経緯の違い(昭和40年代には低かった児童生徒の学力水準が、今日では高い学力水準にある点)、②学力向上のリーダーシップの違い(教育改革や教員の授業力向上の施策を、県教育委員会のリーダーシップのもとに計画的に実施した点)、③学力の分布状況や児童生徒質問紙調査の結果の違い(学校単位で集計した児童生徒の学力の分散が大きい点)、④拠点校方式と学校平準化方式の違い(市町村内に拠点校を設定、そこで育てられた力量の高い教員を他校へ分散配置をする点)、⑤今後の課題の違い(大学進学実績が低い点)が示されている。

このことは、現在でも秋田県の教育の特徴として妥当すると考えられる。

なお、参考までに当該調査研究における今後の課題の違いにおける秋田県に関する記述で、今後の示唆に富む記載があるので、以下に紹介する。

まず秋田県においては、児童生徒の学力向上を考えるときに、最も大きな課題であるのは高等学校での学力が伸びにくくなることであり、その結果としての大学進学実績の低さにどう対応するかということである。

これについては、秋田県の高校卒業時での就職率の高さや、県民所得の低さ、大都市への地理的な遠さ、過疎化の進展に伴う若者の県外流出への危機感などに見られる社会・経済的な実態や条件によるところが大きい。したがって、小中学校の学校教育の在り方に内在する課題が高等学校において表面化しているのではない。ただし、これからは、中高連携教育の在り方や義務教育と後期中等教育の接続、そしてキャリア教育の実践という長期的な展望に立って、児童生徒の学力向上の在り方を考えることが必要であろう。

(注) 下線部は包括外部監査人の記載による。

次に、秋田県の教育の概要は「平成28年度 秋田県の教育」(平成28年5月、秋田県教育委員会)に示されている。「平成28年度 秋田県の教育」では、秋田県の教育を分野別に「就学前の教育・保育」「小・中学校」「高等学校」「特別支援学校」「部活動」「読書活動及び体験活動」「体力及び体格」「生活習慣」「博物館、美術館、農業科学館」及び「文化財」に分けて説明しているが、以下は包括外部監査のテーマに関する分野を記載する。

#### (2) 分野別秋田県の教育の概要

##### ① 就学前の教育・保育

当該分野の主な施策は以下のとおりである。

###### ○全国に先駆けた幼保一元化の取組

幼稚園は教育委員会、保育所は福祉部局という縦割りを排除し、平成16年4月に教育委員会に幼稚園と保育所の双方を一元的に所管する「幼保推進課」を設置し、一元的に就学前教育の事務を行っている。幼保一体化の取組により、認定こども園(下記注参照)への移行が促進され、待機児童の減少にも寄与している。

###### ○子どもの居場所に関わらない質の高い教育・保育の提供

全ての保育者を対象に研修の機会を提供。幼保推進課等の職員が園を訪問し、保育内容の協議や助言を行っている。

###### ○子どもの主体性を伸ばす教育・保育

各園では子どもの主体性を尊重した教育・保育を大切にしている。また、子育てなどに関する相談に応じたり、保育に関する情報提供を行っている。

###### ○豊かな心と健やかな体の育成

各園では、ふるさと秋田のすばらしさに触れさせることで、子どもたちの豊かな心を育んでいる。また、平成23年度から「3S」（「三度の食事」「外遊び」「健康的な生活習慣」）を合い言葉に、健康増進・体力づくりの取組を進めている。

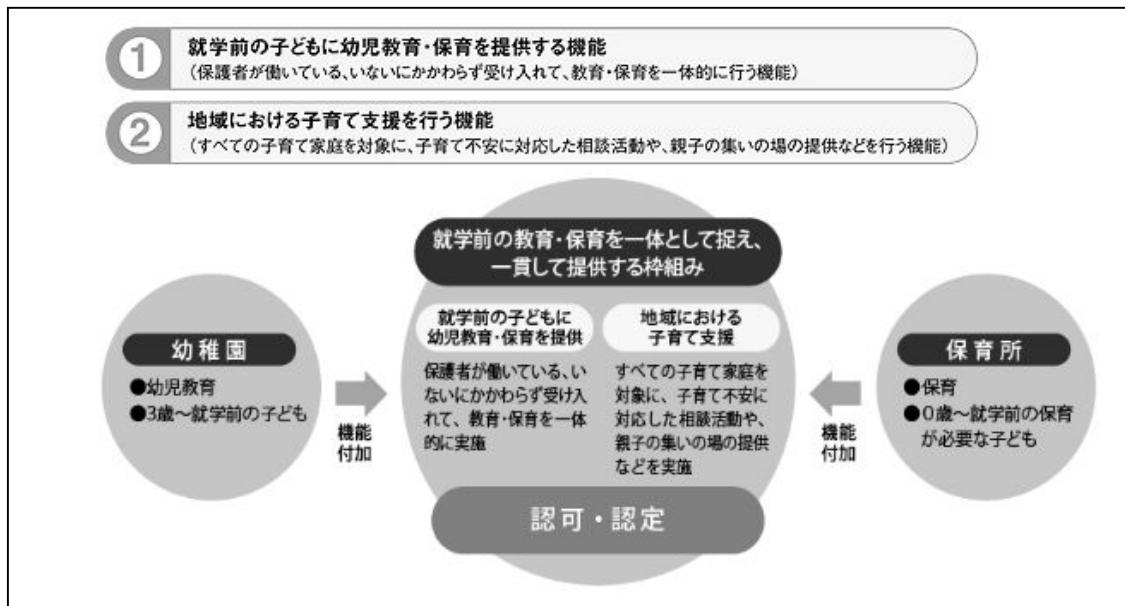
#### ○小学校との円滑な接続・連携

遊びを中心とした生活から、小学校での学びへの流れが一貫したものとなるよう、保育者と小学校教員の合同研修やお互いの職場での保育・授業体験、子どもたちの交流など、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を進めている。

(注)認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設である。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来るとしている。

図6 認定こども園の特徴



(出所) 内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html>)

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるような多様なタイプがある。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはない。

#### ○ 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ单一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

#### ○ 幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

#### ○ 保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

#### ○ 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

秋田県では平成28年度当初で69か所の認定こども園が存在する。

#### ② 小・中学校

この特徴としては言うまでもなく全国トップレベルの学力を有することである。これは平成27年度まで8回連続してトップレベルの学力テストの成績を続けている一方で、不登校の人数(小・中)の少なさ、暴力行為の件数(小・中・高)の少なさが全国トップである。その一方で、いじめの認知件数(小・中・高・特別支援学校)は全国29位とほぼ平均的位置にあると言える。

これを実現するために、以下の施策を行っている。

#### ○「問い合わせ」を発する子どもの育成

授業の時間だけでなく、様々な場面で児童生徒が自ら考え、解決していくことを意識させ、意見の発表や質問にとどまらず、課題を見つけ、他人と関わり合いながら主体的に解決しようとする力を育んでいる。

#### ○全国から注目される「秋田の探究型授業」

探究型の授業とは、児童生徒が自分たちで課題をつくり、考え、学び合いながら解決を図る授業で、この授業によって育まれた思考力や表現力が、全国学力・学習状況調査において活用力を問うB問題の良好な結果につながっている。

#### ○「心の居場所・絆づくりの場」づくり

各学校では、一人一人の児童生徒が生き生きと学校生活を送ることができるようとするた

め、「自分は人に必要とされている。」「人の役に立ててうれしい。」と感じることができる場を意図的に設けることや、好ましい人間関係づくりを支えることに取り組んでいる。

#### ○手厚い支援による小・中のスムーズな接続

「中一ギャップ」に対応するため、子ども一人一人の様子について小・中学校の教員が情報交換を行ったり、学校行事等に子どもたちの交流活動を取り入れたりすることで、小学校から中学校への円滑な接続が図られるようにしている。小・中学校教員が相互に「乗り入れ授業」を行い、児童生徒の学習意欲の低下を抑えるなど大きな成果を上げている学校もある。

#### ○「地域に根差したキャリア教育」の推進

次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」を育むため、「地域に根ざしたキャリア教育」を進めている。

### ③ 高等学校

1,000人当りの不登校生徒数は全国14位だが、中途退学率の低さは全国1位であり、以下の施策を実施している。

#### ○多様な進路に対応した特色ある教育

高等学校では、自ら学ぶ意欲を高め、主体的に課題を探究しようとする態度の育成を目指した授業を行っている。また、将来設計を考える機会の設定や2年次のインターンシップ、地域住民との商品開発・ボランティア活動、学校の枠を超えた進学対策講座、医療体験研修などを行っている。

#### ○英語力“日本一”に向けた取組の推進

児童生徒が、高校卒業までに英語を使って情報を正確に理解し、自分の考えを適切に伝えることができるようになることを目指している。

#### ○特色あふれた魅力的な高校づくり

先進的な理数教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールに3校(大館鳳鳴高等学校、秋田北鷹高等学校、秋田中央高等学校)、国際的に活躍できる人材の育成に取り組むスーパーグローバルハイスクールに1校(秋田南高等学校)、専門的職業人の育成に取り組むスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに1校(大曲農業高等学校)が文部科学省から指定されている。

#### ○秋田と日本の発展を力強く牽引するグローバルリーダーの育成

秋田南高等学校を中高一貫教育校として、郷土や日本を支える高い志と国際的な視野を備えたグローバルリーダーの育成を目指す教育活動を、県内大学等と連携しながら推進している。

#### ○特区制度で全国に先駆けたスペース・イオの開設

スペース・イオとは、不登校の小学生、中学生、中学校卒業後の子どもたちを対象に、安心して過ごすことができる「心の居場所」を提供しながら、学習指導員やカウンセラー等が学習を支援する施設である。平成16年3月、全国に先駆けてICT等を活用した通信学習を出席として扱う「スペース・イオ」学習特区の認定を受けスタートしている。これは県内4か所に設置されている。

#### ○進路決定への支援～将来設計ガイダンス～

高校1年生を対象に、8月に2泊3日の日程で将来設計ガイダンスを開催し、大学の学問内容や大学卒業後の職業等について理解を深めさせている。

#### ④ 特別支援学校

特別支援学校教諭の当該障害種の免許状保有率、特別支援学校高等部卒業者の就職率はともに全国1位であり、以下の施策を実施している。

#### ○障害に応じたきめ細かな教育

障害の程度に応じ、自立と社会参加を目指した教育を行っている。

#### ○開かれた特別支援学校づくり

地域の小・中・高校生との交流や共同学習を進めたり、地域貢献活動や住民との交流を深めている。

#### ○職業教育の充実と高い障害者雇用の実現

農業や地場産業など新たな分野の協力事業所を開拓し、学習活動に役立てている。また、学習成果を紹介する職業教育フェスティバル等を開催し、事業所による生徒の職業能力の理解促進を図っている。

#### ○特別支援学校による地域の特別支援教育のサポート

特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たしている。また、秋田市にある視覚支援学校や聴覚支援学校が県北や県南地区でサテライト教室を開催している。

#### ○あきた総合支援エリア「かがやきの丘」

「かがやきの丘」では、全県域を視野に入れた情報発信や支援活動を行っており、県内の医療や療育、特別支援教育の中心的役割を果たしている。

⑤ 部活動

以下の施策を実施している。

○学校生活と心を豊かにする部活動

郷土芸能など秋田ならではの活動を行っている学校も存在する。

○秋田県高等学校強化拠点校制度

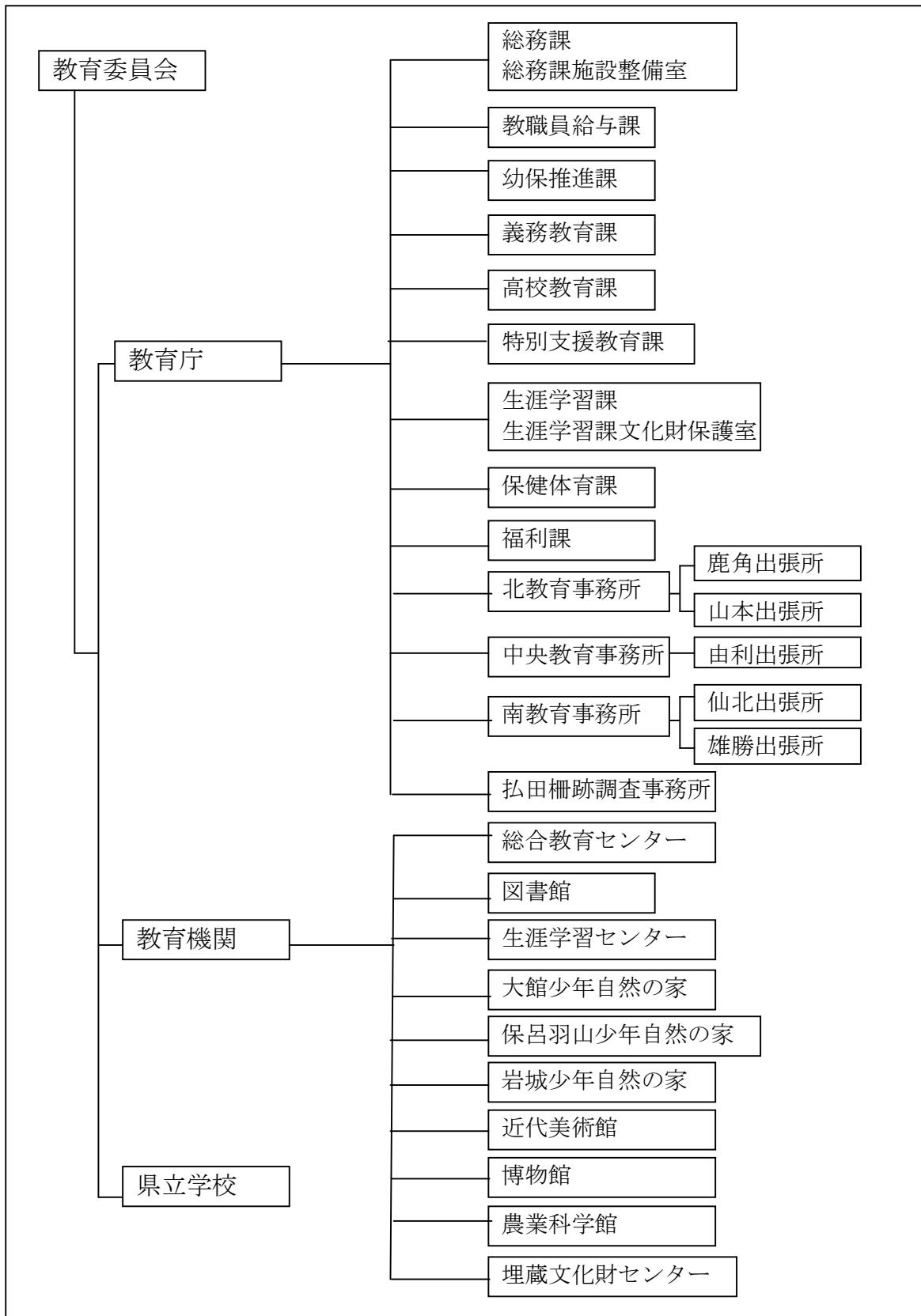
拠点校に対しては、指導力のある部活動指導者を配置するほか、テクニカルアドバイザー（優れた競技技術を有する選手等）の派遣等を行っている。平成27年度末現在14校（15競技）が設置されている。

○高校野球強化事業の推進

平成28年度から、「秋田型高校野球育成・強化プロジェクト」をスタートさせている。

その他、「読書活動及び体験活動」「体力及び体格」「生活習慣」「博物館、美術館、農業科学館」「文化財」の分野において、各種施策を実施している。

## 2. 教育委員会組織図



### 3. 秋田県の教育振興に関する計画

秋田県では、将来を見据え、県が目指す教育の理念や方向性を明らかにするとともに、その実現に向けた今後躍進すべき施策として第2期基本計画を策定している。この計画は教育基本法第17条第2項に基づいて策定する秋田県の教育振興基本計画であるとともに、県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を受けた教育に関する個別計画でもある。第2期基本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間となっている。

本計画の目標、重点的な取り組み、基本方針は以下のとおりとなっている。

#### (1) 目標

第2期基本計画では、次の3つの目標を提示している。

- 目標1…全国トップレベルの学力と高い志を育てる教育の充実
- 目標2…心を育み自立を支える教育の推進
- 目標3…地域と共に取り組む多様な教育活動の展開

#### (2) 重点的な取り組み

第2期基本計画では、次の4つの重点的な取り組みを提示している。

- 取組1…「問い合わせ」を発する子どもとの育成
- 取組2…ふるさと教育を基盤としたキャリア教育の充実
- 取組3…英語コミュニケーション能力の育成
- 取組4…学びを生かした「元気な秋田」づくり

この内、取組1を最重点の教育課題とし、その他3つを取り組むべき重点事項としている。

#### (3) 基本方向

(1)で記載した目標を実現するため、次の6つの基本方向を定めている。

- 自らの未来を切り開き社会に貢献する人材を育てる。
- 確かな学力の定着を図り、独創性や表現力を育む。
- グローバル社会で活躍できる人材を育てる。
- 豊かな心と健やかな体を育む。
- 良好で魅力ある学びの場をつくる。
- 生涯学習を行動に結び付ける環境と芸術・文化に親しむ機会をつくる。

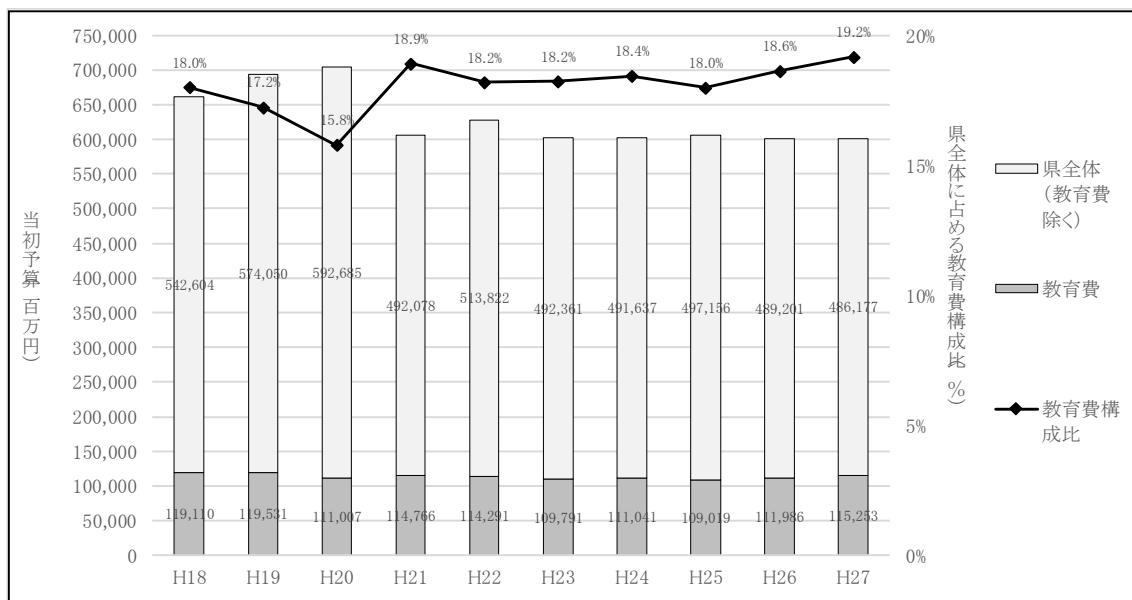
また、第2期基本計画では、基本方向のもと、計16の施策の柱を提示している。

## 4. 予算

### ① 教育費

平成27年度の県全体の歳出当初予算額は601,430百万円であり、そのうち、教育委員会関係歳出予算額(以下、「教育費」という。)は115,253百万円である。教育費は県全体の19.2%を占めている。平成21年度以降は18%台で推移していたが、ここ2年間で上昇し、最近の10年間では初めて19%台となっている。

図7 教育委員会関係歳出予算の推移



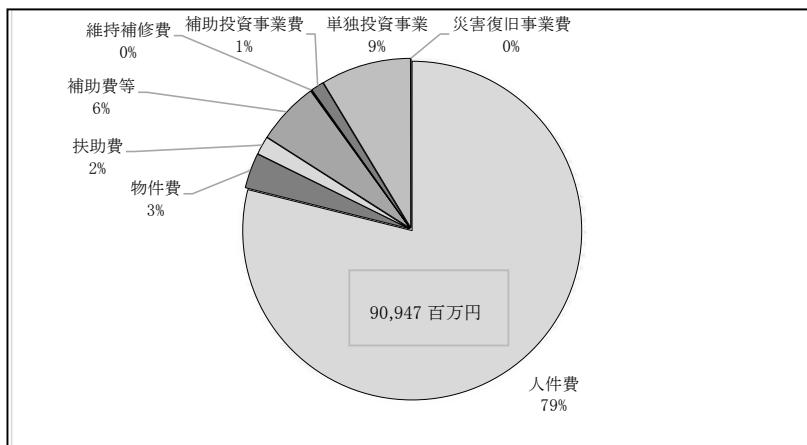
(出所) 秋田県教育委員会「教育委員会施策の概要」より、包括外部監査人作成。

(注) 教育費には教育委員会の民生費、災害復旧事業費を含む。

### ② 性質別

平成27年度の教育費の性質別内訳では、職員給与費や非常勤職員報酬などの人件費が90,947百万円であり、全体の79%と8割近くを占めている。その他はいずれも10%未満であるが、県単独の施設整備費などの単独投資事業が9%、市町村等への補助金などの補助費等が6%、旅費や物品購入費、委託費などからなる物件費が3%などとなっている。

図8 平成27年度教育委員会関係歳出予算の性質別構成

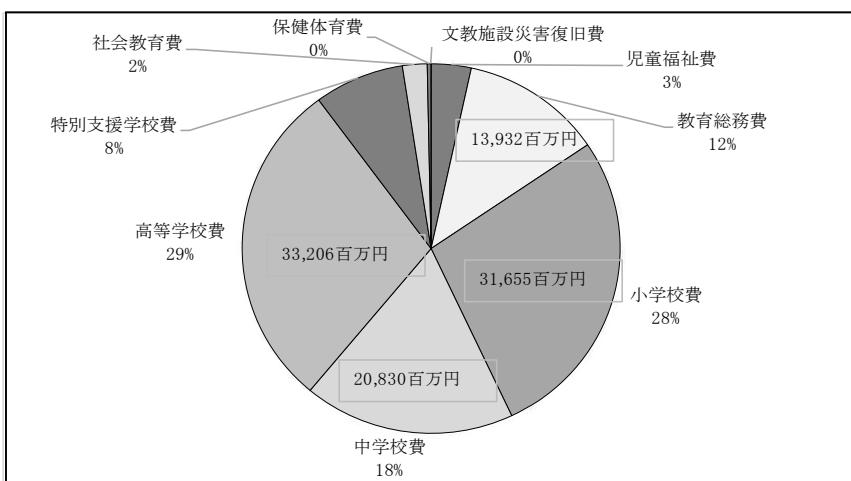


(出所) 県資料より、包括外部監査人作成。

### ③ 目的別

目的別では、高等学校費の33,206百万円や小学校費の31,655百万円が大きく、それぞれ教育費全体の3割近くを占めている。次いで、中学校費の18%、教育総務費の12%が大きく、10%を超える割合となっている。

図9 平成27年度教育委員会関係歳出予算の目的別構成



(出所) 県資料より、包括外部監査人作成。

(注) 児童福祉費は民生費、文教施設災害復旧費は災害復旧事業費、その他は教育費。

### ④ 主管課別

平成27年度教育費の当初予算額を各課別にみると、性質別の人件費割合の大きさを反映して、教職員給与課が全体の77%を占めている。そのほかでは、総務課施設整備室の9.6%などが比較的大きい割合を占めている。

本監査では、学校教育振興に関わる4つの課を対象としている。対象課の平成27年度当

### 第3 外部監査対象の概要

初予算の合計は8,137百万円であり、その中から、監査対象事業を抽出している。

表1 平成27年度教育委員会関係歳出予算の各課別構成 (単位:千円)

課名	当初予算額	構成比	監査対象課
総務課	2,176,101	1.9%	2,176,101
総務課施設整備室	11,060,665	9.6%	—
教職員給与課	88,790,636	77.0%	—
幼保推進課	4,721,741	4.1%	—
義務教育課	1,052,638	0.9%	1,052,638
高校教育課	4,608,816	4.0%	4,608,816
特別支援教育課	904,204	0.8%	—
生涯学習課	863,355	0.7%	—
生涯学習課文化財保護室	189,765	0.2%	—
保健体育課	299,644	0.3%	299,644
福利課	585,559	0.5%	—
計	115,253,124	100.0%	8,137,199

(出所) 県資料より、包括外部監査人作成。

### III 秋田県の学校統計等

#### 1. 学校数

平成16年度から平成27年度にかけて小学校89校減、中学校16校減、公立全日制の高等学校7校減など、統廃合によって学校数が減少してきており、全体では22%減となっている(表2、図10)。平成27年度の学校数は小学校212校、中学校117校、公立全日制高等学校51校、定時制・通信制高等学校7校、私立高等学校5校、特別支援学校13校の合計405校である。

表2 学校数の推移

(単位:校)

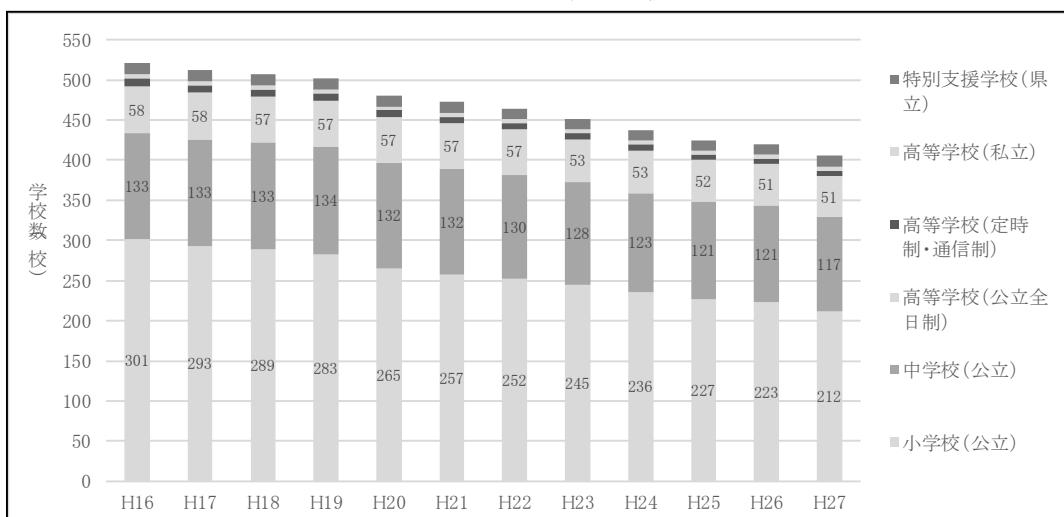
	小学校 (公立)	中学校 (公立)	高等学校			特別支援学 校(県立)	計	同指数 (H16=100)
			公立全日制	定時制・通信制	私立			
H16	301	133	58	10	5	14	521	100
H17	293	133	58	9	5	14	512	98
H18	289	133	57	9	5	14	507	97
H19	283	134	57	9	5	14	502	96
H20	265	132	57	8	5	14	481	92
H21	257	132	57	8	5	14	473	91
H22	252	130	57	7	5	13	464	89
H23	245	128	53	7	5	13	451	87
H24	236	123	53	7	5	13	437	84
H25	227	121	52	7	5	13	425	82
H26	223	121	51	7	5	13	420	81
H27	212	117	51	7	5	13	405	78

(出所)秋田県教育委員会「教育委員会施策の概要」より、包括外部監査人作成。

(注1)監査の対象は小中高であるが、本報告書では一部特別支援学校の記載もあることから、特別支援学校のデータも加えている。以下の図表も同様。

(注2)高等学校の公立全日制には分校2校、市立2校を含む。

図10 学校数の推移



(出所)秋田県教育委員会「教育委員会施策の概要」より、包括外部監査人作成。

## 2. 児童・生徒数

児童・生徒数も減少してきており、平成27年度の合計98,488人は平成16年度の75%であり、その間、33,358人減となっている(表3、図11)。平成27年度の児童・生徒数の内訳は、小学校45,329人、中学校25,053人、公立全日制高等学校23,091人、定時制・通信制高等学校1,194人、私立高等学校2,572人、特別支援学校1,249人である。

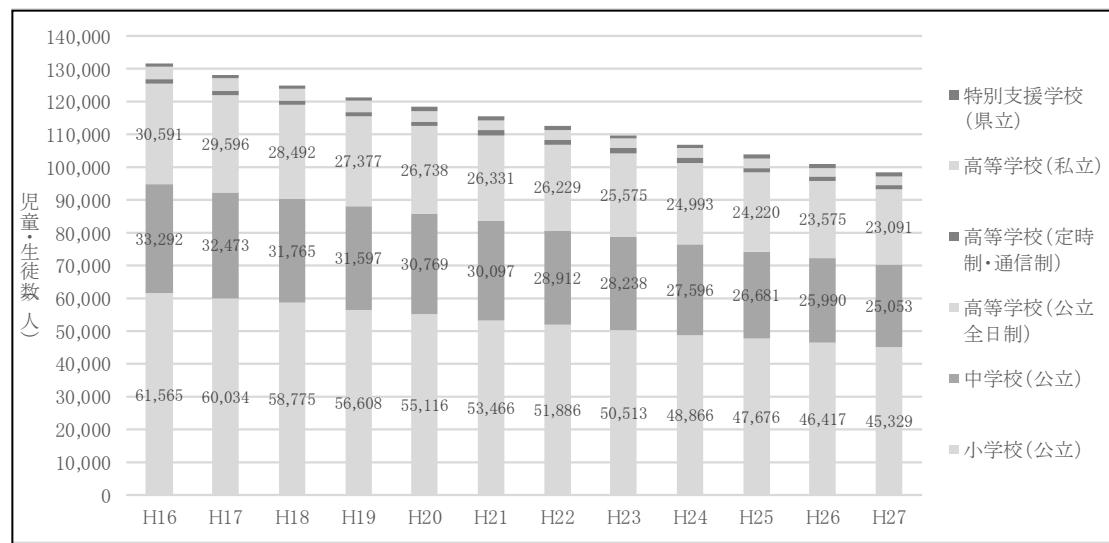
表3 児童・生徒数の推移 (単位:人)

	小学校 (公立)	中学校 (公立)	高等学校			特別支援学 校(県立)	計	同指数 (H16=100)
			公立全日制	定時制・通信制	私立			
H16	61,565	33,292	30,591	1,462	3,955	981	131,846	100
H17	60,034	32,473	29,596	1,344	3,876	1,010	128,333	97
H18	58,775	31,765	28,492	1,328	3,625	1,015	125,000	95
H19	56,608	31,597	27,377	1,342	3,489	1,053	121,466	92
H20	55,116	30,769	26,738	1,462	3,253	1,057	118,395	90
H21	53,466	30,097	26,331	1,545	2,981	1,113	115,533	88
H22	51,886	28,912	26,229	1,523	2,944	1,146	112,640	85
H23	50,513	28,238	25,575	1,543	2,805	1,195	109,869	83
H24	48,866	27,596	24,993	1,437	2,915	1,210	107,017	81
H25	47,676	26,681	24,220	1,356	2,695	1,237	103,865	79
H26	46,417	25,990	23,575	1,264	2,669	1,253	101,168	77
H27	45,329	25,053	23,091	1,194	2,572	1,249	98,488	75

(出所) 秋田県教育委員会「教育委員会施策の概要」より、包括外部監査人作成。

(注) 高等学校の公立全日制には市立2校を含む。

図11 児童・生徒数の推移



(出所) 秋田県教育委員会「教育委員会施策の概要」より、包括外部監査人作成。

### 3. 教員数

教員数は学校数や児童・生徒数よりも減少傾向が緩やかであり、平成27年度の合計8,895人は平成16年度から16%減となっている(表4、図12)。平成27年度の教員数の内訳は、小学校3,439人、中学校2,294人、公立全日制高等学校1,955人、定時制・通信制高等学校131人、私立高等学校184人、特別支援学校892人である。

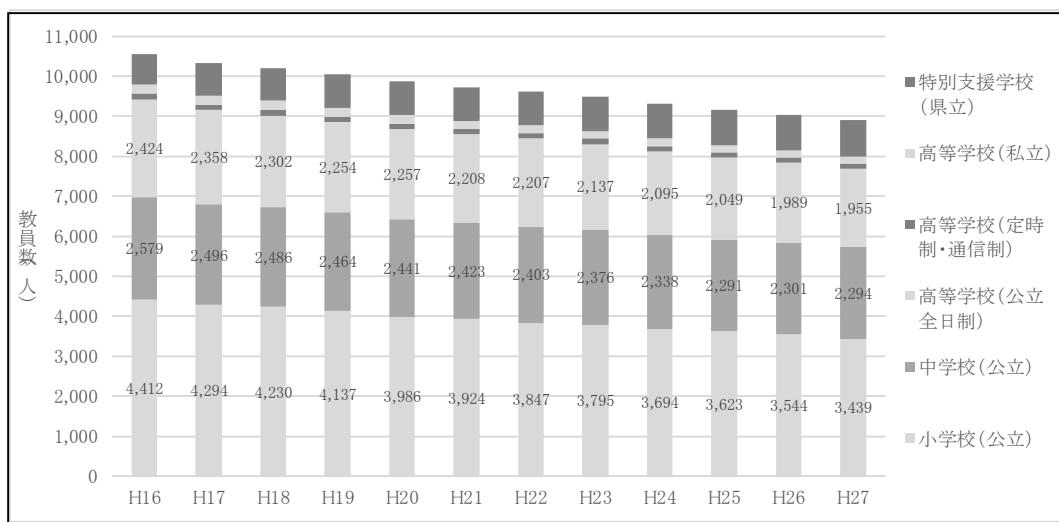
表4 教員数の推移 (単位:人)

	小学校 (公立)	中学校 (公立)	高等学校			特別支援学 校(県立)	計	同指数 (H16=100)
			公立全日制	定時制・通信制	私立			
H16	4,412	2,579	2,424	142	248	742	10,547	100
H17	4,294	2,496	2,358	138	234	804	10,324	98
H18	4,230	2,486	2,302	137	231	810	10,196	97
H19	4,137	2,464	2,254	133	228	822	10,038	95
H20	3,986	2,441	2,257	131	225	824	9,864	94
H21	3,924	2,423	2,208	124	200	843	9,722	92
H22	3,847	2,403	2,207	128	186	840	9,611	91
H23	3,795	2,376	2,137	130	184	871	9,493	90
H24	3,694	2,338	2,095	129	182	875	9,313	88
H25	3,623	2,291	2,049	130	190	877	9,160	87
H26	3,544	2,301	1,989	129	186	891	9,040	86
H27	3,439	2,294	1,955	131	184	892	8,895	84

(出所) 秋田県教育委員会「教育委員会施策の概要」より、包括外部監査人作成。

(注) 教員は校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師。また、高等学校の公立全日制には市立2校を含む。

図12 教員数の推移



(出所) 秋田県教育委員会「教育委員会施策の概要」より、包括外部監査人作成。

## 第4 外部監査の結論－総括－

### 1. 監査対象事業

監査対象とした事業及び平成27年度の決算額は以下のとおりである。

表5 対象事業一覧

(単位：千円)

所管課	事業	事務事業等	平成27年度 決算額
総務課	教育委員会費	教育委員報酬	10,476
		教育委員会開催経費等	1,710
	事務局管理費	学校ネットパトロール事業	6,480
		広報費	1,072
		表彰費	240
		教育庁職員赴任旅費	2,072
		事務局運営管理費	20,176
		事務局運営管理費（施設整備室分）	88
	私立学校運営費補助金	一般補助	839,061
		過疎地域私立高等学校特別補助	12,004
		あきた私学魅力アップ支援事業費補助	3,949
		日本私立学校振興・共済事業団補助	24,908
		私立学校教職員退職金積立補助金	52,858
		教育助成費 育英事業助成費	158,539
			計 1,133,632
義務教育課	教育指導費	学校事務センター支援事業	103,574
		不登校・いじめ問題等対策事業	71,106
		学校アシスタント配置事業	20,000
	教職員費	少人数学習推進事業（小学校）	55,190
	教職員費	少人数学習推進事業（中学校）	255,211
			計 505,081
高校教育課	学校運営費	高等学校運営費	1,688,619
		地域生徒指導推進事業	1,402
		高校生未来創造支援事業	86,752
		あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業	151,847
		スーパーグローバルハイスクール事業	9,353
		「未来のあきたを創る」人材育成事業	91,076
	高等学校学習環境等整備事業	専門高校等実習設備充実事業	29,335
		県立学校ICT活用推進事業	66,402
		新設統合高等学校等初度調弁費	194,525
			計 2,323,578

所管課	事業	事務事業等	平成27年度 決算額
保健体育課	学校保健及び学校安全管理事業費	学校保健・学校安全管理事業	232,990
		学校安全推進事業	4,129
	学校保健及び学校給食安全管理事業費	医療費補助金	1,566
		学校保健・学校給食安全管理事業	4,269
		安全・安心のための学校給食環境整備事業	7,853
		健やか秋田っ子育成支援事業	3,272
	体育振興推進事業費	体育振興推進事業費	1,095
		スポーツ王国創成事業	14,806
		生きる力を育む体力づくり事業	1,318
		平成27年度全国中学校体育大会開催事業	8,000
	計		279,299
	合計		4,241,591

## 2. 監査結果総括

課名	指摘事項数	意見数	合計
I 教育庁総務課	2	6	8
II 義務教育課	0	5	5
III 高校教育課	6	21	27
IV 保健体育課	1	7	8
合計	9	39	48

(注) 監査対象が複数課に及ぶものについては、便宜上教育庁総務課に分類している。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

#### 1. 教育委員会費(教育委員報酬、教育委員会開催経費等)

##### (1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

教育委員会開催のための経費であり、平成27年度分としては20回開催されている(表6)。なお、監査対象年度である平成27年度は、地教行法改正初年度にあたる。

表6 教育委員会会議の概要

回	開催日	会議事項
平成27年		
1	4月9日	<p><b>【報告事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>認定こども園の認可(届出)・認定について</li> <li>平成27年度秋田県公立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査抽出調査結果について</li> <li>平成27年3月高等学校卒業者の就職決定状況(速報値)について</li> <li>平成28年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程について</li> </ol> <p><b>【議決事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について</li> <li>県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について</li> </ol> <p><b>【承認事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>教育庁等職員の任免についての専決処分報告について(秘密会)(注4)</li> </ol>
2	5月7日	<p><b>【議決事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>秋田県文化財保護審議会委員の任命について</li> </ol>
3	5月21日	<p><b>【報告事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成28年度秋田県立中学校入学者選抜適性検査問題等作成方針について</li> </ol> <p><b>【議決事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>教育庁等職員の任免についての専決処分報告について</li> </ol>
4	6月4日	<p><b>【報告事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度秋田県立秋田明徳館高等学校定時制課程、秋田県立横手高等学校定時制課程10月入学生募集要項について</li> <li>平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成方針について</li> <li>平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科入学者選抜学力検査問題等作成方針について</li> <li>平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科学生募集要項について</li> </ol>

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

回	開催日	会議事項
		<p><b>【議決事項】</b></p> <p>1. 秋田県立博物館協議会委員の任命について 2. 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について</p>
5	7月 16 日	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>1. 平成 27 年度秋田県立秋田明徳館高等学校「科目履修講座(後期)」募集要項について 2. 職員の管理監督について(秘密会) 3. 平成 27 年度秋田県教育委員会文化財専門職員募集要項について</p> <p><b>【議決事項】</b></p> <p>1. 教育庁職員の任免について(秘密会) 2. 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について 3. 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案について 4. 秋田県障害児就学審議会委員の任命について 5. 秋田県社会教育委員の任命について 6. 秋田県立図書館協議会委員の任命について 7. 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について</p> <p><b>【承認事項】</b></p> <p>1. 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について</p>
6	8月 6 日	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>1. 平成 28 年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について 2. 平成 28 年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について</p> <p><b>【議決事項】</b></p> <p>1. 秋田県産業教育審議会委員の任命について 2. 平成 28 年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について 3. 平成 28 年度秋田県立中学校教科用図書の採択について 4. 平成 28 年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について 5. 秋田県指定有形文化財の指定解除について</p> <p><b>【その他】(秘密会)(注5)</b></p>
7	8月 20 日	<p><b>【議決事項】</b></p> <p>1. 平成 27 年度施策評価について</p>
8	9月 3 日	<p><b>【議決事項】</b></p> <p>1. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) 2. 教職員の懲戒処分案について(秘密会)</p>
9	10月 14 日	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>1. 平成 28 年 3 月卒業予定者の就職内定状況について 2. 平成 28 年度秋田県立特別支援学校入学者募集公告について</p> <p><b>【議決事項】</b></p> <p>1. 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について</p> <p><b>【承認事項】</b></p> <p>1. 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について</p>
10	10月 15 日	<p><b>【議決事項】</b></p>

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

回	開催日	会議事項
		1. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) 2. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) 3. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) 4. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) 5. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) 6. 教職員の懲戒処分案について(秘密会)
11	10月29日	<b>【議決事項】</b> 1. 平成28年度秋田県教育委員会定期人事異動方針(案)について 2. 秋田県立図書館協議会委員の任命について
12	11月26日	<b>【議決事項】</b> 1. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) <b>【承認事項】</b> 1. 職員の任免についての専決処分報告について 2. 教頭の任免についての専決処分報告について
13	12月11日	<b>【報告事項】</b> 1. 秋田県立大館桂桜高等学校の校章図案について <b>【承認事項】</b> 1. 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について(平成27年度秋田県一般会計補正予算(第4号)ほか) 2. 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について(平成27年度秋田県一般会計補正予算(第5号)ほか)
14	12月24日	<b>【議決事項】</b> 1. 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について 2. 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項から第八項までの規定による給料を定める規則案について 3. 秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案について 4. 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則案について
<hr/> <b>平成28年</b>		
15	1月21日	<b>【報告事項】</b> 1. 平成28年度秋田県立中学校入学者選抜結果について 2. 平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜前期選抜志願状況について <b>【議決事項】</b> 1. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) 2. 教職員の懲戒処分案について(秘密会) <b>【承認事項】</b> 1. 教育庁等職員の任免についての専決処分報告について
16	2月4日	<b>【報告事項】</b> 1. 平成29年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

回	開催日	会議事項
		<p>る日程について</p> <p>2. 平成 28 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況について</p> <p>3. 平成 28 年 3 月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について</p> <p>【議決事項】</p> <p>1. 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について</p>
17	2月 18 日	<p>【報告事項】</p> <p>1. 平成 27 年度学習状況調査結果の概要について</p> <p>2. 平成 28 年度秋田県立秋田明徳館高等学校「科目履修講座」について</p> <p>3. 大館桂桜高等学校校歌について</p> <p>【承認事項】</p> <p>1. 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について</p>
18	3月 10 日	<p>【報告事項】</p> <p>1. 秋田県立比内支援学校の校舎改築について</p> <p>【議決事項】</p> <p>1. 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案について</p> <p>2. 知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について</p> <p>3. 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について</p> <p>4. 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について</p> <p>5. 市町村への権限委譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限委譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について</p> <p>6. 秋田県指定文化財の指定について</p> <p>【承認事項】</p> <p>1. 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について(平成 27 年度秋田県一般会計補正予算(第 8 号))</p> <p>2. 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について(平成 27 年度秋田県一般会計補正予算(第 9 号))</p>
19	3月 17 日	<p>【報告事項】</p> <p>1. 平成 29 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場について</p> <p>【議決事項】</p> <p>1. 教育庁等職員の任免について(秘密会)</p> <p>2. 教育庁等職員の任免について(秘密会)</p> <p>3. 第七次秋田県高等学校総合整備計画について</p>
20	3月 24 日	<p>【報告事項】</p> <p>1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する秋田県教育委員会特定事業主行動計画(第 1 期計画)について</p> <p>2. 平成 29 年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等に</p>

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

回	開催日	会議事項
		<p>について  <b>【議決事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2期あきたの教育振興に関する基本計画「平成28年度実施計画」(案)について</li> <li>2. 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について</li> <li>3. 秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則及び秋田市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則案について</li> <li>4. 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について</li> <li>5. 教職員の懲戒処分案について(秘密会)</li> </ol> <p><b>【承認事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育庁等職員の任免についての専決処分報告について</li> </ol>

(出所) 秋田県教育委員会会議録及び会議資料(ホームページ)より記載。

- (注1) 【報告事項】とは、教育委員会会議録では特に番号を付していない事項で、報告事項とされているものを示す。
- (注2) 【議決事項】とは、会議に附した議案で、議決されたものを示す。
- (注3) 【承認事項】とは、会議に附すべき事項で、緊急を要し、会議を開くいとまがないと認められるときに教育長が臨時に代理して処理したものについて、次の会議において承認されたものを示す。
- (注4) 「秘密会」の適用は、地教行法第14条及び秋田県教育委員会会議規則第26条を根拠とし、人事案件等に適用することとされている。
- (注5) 人事関係で確認したい件はあるが、詳細は不明である。

#### ② 事業費

**表7 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	12,006	11,889	12,373	12,186

**表8 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	10,476	委員長1名、委員4名、計5名分
旅費・交通費	1,710	教育委員会開催回数20回
合計	12,186	—

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項 I - 1】教育委員会会議録の公表等について

平成27年において、教育委員会会議録は開催後概ね2か月以内に公表されていた。ところが、平成28年4月19日以降当該ホームページでの公開が行われていない。

今般の地教行法改正の1つとして「会議の透明化」が挙げられている。ここにおいては、教育委員会会議の会議録の作成及び公表を努力義務にとどめているが、その趣旨は職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるとされ、県には該当せず、改正法の趣旨からは公表を義務付けられるものと考えられる。

県においては、これまで会議録をホームページに公表しており、「会議の透明性」の観点からその目的を法改正に先立って実施してきているところであるが、法改正後逆に公開の遅延または非公開とされている。

改正法の趣旨に従い速やかに、従来通りの公開をされることが必要である。

### (3) 監査対象に関する意見

#### 【意見I-1】教育委員会会議の公表効果の促進について

平成27年の県の教育委員会会議はいずれも午後1時以降4時までの間実施されている。これは、従来からの慣例であることや、委員等の出席の便宜のためという理由が考えられる。委員としての役割は形式的には概ね果たしていると考えられ、委員1人当たりの欠席回数は最大でも3回にとどまっている。

しかし、教育委員会の意思決定の過程は、一般に、首長や議会に比べ住民から見えにくくされてしまい、教育委員会の会議の公開を徹底することが期待されている。会議の公開については、平成13年の地教行法改正により、すべての自治体に義務付けられたが、傍聴者の数が少なく、公開が地域住民の理解に十分に結びついていないのではないかという指摘がされている。<sup>1</sup>

これに対応するため、会議開催予定を積極的に広報するとともに、開催時間(夜間開催等)や開催場所について、地域住民ができるだけ傍聴しやすいよう配慮することが求められる。

法改正の趣旨を踏まえて、今後この点における更なる改善が望まれる。

また、教育委員会の意思決定に地域住民の意向を反映していくために、教育委員自身が様々な場を通じ、地域住民の意向を把握することが重要とされる。<sup>2</sup>

このため、住民公聴会の開催や移動教育委員会議の開催など、意向把握のための工夫を更に実施することが望まれる。

さらに、教育委員自ら資質を高める機会を設けるために、県教育委員と市町村教育委員との情報交換・研究協議の場が確保されるよう、更なる積極的対応が望まれる。

これに対しては、監査対象年度にいざれかの委員が出席した会議、行事等は106回存在し、この内訳としては、①教育委員会会議・協議会が24回、②その他会議・研修会等32回、③学校訪問11回、④学校行事(入学式、卒業式等)18回、⑤県議会4回、⑥その他採用試験立ち合い、辞令交付式等17回とされており十分な活動がなされているという意見も存在す

<sup>1</sup> 以上の指摘は、文部科学省の以下のホームページによる。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05012701/004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05012701/004.htm))

<sup>2</sup> 上記と同様。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

る。しかし、このうち儀礼的または形式的な出席が多くを占めており、効率的観点から、より有意義に委員等が活動できるよう配慮が必要であろう。

#### 【意見I-2】教科書採択の公正確保について

他県でも同様の事例は多発しているが、県においても教科書会社が検定中の教科書を教員に閲覧させる等の問題が生じている。報道によれば、県内で30人の現職教員が4社の教科書を閲覧し、うち25人の現金の授受が確認されている。

これらの問題に対し、平成28年度教科用図書検定調査審議会総会(第1回)(平成28年9月8日、文部科学省)においては、資料7-5「採択の公正確保に向けた教科書発行者への対応について」により、教育委員会等への対応として以下の点が示されている。

- 教育委員会等に対する指導を新たな通知により徹底
- 教科書の著作・編集に関与するなど、発行者と一定の関係にある教員等の採択への関与を排除
- 法令遵守はもとより、不公正な行為に教員等が荷担・関与した場合には、懲戒処分も含めた厳正な対処
- 教員等が不公正と思われる行為を発見した場合には、都道府県教育委員会を通じて文部科学省に報告

(注)なお、通知に基づく教育委員会の措置や対策について、調査・公表するとしており、これは本年度中に調査するとされている。

今後も県の教育委員会が、上記議論を踏まえ、事前のリスク回避策を講ずることが望まれる。

## 2. 事務局管理費

### (1) 概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

府内事務の総合企画及び調整、叙位、叙勲及び表彰に関する事、教育に係る調査及び統計並びにこれらの総括に関する事、等総務事務一般を対象としている。

特に、「豊かな心と健やかな体を育みます」という基本方向の施策の柱として「規範意識や他人への思いやりなどの豊かな心の育成」の観点から、学校ネットパトロール事業が実施されている。

なお、学校ネットパトロール事業とは、インターネット上の学校裏サイト等の検索や、不適切な内容の削除依頼、情報提供受付を行うことで、関連するトラブルを防ぎ、学校を支援するための民間委託事業(受託事業者:株式会社アキタネットのことである。当該事業では、秋田県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象としている。秋田県総合教育センター内に作業室を置き、平成26年6月から開始している。

なお、学校ネットパトロール事業としては、上記のとおりであるが、秋田県では以前に以下に示す類似事業を平成21年9月から実施している。このため、以下ではこれらも含めた実績を示すこととする。

#### 【先行類似事業】

平成21年9月～ あきたスクールサイトウォッチャー事業

平成24年度 情報モラル支援事業

平成25年度 情報リテラシー教育事業

当該事業の実施状況は以下のとおりである。

表9 ネットパトロールの実績(類似事業も含む)

期間	平成21年度 (9月～3月)	平成22年度 (4月～3月)	平成23年度 (4月～3月)	平成24年度 (4月～3月)
調査数	176,950	150,397	206,751	269,333
不適切な書き込み件数	不明	8,948	1,794	1,783
削除依頼件数	528	564	145	31
情報提供件数	4	13	7	3
期間	平成25年度 (4月～3月)	平成26年度 (4月～3月)	平成27年度 (4月～3月)	平成28年度 (5月～10月)
調査数	268,303	165,886	345,775	284,197
不適切な書き込み件数	2,346	888	824	383
削除依頼件数	21	23	5	20
情報提供件数	11	5	2	4

(出所)<https://www.assw.jp/report/>

## 第5 外部監査の結論－論点別－

I 教育庁総務課

### ② 事業費

**表 10 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	49,018	37,594	31,067	30,128

**表 11 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	4,151	非常勤職員報酬
役務費	3,332	電話料金他
委託料	8,492	学校ネットパトロール事業他
旅費・交通費	3,958	職員旅費他
一般需要費	6,498	広報費、表彰費、その他事務局管理運営費
その他	3,697	各種団体負担金
合計	30,128	—

**表 12 事業費の財源**

国	1,238 千円	4.11%
県	28,866 千円	95.1%
その他(諸収入)	24 千円	0.08%

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項 I - 2】業務委託契約書の改善について

以下においては、「学校ネットパトロール事業委託契約書」の記載事項について指摘するものであるが、他の同様の契約書においても類似の事例が見られることから、契約書一般についての指摘事項として理解していただきたい。

- ①第13条(著作権等の取扱)については、著作権その他の権利が生じたときには、甲(県)に移転しなければならないとされているが、著作権のうち著作者人格権については、一身専属的権利であることから、移転することはできない。これについては、「著作権その他の権利(著作者人格権は除く。)が生じたときは、、、」とすべきである。
- ②合意管轄の規定が含まれていない。「甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、秋田地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。」と記載すべきである。

### (3) 監査対象に関する意見

#### 【意見 I -3】学力と家庭環境との関係の調査について

##### ① 現状の課題

平成28年の「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)の結果が発表され、県は昨年まで9回連続で最上位級の成績を残してきた。小学校の国語Aと算数A、Bで石川県にトップを譲つたものの、小中の全科目で上位を維持している。そのため、全国各地から秋田県の教育方法を学ぼうと学校関係者が訪れているのは周知のとおりである。

秋田県公式Webサイトの県民の声(平成28年2月29日)にもあるように「毎年、実施される全国学力テストでは秋田県は良い結果を残しているが、大学進学率の向上に結び付いていない」<sup>1</sup>という意見も各所から見られる。

これに対する県の回答は、「高校教育では、小中学校で培われた学力を基盤として、知識・技能を活用しながら自分の考えを論理的に表現する力や、自ら課題を発見し、解決する能力を育成することが重要であると考えております。こうした観点から、受験学力にとどまらない、真の学力向上に向けた取組が必要であると考えており、このことは医師の確保や、御指摘にありました魅力ある産業の創出など、本県の課題に対して当事者意識をもって取り組む人材の育成につながるものと考えます。」とし、「受験学力にとどまらない、真の学力向上」を強調している。

##### ② 学力結果を基にした研究

これらの評価は別にして、近時経済格差と教育格差との関係が注目され、平成25年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成26年「子どもの貧困対策に関する大綱」にみられるように家庭環境と学力の関係をベースとした格差の問題が注目されている。

それにもかかわらず、従来の議論の多くは、上記の「全国学力・学習状況調査」を基にするある一時点の家庭環境と教育達成度の相関関係に終始しているものが多い。

県においても、一定の期間に渡るなんらかの学力と家庭環境との時系列的調査の実績があるかという質問について、これまでそのような研究は行ったことがないとの回答であった。

しかし、家庭環境の一定期間に渡る調査研究を可能とできるのは、学校の現場を統括し、長期間にわたりデータ収集ができる教育委員会が最適であると考える。

特に県は、その評価は別にしても、若年層の高い学力水準を持っていることから、その後の変化を把握するには最適の事例を有すると言える。

そこで、県においては、日本のモデル事例として、長期間の当該調査研究の実施を期待したい。以下はその先行研究である。

---

<sup>1</sup> [http://www.pref.akita.jp/pref\\_voice/show\\_detailpage.htm?serial\\_no=2034](http://www.pref.akita.jp/pref_voice/show_detailpage.htm?serial_no=2034) による。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

#### ③ 学力・心理・家庭環境の経済分析(全国小中学生の追跡調査から見えてきたもの)

当該研究は、平成28年6月20日、株式会社有斐閣から出版されている。赤林英夫慶應義塾大学経済学部教授、直井道生同准教授及び敷島千鶴帝京大学文学部教授の3名によりなされたもので、日本において教育水準を定量的に分析したものとしては、非常に参考となるものである。

#### ④ 平成12年ノーベル経済学受賞者ジェームズ・ヘックマンの研究

「5歳までの教育が、人の一生を左右する」「潜在能力は、経済力などの資源の制約、情報量と社会的な期待、両親の情報と期待、そして本人の選好という4つの要員から影響を受ける『非認知スキル』であるとして、IQ(知能指数)で測れるわけではない」など、数多くの評論があるが、特に”Human Capital Policy”においては、親の所得と学力の関係が、子どもの年齢とともにどのように変化するかを示している。

#### ⑤ 今後に向けて

県は、若年層に対する教育の評価が高く、大綱における施策においては、「自らの未来を切り開き社会に貢献する人材の育成」「高等教育の充実と地域貢献の促進」「グローバル社会で活躍できる人材の育成」等を標榜している。

また、低所得者向けに育英事業等にも力を入れている。

そうであるなら、上記先行事例等を参考として、政策の妥当性を担保するために長期に渡る科学的な研究を詳細に行い、その結果をより効果的な施策に役立てるべきである。

### 3. 私立学校運営費補助金

#### (1) 概要

##### ① 事業の目的、内容及び成果

私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的として交付される補助金であり、他県でも同様の趣旨で支出されているものである。

運営費補助金の法的根拠等については、私立学校振興助成法及び同法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、秋田県財務規則、秋田県教育庁総務課関係補助金交付要綱、並びに私立学校運営費補助金交付要領による。

当該補助金は、中学校又は高等学校の学校運営に要する経常的経費のうち、原則として人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出を対象としている。

当該補助金には、以下の種類が存在する。

- 一般補助
- 過疎地域私立高等学校特別補助(以下「過疎地域補助」という。)
- あきた私学魅力アップ支援事業費補助(以下「魅力アップ補助」という。)

特に、「魅力アップ補助」は、伝統・文化等に関する教育の推進、食育の推進、キャリア教育等の推進、体験活動の推進、教育相談体制の整備、子どもに向き合う環境の整備、教育の国際化、特別支援教育に係る活動の充実、学校安全の推進、及び知事が認めるその他の特色ある教育活動、に対して補助するもので、1事業あたり原則上限30万円(54万円、45万円を上限とするものもある)の小規模のものである。上記の各学校法人への補助の状況は以下のとおりである。

表 13 補助金の交付先及びその内訳 (単位:円)

項目	交付先	内訳	補助額	参考
1	学校法人 聖霊学園	一般補助 魅力アップ補助	217,647,000 1,210,000	聖霊女子短期大学 付属高等学校
2	学校法人 ノースアジア大学	一般補助 魅力アップ補助	239,691,000 636,000	明桜高等学校
3	学校法人 敬愛学園	一般補助 魅力アップ補助	119,768,000 199,000	国学館高等学校
4	学校法人 和洋学園	一般補助 魅力アップ補助	193,464,000 1,423,000	秋田和洋女子高等 学校
5	学校法人 杉澤学園	一般補助 過疎地域補助 魅力アップ補助	68,491,000 12,004,000 481,000	秋田修英高等学校
合計			855,014,000	

(注)私立学校については、その他として私立高等学校就学支援事業費補助金(高等学校就学支援金、高等学校就学支援金事務費補助、私立高等学校授業料軽減補助、私立高等学校入学料軽減補助)等により補助がなされている。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

その他当該補助金は、日本私立学校振興・共済事業団補助金及び私立学校教職員退職金積立補助金として支出されている。

#### ② 事業費

**表 14 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	912,404	907,368	941,169	884,672

**表 15 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助及び交付金	884,672	一般補助、過疎地域補助等
合計	884,672	—

**表 16 事業費の財源**

国	129,885千円	14.68%
県	754,787千円	85.32%
その他(諸収入)	—	—

### (3) 監査対象に関する意見

#### 【意見I-4】魅力アップ補助の内容及び成果の公表について

秋田県内の私立学校(高等学校)の入学者が減少し続ける中で、魅力アップ補助は少ないながら継続して実施してきた。しかしその内容については、一部各交付先の事業報告等に含まれるもの、交付主体つまり県によるホームページ等による公表も行われていない。

本事業は一定の評価がされる事業であることから、積極的に内容を公表するとともに、当該事業の成果についても評価を行うことが透明性の観点から必要である。

特徴ある施策であることから、成果が明確となり、私学入学者の回復につながることを期待したい。

#### 【意見I-5】私立学校運営費補助金交付要領等の見直しについて

当該補助金の支出根拠は直接的には「私立学校運営費補助金交付要領(以下「要領」という。)」となる。

補助金である以上、一般的に交付先が当該要領の趣旨に反する使用を行うリスクは常に存在する。これに対して、当該要領においては、補助金の減額等の規定(第1章 第7)が定められているのみで、趣旨に反する使用をされた場合の返還規定が定められていない。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等上位の法律を根拠として返還を求めるることは可能であるが、その場合に県自らが返還を求める根拠としては弱いと考えられる。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

交付要領等では以下のような返還規定を含めるのが一般的であり、県においても同様の対応がなされることが望まれる。

また、当該返還規定を担保するためにも、財務書類等の調査権限を付与することも検討されたい。

#### (運営費補助金の返還)

第×× 知事は、運営費補助金の交付を取り消した場合において、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 知事は、運営費補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える運営費補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

#### 4. 教育助成費(育英事業助成費)

##### (1) 概要

###### ① 事業の目的、内容及び成果

次代を担う学生の経済的負担を軽減し、秋田県の人材育成に資するため、公益財団法人秋田県育英会(以下「秋田県育英会」という)が行う奨学金貸与事業等に対し助成を行っている。当該事業等は、奨学金貸与事業と学生寮の運営に区分される。

前者はさらに、秋田育英奨学金(月額貸与者 350 人、入学一時金 270 人)、高等学校等奨学金(月額貸与 500 人)があり、後者は東京寮(男子寮 119 人、東京都世田谷区)、ビューリー千秋(女子寮 80 人、神奈川県川崎市)の運営に使用されている。

###### ② 事業費

表 17 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	459,259	299,338	197,832	158,540

表 18 事業費の主な内訳

費目	平成 27 年度 決算額(千円)	主な内容
補助金、扶助費	157,223	育英事業助成金
その他	1,317	国への償還金
合計	158,540	—

表 19 事業費の財源

国	216 千円	0.14%
県	147,683 千円	93.15%
その他(諸収入)	10,641 千円	6.71%

##### (2) 監査対象に関する意見

###### 【意見 I -6】学生寮の運営について

現在、学生寮(東京寮及びビューリー千秋)の運営は、秋田県育英会が行っている。このうち東京寮については比較的利用度は高いとされるが、女子寮であるビューリー千秋については 80 人の定員のうち平成 27 年度の利用者は 37 人と半分以下にとどまっていることである。

利用率が低い理由としては、アルバイトやゼミ、サークル活動が活発となる 3 年生以降の退寮者が多いことや、修学期間が 2 年間の短大生がいることの他、川崎市ということで都心から離れているイメージがあることも原因の一つであるとのことである。

しかし、最寄りの駅である武蔵小杉は近時人気のある街であり、横浜や渋谷のいすれにも

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### I 教育庁総務課

出やすい場所にある。それにもかかわらず、秋田県育英会のホームページではそうした街の魅力を強調することなく、単に大学までのアクセス時間のみを掲載していることが入寮者不足を招く原因の一端とも考えられる。

地方から出てくる学生は、単に勉学のために大学への往復をするだけでなく、安全で、楽しい学生生活を望むはずである。実際、当該地域は決して不人気となるような地域ではなく、施設自体の住環境や賃料も望ましい形と言える。むしろ、生活のしやすさ等のアピール度を高めることで、課題は解消に向かうのではないかと考えられる。

秋田県育英会のホームページの改善を図るとともに、県と協調して広報活動を広く行い、改善すべき点があれば速やかに改善する等により、貴重な資産の利用効率を高める努力を続けることが望まれる。

写真1 ビューリー千秋の全景と寮室内部



(出所)公益財団法人秋田県育英会のホームページより転記

## II 義務教育課

### 1. 学校事務センター支援事業

#### (1) 概要

##### ① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、事務の効率化と事務職員のスキルアップを図るとともに、職員数の縮減を進めるため、小規模の学校(以下「連携校」という。)を対象に、一定地域内で拠点校を定めて事務職員を集中配置するもので、平成16年度より実施している。

拠点校には、地域内の事務を統括し、他の事務職員等を監督するため管理職の事務長を置き、拠点校及び拠点校以外の各学校には県負担で非常勤職員を配置し、拠点校との事務運営の連携、効率化や事務執行の水準の平準化を計画的・組織的に推進するとしている。このことによって、地区ごとにセンター化を図り、各地区において事務職員1~2名を減じている。

学校事務センター化の成果について県は、事務の効率化、職員数の縮減など確実に上がっており、職員の資質向上も図られているとしている。

#### 1) 学校事務のセンター化の状況

表 20 学校事務のセンター化の状況

		平成21年度末	平成27年度末
実施地区		17地区	15地区
実施校		69校	60校
未実施校		318校	267校
事務職員等	事務職員	42人	33人
	非常勤職員	63人	57人

(出所)センター化実施前及び平成21年度末のデータは、「あきた教育新時代創成プログラム 平成22年度実施計画(案)」より抜粋

#### 2) 拠点校(平成27年5月1日時点)

平成27年5月1日時点の拠点校は表21のとおりである。

表 21 拠点校(平成27年5月1日時点)

No.	市町村	学校名	No.	市町村	学校名
1	秋田市	秋田北中学校	9	由利本荘市	新山小学校
2	秋田市	雄和中学校	10	由利本荘市	大内中学校
3	能代市	能代東中学校	11	大仙市	太田中学校
4	大館市	扇田小学校	12	北秋田市	森吉中学校
5	大館市	田代中学校	13	仙北市	西明寺中学校
6	男鹿市	男鹿南中学校	14	三種町	山本中学校
7	湯沢市	稻川中学校	15	羽後町	羽後中学校
8	鹿角市	十和田小学校			

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

#### 3) 連携校（平成27年5月1日時点）

平成27年5月1日時点の連携校は、小学校43校、中学校2校の計45校である（表22）。

**表22 連携校(平成27年5月1日時点)**

No.	所在地	連携校名	児童・生徒数	No.	拠点校名	
1	秋田市	下新城小学校	137人	1	秋田北中学校	
2		上新城小学校	18人			
3		金足西小学校	175人			
4		川添小学校	130人			
5		種平小学校	16人			
6		戸米川小学校	31人			
7		大正寺小学校	42人			
8	能代市	第五小学校	166人	3	能代東中学校	
9		崇徳小学校	22人			
10		鶴形小学校	20人			
11	大館市	早口小学校	113人	4	田代中学校	
12		山瀬小学校	158人			
13		西館小学校	141人			
14		東館小学校	104人			
15	男鹿市	船川第一小学校	173人	6	男鹿南中学校	
16		船川南小学校	43人			
17	湯沢市	稻庭小学校	41人	7	稲川中学校	
18		三梨小学校	83人			
19		川連小学校	119人			
20		駒形小学校	87人			
21	鹿角市	末広小学校	20人	8	十和田小学校	
22		大湯小学校	107人			
23		草木小学校	20人			
24	由利本荘市	小友小学校	120人	9	新山小学校	
25		石沢小学校	68人			
26		岩谷小学校	161人			
27		下川大内小学校	85人		10	大内中学校
28		上川大内小学校	48人			
29	大仙市	太田東小学校	114人	11	太田中学校	
30		太田南小学校	128人			
31		太田北小学校	41人			
32	北秋田市	米内沢小学校	132人	12	森吉中学校	
33		前田小学校	66人			
34		阿仁合小学校	32人			
35		大阿仁小学校	28人			
36		阿仁中学校	52人			
37	仙北市	西明寺小学校	123人	13	西明寺中学校	
38		桧木内小学校	57人			
39		桧木内中学校	32人			
40	三種町	下岩川小学校	34人	14	山本中学校	
41		森岳小学校	92人			
42		金岡小学校	72人			
43	羽後町	西馬音内小学校	278人	15	羽後中学校	
44		元西小学校	39人			
45		羽後明成小学校	94人			
連携校の平均児童・生徒数			86人			

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

#### ② 事業費

**表 23 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	105,985	112,165	103,329	103,574

**表 24 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	88,955	非常勤職員報酬
共済費	14,618	非常勤職員共済費
合計	103,574	—

**表 25 事業費の財源**

国	—	—
県	103,148 千円	99.6%
市一般財源	—	—
その他(諸収入)	426 千円	0.4%

#### ③ 事務職員数比較

次ページの表 26 は、市町村立学校職員給与負担法により都道府県費から給与が支給されている公立小学校の常勤事務職員(以下「本務事務職員」という。)の人数について、平成17年5月1日時点と平成27年5月1日時点の状況を47都道府県別に示したものである。また、次々ページの表 27 は、同様に公立中学校の本務事務職員数を比較したものである。

表 26 より、平成27年5月1日時点の秋田県の公立小学校の本務事務職員数は189人で、平成17年5月1日の286人よりも97人減少している。減少率は33.9%で、大分県、愛媛県に次いで高い減少率となっている。

表 27 より、平成27年5月1日時点の秋田県の公立中学校の本務事務職員数は136人で、平成17年5月1日の158人よりも22人減少している。減少率は13.9%で、東京都に次いで高い減少率となっている。

秋田県は、公立小学校、公立中学校とも本務事務職員の減少率が高い県となっている。このことについて県によると、学校事務センター支援事業による縮減効果も一定程度あるが、学校数の減少が最大の要因とのことである。

#### ○平成27年度の本事業による縮減効果

事業対象校60校に対して本務事務職員を33名配置 ⇒ 27名の縮減

#### ○平成17年度～平成27年度における学校数と本務事務職員の減少の比較

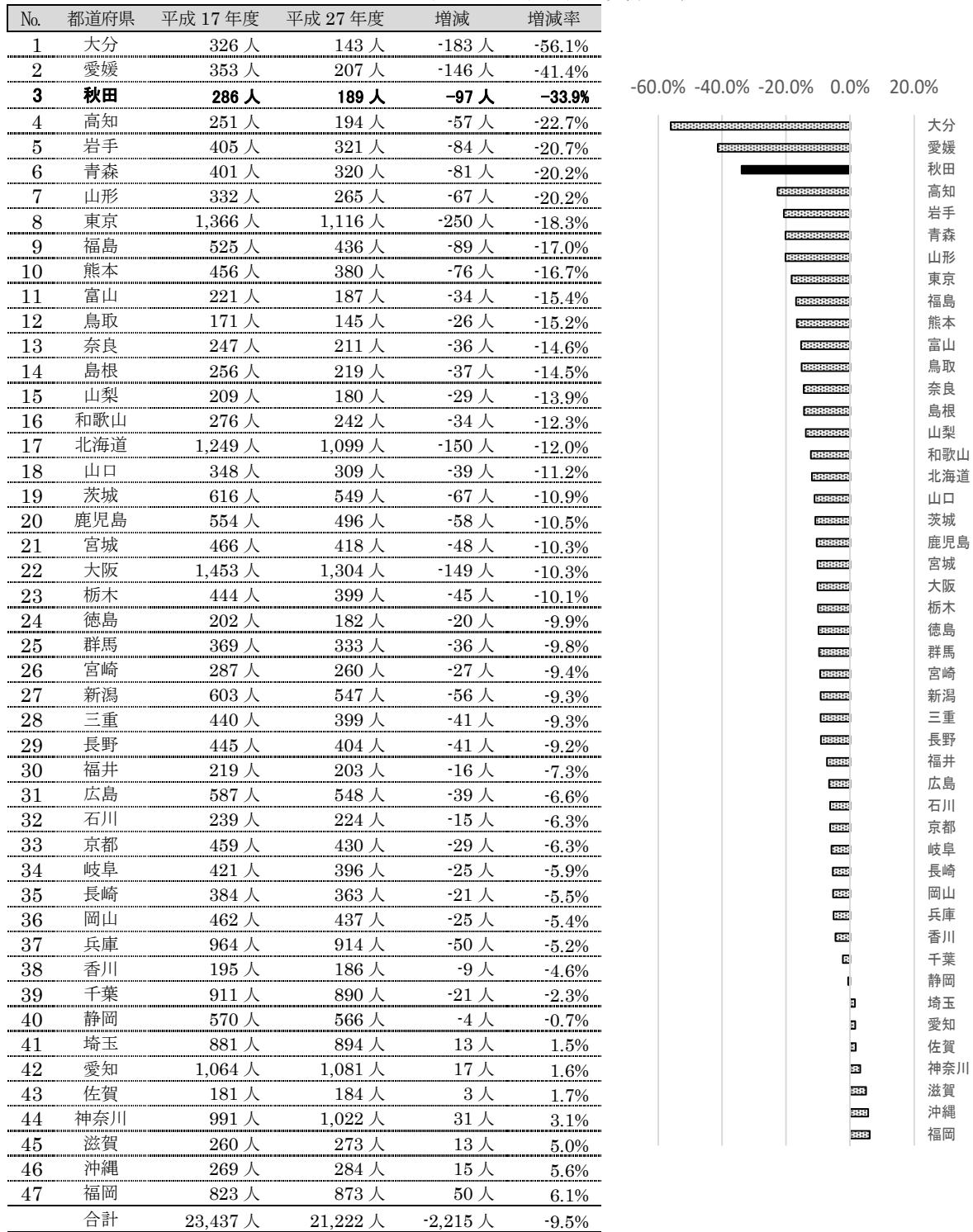
(小学校) 学校数 81校減少 ⇒ 事務職員 97人減少

(中学校) 学校数 16校減少 ⇒ 事務職員 22人減少

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

**表 26 公立小学校の本部事務職員数比較**



(出所) 学校基本調査(文部科学省)より包括外部監査人作成

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

**表 27 公立中学校の本務事務職員数比較**

No.	都道府県	平成 17 年度	平成 27 年度	増減	増減率	-20.0%	0.0%	20.0%	40.0%	東京 秋田 鹿児島 石川 山形 鳥取 長野 沖縄 岩手 三重 和歌山 山口 福島 奈良 徳島 熊本 山梨 北海道 香川 茨城 高知 富山 長崎 栃木 群馬 宮崎 愛媛 宮城 広島 福井 青森 岡山 静岡 岐阜 兵庫 島根 滋賀 京都 新潟 埼玉 千葉 愛知 大阪 神奈川 福岡 佐賀 大分
1	東京	652	547	△ 105	-16.1%					
2	秋田	158	136	△ 22	-13.9%					
3	鹿児島	235	204	△ 31	-13.2%					
4	石川	107	93	△ 14	-13.1%					
5	山形	131	115	△ 16	-12.2%					
6	鳥取	71	63	△ 8	-11.3%					
7	長野	208	192	△ 16	-7.7%					
8	沖縄	161	150	△ 11	-6.8%					
9	岩手	184	172	△ 12	-6.5%					
10	三重	191	179	△ 12	-6.3%					
11	和歌山	127	119	△ 8	-6.3%					
12	山口	176	165	△ 11	-6.3%					
13	福島	243	230	△ 13	-5.3%					
14	奈良	115	109	△ 6	-5.2%					
15	徳島	98	93	△ 5	-5.1%					
16	熊本	217	206	△ 11	-5.1%					
17	山梨	100	95	△ 5	-5.0%					
18	北海道	639	608	△ 31	-4.9%					
19	香川	86	82	△ 4	-4.7%					
20	茨城	252	242	△ 10	-4.0%					
21	高知	125	120	△ 5	-4.0%					
22	富山	87	84	△ 3	-3.4%					
23	長崎	194	188	△ 6	-3.1%					
24	栃木	182	177	△ 5	-2.7%					
25	群馬	182	177	△ 5	-2.7%					
26	宮崎	156	153	△ 3	-1.9%					
27	愛媛	146	145	△ 1	-0.7%					
28	宮城	231	230	△ 1	-0.4%					
29	広島	259	258	△ 1	-0.4%					
30	福井	73	73	—	—					
31	青森	194	196	2	1.0%					
32	岡山	181	183	2	1.1%					
33	静岡	290	297	7	2.4%					
34	岐阜	198	204	6	3.0%					
35	兵庫	428	442	14	3.3%					
36	島根	108	112	4	3.7%					
37	滋賀	116	121	5	4.3%					
38	京都	193	202	9	4.7%					
39	新潟	255	270	15	5.9%					
40	埼玉	453	482	29	6.4%					
41	千葉	419	447	28	6.7%					
42	愛知	485	525	40	8.2%					
43	大阪	706	765	59	8.4%					
44	神奈川	499	542	43	8.6%					
45	福岡	377	426	49	13.0%					
46	佐賀	96	124	28	29.2%					
47	大分	154	208	54	35.1%					
	合計	10,938	10,951	13	0.1%					

(出所) 学校基本調査(文部科学省)より包括外部監査人作成

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

#### ④ 1校あたり事務職員数比較

表28は、47都道府県の公立小学校の1校あたり本務事務職員数を比較したものである。平成17年5月1日時点と平成27年5月1日時点の人数を比較し、平成27年5月1日時点の人数が少ない順にならべている。また、表29は、47都道府県の公立中学校の1校あたり本務事務職員数を比較したものである。公立小学校と同様に、平成17年5月1日時点と平成27年5月1日時点の人数を比較し、平成27年5月1日時点の人数が少ない順にならべている。

表28より、秋田県の平成27年5月1日時点の公立小学校1校あたり本務事務職員数は0.89人/校で、大分県、愛媛県、高知県、東京都及び徳島県に次いで6番目に少ない数値となっている。一方、表29より、秋田県の平成27年5月1日時点の公立中学校1校あたり本務事務職員数は1.16人/校で、47都道府県中34番目となる。

秋田県の1校あたりの本務事務職員数を他の都道府県と比較すると、公立小学校は本部事務職員数が少なく、公立中学校は逆に多い状況となっている。

秋田県において、公立中学校における1校あたりの本務事務職員配置数が多い理由は、学校事務センター支援事業において、拠点校と連携校の連携を円滑に行うため中学校区を単位として組織を構成し、本務事務職員が配置される拠点校を中学校とする市町村が多いため、公立小学校は本務事務職員配置数が少なく、公立中学校は多くなるためである。

学校事務センター(以下「センター」)の役割やメリットについての県の考え方は次のとおりである。

- センターは、県財政の危機的運営が常態化する中で将来にわたって安定した教育行政を維持するためには教育行政体制を大胆に見直す必要があるとの認識のもと、「あきた教育新時代創世プログラム」の一環として平成16年度に開始されたが、常勤事務職員の削減による学校事務の機能低下を招かないように十分配慮して制度設計されている。
- 学校事務職員は通常各学校に1名配置されているが、学校規模等により事務職員一人当たりの事務量に大きな差があることなどに着目し、センターは事務量の少ない小規模校を連携校として構成している。
- センター化により関係校の事務職員は一定数削減されるが、削減された人件費の一部を財源として常勤事務職員が不在となる連携校に非常勤事務職員を配置し拠点校との円滑な連携を図るとともに、拠点校の事務職員(連携校を兼務)が連携校をサポートすることにより、連携校における学校事務の機能低下を招かないように配慮している。
- 学校行事などで業務が集中する場合は、拠点校・連携校間での相互支援が容易であるなどのメリット(学校事務への投入可能人員はセンター実施前よりも増員となる)に加え、財務等の専決権を有する(通常は全て校長が決裁)管理職の統括事務長が配置(小中学校では管理職の事務職員は統括事務長のみ)されることから、事務処理の迅速化・効率化と執行体制の強化を両立させている。
- センターは、構成する学校の規模によっては適さない場合もあるが、費用対効果や事務

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

処理体制の面で優れており、時代の要請にも十分応えていると考えている。

**表 28 公立小学校の1校あたり本務事務職員数比較**

No.	都道府県	平成17年度	平成27年度	増減	増減率				
1	大分	0.89人	0.49人	-0.40人	-45.3%				
2	愛媛	0.97人	0.70人	-0.27人	-27.8%				
3	高知	0.80人	0.82人	0.01人	1.4%				
4	東京	1.03人	0.86人	-0.16人	-15.8%				
5	徳島	0.74人	0.88人	0.14人	19.3%				
6	秋田	<b>0.98人</b>	<b>0.89人</b>	<b>-0.08人</b>	<b>-8.6%</b>	0.00人	0.50人	1.00人	1.50人
7	和歌山	0.88人	0.91人	0.03人	3.5%				
8	鹿児島	0.92人	0.92人	0.01人	0.7%				
9	福島	0.95人	0.94人	-0.01人	-0.6%				
10	岩手	0.91人	0.94人	0.03人	3.7%				
11	富山	0.99人	0.96人	-0.03人	-3.2%				
12	山梨	0.97人	0.97人	0.01人	0.5%				
13	山口	0.97人	0.98人	0.01人	0.6%				
14	山形	0.92人	0.99人	0.07人	7.3%				
15	北海道	0.89人	1.00人	0.11人	12.1%				
16	三重	1.01人	1.00人	0.00人	-0.5%				
17	熊本	0.97人	1.01人	0.04人	4.0%				
18	奈良	1.05人	1.01人	-0.04人	-3.5%				
19	福井	1.01人	1.02人	0.01人	1.0%				
20	石川	0.97人	1.02人	0.05人	4.7%				
21	長崎	0.94人	1.03人	0.09人	9.7%				
22	島根	0.95人	1.04人	0.09人	9.6%				
23	群馬	1.07人	1.05人	-0.02人	-1.8%				
24	宮城	1.01人	1.05人	0.04人	3.7%				
25	茨城	1.07人	1.05人	-0.01人	-1.3%				
26	沖縄	0.96人	1.06人	0.10人	9.9%				
27	栃木	1.05人	1.06人	0.01人	1.1%				
28	青森	1.01人	1.06人	0.06人	5.8%				
29	宮崎	1.02人	1.07人	0.05人	4.4%				
30	岐阜	1.07人	1.07人	-0.01人	-0.7%				
31	佐賀	0.94人	1.08人	0.14人	14.7%				
32	岡山	1.05人	1.08人	0.03人	3.0%				
33	鳥取	0.98人	1.08人	0.10人	10.1%				
34	長野	1.10人	1.09人	-0.01人	-1.2%				
35	埼玉	1.06人	1.10人	0.03人	3.2%				
36	千葉	1.06人	1.10人	0.04人	3.5%				
37	京都	1.04人	1.10人	0.06人	5.5%				
38	広島	0.97人	1.10人	0.13人	13.4%				
39	香川	0.96人	1.11人	0.15人	15.8%				
40	愛知	1.08人	1.11人	0.03人	2.8%				
41	静岡	1.05人	1.11人	0.06人	5.9%				
42	新潟	1.05人	1.13人	0.08人	7.4%				
43	福岡	1.06人	1.17人	0.11人	10.3%				
44	兵庫	1.16人	1.19人	0.03人	2.8%				
45	神奈川	1.13人	1.20人	0.07人	5.8%				
46	滋賀	1.11人	1.21人	0.10人	9.2%				
47	大阪	1.41人	1.30人	-0.11人	-8.1%				
	合計	1.03人	1.05人	0.02人	2.0%				

(出所) 学校基本調査(文部科学省)より包括外部監査人作成

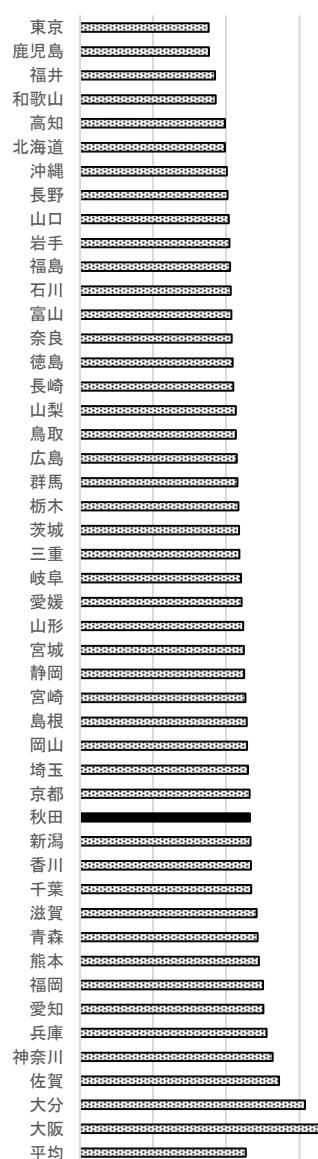
## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

**表 29 公立中学校の1校あたり本務事務職員数比較**

No.	都道府県	平成17年度	平成27年度	増減	増減率	
1	東京	1.01人	0.88人	-0.13人	-12.9%	0.00人
2	鹿児島	0.88人	0.88人	0.01人	0.7%	0.50人
3	福井	0.90人	0.92人	0.02人	2.6%	1.00人
4	和歌山	0.91人	0.93人	0.02人	1.8%	1.50人
5	高知	0.94人	0.99人	0.05人	5.5%	2.00人
6	北海道	0.91人	0.99人	0.08人	8.8%	
7	沖縄	1.03人	1.01人	-0.02人	-1.8%	
8	長野	1.07人	1.01人	-0.06人	-5.2%	
9	山口	0.97人	1.02人	0.05人	4.8%	
10	岩手	0.92人	1.02人	0.11人	11.9%	
11	福島	1.01人	1.03人	0.02人	1.9%	
12	石川	1.00人	1.03人	0.03人	3.3%	
13	富山	1.04人	1.04人	0.00人	0.1%	
14	奈良	1.08人	1.04人	-0.04人	-3.4%	
15	徳島	1.03人	1.05人	0.01人	1.3%	
16	長崎	0.98人	1.05人	0.08人	7.7%	
17	山梨	0.99人	1.07人	0.08人	7.8%	
18	鳥取	1.16人	1.07人	-0.10人	-8.2%	
19	広島	1.02人	1.08人	0.06人	5.8%	
20	群馬	1.03人	1.08人	0.04人	4.4%	
21	栃木	1.07人	1.09人	0.02人	1.4%	
22	茨城	1.08人	1.09人	0.01人	1.2%	
23	三重	1.08人	1.09人	0.01人	1.1%	
24	岐阜	1.02人	1.10人	0.08人	8.0%	
25	愛媛	0.97人	1.11人	0.13人	13.8%	
26	山形	1.02人	1.12人	0.10人	9.9%	
27	宮城	1.02人	1.12人	0.10人	10.2%	
28	静岡	1.08人	1.13人	0.04人	4.0%	
29	宮崎	1.11人	1.13人	0.02人	1.7%	
30	島根	1.01人	1.14人	0.13人	13.3%	
31	岡山	1.08人	1.14人	0.07人	6.2%	
32	埼玉	1.07人	1.15人	0.08人	7.9%	
33	京都	1.07人	1.16人	0.10人	8.9%	
34	秋田	<b>1.19人</b>	<b>1.16人</b>	<b>-0.03人</b>	<b>-2.2%</b>	
35	新潟	1.05人	1.17人	0.12人	10.9%	
36	香川	1.02人	1.17人	0.15人	14.4%	
37	千葉	1.10人	1.17人	0.08人	6.9%	
38	滋賀	1.15人	1.21人	0.06人	5.3%	
39	青森	1.10人	1.22人	0.12人	10.4%	
40	熊本	1.17人	1.23人	0.06人	5.1%	
41	福岡	1.08人	1.25人	0.17人	15.7%	
42	愛知	1.17人	1.26人	0.08人	7.0%	
43	兵庫	1.20人	1.28人	0.08人	6.5%	
44	神奈川	1.19人	1.32人	0.13人	10.5%	
45	佐賀	1.03人	1.36人	0.33人	32.1%	
46	大分	1.06人	1.54人	0.48人	45.1%	
47	大阪	1.52人	1.65人	0.13人	8.3%	
	平均	1.07人	1.14人	0.07人	6.4%	

(出所) 学校基本調査(文部科学省)より包括外部監査人作成



## (2) 監査対象に関する意見

### 【意見II-1】センターの縮小と今後の対応について

本事業は、事務の効率化と事務職員のスキルアップを図るとともに職員数の縮減を進めるため、小規模の学校を対象として一定地域内で拠点校を定めて事務職員を集中配置するもので、平成16年度より実施している。

県のセンターは、ピーク時(H22～H23)は19地区で実施されていたが、市町村合併後の学校統廃合によりセンターの解消が相次いだことから、平成23年度、これ以上の事業拡充は困難と判断し、センターの新規拡充は原則として行わないこととしている(平成28年度は11地区まで減少)。

このことについて、県のセンターは3校～7校の学校で構成することとしているが、学校統廃合により、この要件を満たさなくなったケースが生じてしまうこと、要件は満たしているものの統廃合により1校当たりの規模が大きくなると、事務職員配置基準を満たさない小規模校にも非常勤事務員が配置されるなどのセンターのメリットが縮小してしまうことなどから、市町村は、各学校に常勤事務職員を配置する従来の体制を選択する傾向がみられているとのことである。

また、県では、平成25年度以降は、各学校に事務職員を配置するものの、事務職員が必要に応じて共同で執務し、事務を集中処理する「学校事務の共同実施」を推進しており、平成29年1月現在、15市町村の46地区、214校で学校事務の共同実施が行われている。

さらに、国においても、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中、事務職員や、心理・福祉等の専門家が学校運営や教育活動に参画する「チーム学校」の整備が必要であるとしており、そのためには、学校事務体制の強化を図るための事務職員の定数措置を進める必要があるとしており、事務職員は配置拡充の方向へ進んでいるといえる。

現状ではセンターと学校事務の共同実施という2つの仕組みが存在しているが、2つの仕組みが存在していることについて、県は次のメリットがあるとしている。

- ① センターも学校事務の共同実施(以下「共同実施」)の一形態であり、目的とするところは共同実施と同じである。学校規模や地域の実情等を考慮して各市町村教育委員会が選択することになる。
- ② センターで縮減した事務職員定数を、共同実施へ振り向けることが可能となる。
- ③ センターに配置されている統括事務長は、センター以外の事務職員の指導的な立場も担っており、本県の共同実施や学校事務を牽引している。
- ④ 知事部局からの出向職員等を当初センターへ配置し、統括事務長による直接指導を経ることにより、単独配置校への異動を円滑にしている。

一方、学校事務の共同実施について県は、所属校に軸足を置きながら必要に応じて他校のサポートにあたること、共同実施をまとめるグループリーダーの権限が弱いなど、各校の連携はゆるやかであり、執行体制ではセンターよりも劣っているとしている。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

それに対してセンターは、費用や執行体制の面で優れているものの、県内の学校統廃合が続いていることからこれ以上の拡充は困難であり、厳しい財政事情が継続する中、センターによる事務職員の縮減は今後も必要であり、市町村教育委員会の意向が変わらない限り継続していくが、児童生徒の著しい減少が続く現状では、むしろ、学校統廃合により順次廃止に至ると予想している。

センターの縮小さらには廃止が予想される状況においては、費用や執行体制というセンターのメリットやノウハウをいかにして学校事務の共同実施に組み込むかがポイントとなる。

このことについては、センターに配置されている統括事務長が学校事務の共同実施の研修会にアドバイザーとして参加しているほか、実際に共同実施に加わって活動しているセンターもあり、また、センターで培ったノウハウを学校事務の共同実施に取り入れつつ、学校事務の共同実施を円滑に行うため、統括事務長に代わる新たな職の設置等について検討を進めているとのことである。さらに、国も共同実施を法制化するとしており、今後の組織強化も期待できるとしている。

以上の対応も含め県においては、センターの縮小が進む可能性がある中で、そのメリットやノウハウをどのように活用していくかについて十分留意していく必要がある。

## 2. 不登校・いじめ問題等対策事業

### (1) 概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、悩みや不安を抱えた児童生徒等に対して適切な支援ができるよう、地域や学校の実情に応じてスクールカウンセラー(以下「SC」という。)や心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等を配置し、各学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ、暴力行為等の問題行為の未然防止や改善を図ることを目的とした事業である。

本事業は、「スクールカウンセラー配置事業」、「心の教室相談員配置事業」、「広域カウンセラー配置事業」、「スクールソーシャルワーカー配置事業」、「電話相談事業」の5つの事業からなっている。

#### 1) スクールカウンセラー配置事業

SC(臨床心理士)を中学校、高等学校に配置し、学校における教育相談体制の充実を図っている。平成27年5月1日現在、県内78中学校と55高等学校に配置しており、配置中学校校区内の小学校にも対応している。平成27年5月1日時点のSC配置校は表30のとおりである。

表30 SC配置校(平成27年5月1日時点)

No.	市町村	学校名	No.	市町村	学校名	No.	市町村	学校名
1	秋田市	秋田東中学校	27	横手市	横手北中学校	53	潟上市	天王南中学校
2	秋田市	秋田南中学校	28	横手市	横手南中学校	54	潟上市	羽城中学校
3	秋田市	山王中学校	29	横手市	増田中学校	55	大仙市	大曲中学校
4	秋田市	土崎中学校	30	横手市	横手明峰中学校	56	大仙市	平和中学校
5	秋田市	秋田西中学校	31	横手市	十文字中学校	57	大仙市	中仙中学校
6	秋田市	外旭川中学校	32	大館市	第一中学校	58	大仙市	仙北中学校
7	秋田市	秋田北中学校	33	大館市	北陽中学校	59	大仙市	太田中学校
8	秋田市	豊岩中学校	34	大館市	成章中学校	60	北秋田市	鷹巣中学校
9	秋田市	城南中学校	35	大館市	東中学校	61	北秋田市	鷹巣南中学校
10	秋田市	下浜中学校	36	男鹿市	男鹿東中学校	62	北秋田市	森吉中学校
11	秋田市	城東中学校	37	湯沢市	湯沢北中学校	63	北秋田市	合川中学校
12	秋田市	泉中学校	38	湯沢市	湯沢南中学校	64	にかほ市	仁賀保中学校
13	秋田市	将軍野中学校	39	湯沢市	稲川中学校	65	にかほ市	金浦中学校
14	秋田市	御野場中学校	40	湯沢市	雄勝中学校	66	にかほ市	象潟中学校
15	秋田市	勝平中学校	41	鹿角市	花輪第一中学校	67	仙北市	角館中学校
16	秋田市	飯島中学校	42	鹿角市	十和田中学校	68	仙北市	生保内中学校
17	秋田市	桜中学校	43	由利本荘市	本荘南中学校	69	仙北市	神代中学校
18	秋田市	御所野学院中学校	44	由利本荘市	本荘北中学校	70	仙北市	西明寺中学校
19	秋田市	河辺中学校	45	由利本荘市	本荘東中学校	71	仙北市	桧木内中学校
20	秋田市	雄和中学校	46	由利本荘市	矢島中学校	72	小坂町	小坂中学校
21	能代市	能代第一中学校	47	由利本荘市	由利中学校	73	八郎潟町	八郎潟中学校
22	能代市	能代第二中学校	48	由利本荘市	西目中学校	74	大潟村	大潟中学校
23	能代市	東雲中学校	49	由利本荘市	鳥海中学校	75	美郷町	美郷中学校
24	能代市	能代南中学校	50	由利本荘市	東由利中学校	76	羽後町	三輪中学校
25	能代市	能代東中学校	51	由利本荘市	大内中学校	77	羽後町	羽後中学校
26	能代市	二ツ井中学校	52	潟上市	天王中学校	78	羽後町	高瀬中学校

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

#### 2) 心の教室相談員配置事業

心の教室相談員(地域人材)を中学校に配置し、生徒が気軽に相談できる環境を整備して、悩みや不安、ストレスの解消を図っている。

県内 19 中学校に配置している。

心の教室相談員配置事業は市町村への委託となっている。平成 27 年 5 月 1 日時点の委託先は表 31 のとおりである。

県内 25 市町村のうち 10 市町に委託している。

表 31 心の教室相談員配置事業委託先(平成 27 年 5 月 1 日時点)

No.	市町村	委託料	No.	市町村	委託料
1	秋田市	506,880 円	7	鹿角市	253,440 円
2	能代市	253,440 円	8	由利本荘市	253,440 円
3	横手市	506,880 円	9	大仙市	760,320 円
4	大館市	506,880 円	10	五城目町	253,440 円
5	男鹿市	253,440 円			
6	湯沢市	506,880 円		合計	4,055,040 円

#### 3) 広域カウンセラー配置事業

SC が配置されていない小中学校の相談等のニーズに対応するため、臨床心理士等を各地域に配置し、学校における教育相談体制の充実を図るものである。また、突発的な事案等の発生により、緊急に児童生徒等に対する心のケアが必要な場合は、臨床心理士等による緊急支援を行っている。

配置個所は、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、義務教育課の 4 か所である。

#### 4) スクールソーシャルワーカー配置事業

スクールソーシャルワーカーを各地域に配置し、学校と関係機関との連携を促進して問題行動等の解消を図るものである。秋田県総合教育センター(以下「教育センター」という。)、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所の 4 か所に配置している。なお、平成 28 年度から、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーを秋田明徳館高等学校に配置し、県内の各ケースに対応するとしている。

#### 5) 電話相談事業

フリーダイヤルの相談電話(すこやか電話)を設置し、児童生徒、保護者等の相談に応じ、不安や悩み等の解消を図るものである。

各教育事務所(3 か所)、出張所(5 か所)、教育センターの 9 か所に設置している。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

#### ※1 教育事務所・教育事務所出張所

秋田県は教育事務所を県内3か所に設置している。

教育事務所の名称、位置及び所管区域は表32のとおりである。

**表32 教育事務所**

名称	位置	所管区域
秋田県教育庁北教育事務所	北秋田市	鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡
秋田県教育庁中央教育事務所	秋田市	男鹿市、潟上市、秋田市、由利本荘市、にかほ市、南秋田郡
秋田県教育庁南教育事務所	横手市	大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、仙北郡、雄勝郡

教育事務所における事務の一部を分掌させるため、秋田県は県内5か所に教育事務所出張所を設置している。

教育事務所出張所の名称、位置及び所管区域は表33のとおりである。

**表33 教育事務所出張所**

名称	位置	所管区域
秋田県教育庁北教育事務所鹿角出張所	鹿角市	鹿角市、鹿角郡
秋田県教育庁北教育事務所山本出張所	能代市	能代市、山本郡
秋田県教育庁中央教育事務所由利出張所	由利本荘市	由利本荘市、にかほ市
秋田県教育庁南教育事務所仙北出張所	大仙市	大仙市、仙北市、仙北郡
秋田県教育庁南教育事務所雄勝出張所	湯沢市	湯沢市、雄勝郡

教育事務所の分掌事務は次のとおりである。

また、教育事務所出張所は、下記事務について、所管区域に係るもの分掌している。

- 市町村立小中学校の県費負担教職員の人事の指導及び助言に関すること。
- 市町村教育委員会の事務に対する必要な指導、助言及び援助に関すること
- 生涯学習及び社会教育に関すること
- その他学校教育に関すること

#### ※2 教育センター

秋田県は、教育に関する研究及び教育関係職員の研修を行い、もって教育の振興を図るため教育センターを潟上市天王字追分西に設置している。

#### ② 事業費

**表34 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	69,978	70,783	73,941	71,105

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

**表 35 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	64,732	SC等報酬
共済費	228	
旅費	1,585	
役務費	504	
委託料	4,055	電話相談事業
合計	71,105	—

**表 36 事業費の財源**

国	19,719千円	27.7%
県	51,386千円	72.3%
市一般財源	—	—
その他(諸収入)	—	—

### (2) 監査対象に関する意見

#### 【意見II-2】スクールカウンセラーの配置と留意点について

本事業は、悩みや不安を抱えた児童生徒等に対して適切な支援ができるよう、地域や学校の実情に応じて SC や心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等を配置し、各学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ、暴力行為等の問題行為の未然防止や改善を図ることを目的とした事業である。

表 37 は、学校基本調査より、都道府県別に児童 1,000 人あたりに占める不登校児童数を示したものである。また、表 38 は、学校基本調査より、都道府県別に中学校生徒 1,000 人あたりに占める不登校生徒数を示したものである。両表とも、児童・生徒数は平成 27 年 5 月 1 日時点、不登校児童・生徒数は平成 26 年度間の数値を用いている。

秋田県の児童 1,000 人に占める不登校児童は 2.5 人で、宮崎県、長崎県、岩手県に次いで低い数値となっている。また、秋田県の生徒 1,000 人に占める不登校生徒は 21.5 人で、富山県に次いで低い数値となっている。このように秋田県は、児童、生徒とも不登校者が比較的に少なく、このことについては、不登校・いじめ問題等対策事業の効果が大きいと思われる。

表 39 は、不登校・いじめ問題等対策事業のうち SC 配置事業と心の教室相談員配置事業の実施状況をまとめたものである。

生徒数は平成 27 年 5 月 1 日時点の人数を示しており、「心の教室相談員配置市町」の欄には県が当該市町に支払う委託料を示している。また、SC 配置校数は平成 27 年 5 月 1 日時点の配置校数を示しており、1 校あたり生徒数は、県内市町村の生徒数合計を SC 配置校数で除したものである。

SC 及び心の教室相談員の配置に当たっては、市町村に対して配置希望調査を実施した上で配置計画を立てている。平成 27 年度は配置を希望した全ての市町村に SC と心の教室

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

相談員を配置している。

表39より、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、井川町及び東成瀬村の6町村は、心の教室相談員配置事業を実施しておらず、SC配置校もない。これら6町村は配置希望がなかったとのことだが、このような状況を見る限り、SC配置事業、心の教室相談員配置事業とも郡部(町村)よりも市部が中心となっている印象がある。

また、SC配置校のある市町も、生徒数合計と配置校数のバランス(配置校1校あたり生徒数)にばらつきがあるようみえる。

配置計画を立てる際は、各学校の不登校生徒数、問題行動の発生件数なども考慮した上で配置校を決定している。特に不登校生徒数が多い中学校はカウンセリングの要望も多いため、優先的にSCを配置している。SCは、配置中学校区内の小学校にも対応しており小学校からカウンセリング等の要望があった場合、中学校に配置されたSCを活用できるほか、各教育事務所に配置している広域カウンセラーの活用も可能であり、県内全ての小学校の要望に対応することができる体制を整えているとのことである。

生徒数合計と配置校数のバランスにばらつきがみられるなか、配置中学校区内の各小学校に対して、同水準のサービスを提供していくことについては、今後も十分に配慮していく必要がある。

県においては、SC未配置の中学校及びその中学区内の小学校については、広域カウンセラーを活用して児童生徒や保護者のニーズに対応している。また、県内の臨床心理士の数が少ないため配置校数を増やすことは困難な状況であることから、SC配置校に対しては、学区内の小学校での活用も含め、SCの効果的な活用を要請している。

このような要請は必要なことではあるが、これら関係者に過度の負担を強いることのないよう十分に配慮することが重要である。SCの勤務状況については、月々の勤務状況整理簿により学校だけでなく、市町村教育委員会、各教育事務所も把握しており、義務教育課では、SC連絡協議会や中間期の勤務実績報告でSCの勤務状況を把握しているとのことだが、広域カウンセラーやSCについては、非常勤職員としての立場上、得られる報酬と実施すべき業務との間のバランスが適切かどうかについては、今後も、学校だけではなく、県教育委員会も十分に留意しておく必要がある。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

## II 義務教育課

表 37 不登校児童数比較

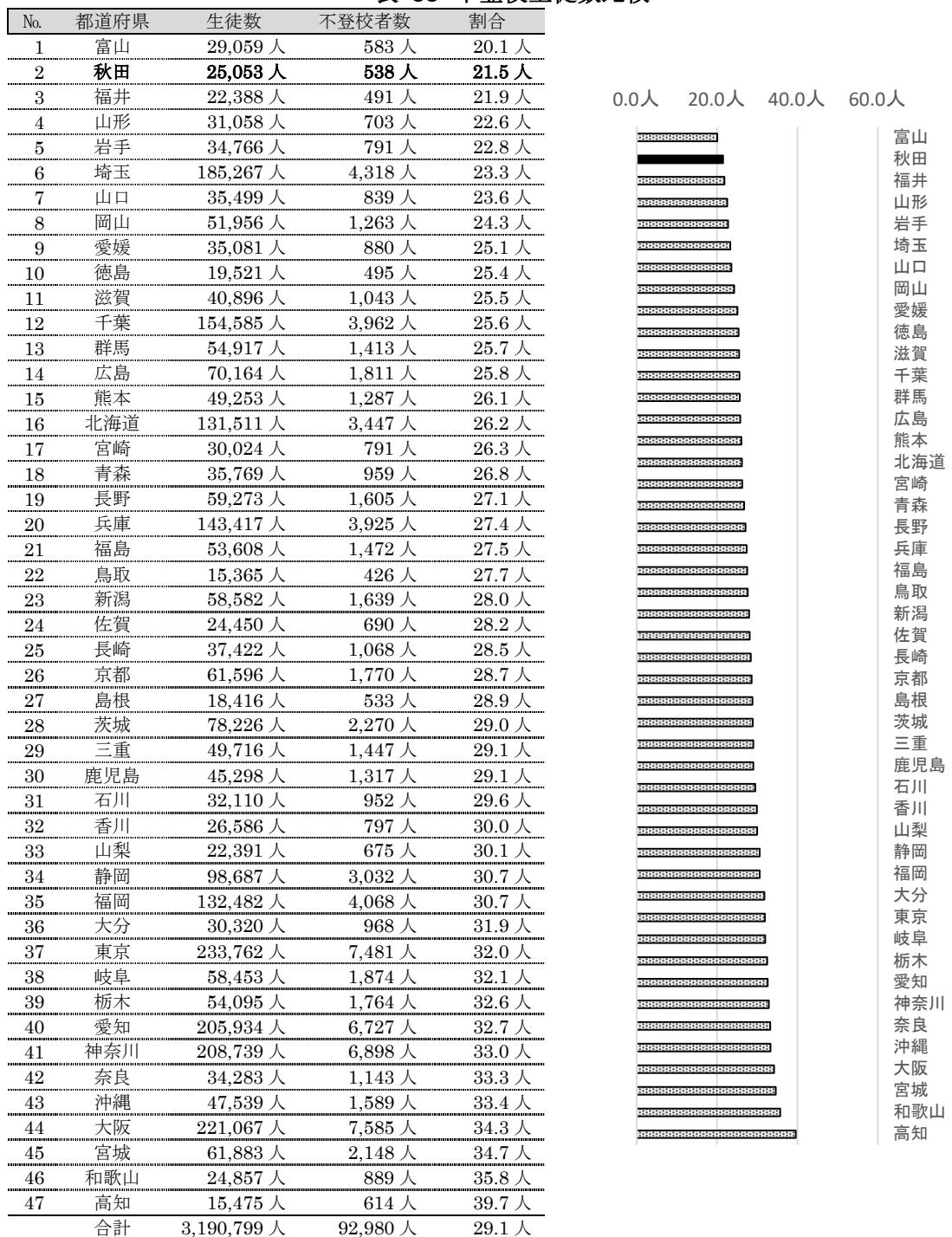
No.	都道府県	児童数	不登校者数	割合				
1	宮崎	60,727人	123人	2.0人				
2	長崎	71,929人	157人	2.2人				
3	岩手	62,408人	143人	2.3人				
4	秋田	45,329人	112人	2.5人	0.0	2.0	4.0	6.0
5	香川	51,576人	130人	2.5人				
6	鹿児島	89,670人	225人	2.5人				
7	埼玉	373,699人	974人	2.6人				
8	福井	42,848人	112人	2.6人				
9	愛媛	70,380人	180人	2.6人				
10	山形	55,983人	156人	2.8人				
11	兵庫	292,159人	815人	2.8人				
12	熊本	97,262人	276人	2.8人				
13	福島	94,686人	280人	3.0人				
14	北海道	250,667人	812人	3.2人				
15	山梨	41,698人	132人	3.2人				
16	佐賀	46,786人	152人	3.2人				
17	群馬	104,540人	347人	3.3人				
18	青森	62,147人	213人	3.4人				
19	山口	69,259人	238人	3.4人				
20	徳島	35,792人	125人	3.5人				
21	茨城	152,353人	570人	3.7人				
22	千葉	316,855人	1,157人	3.7人				
23	福岡	271,060人	998人	3.7人				
24	新潟	112,857人	435人	3.9人				
25	京都	125,788人	495人	3.9人				
26	栃木	104,075人	413人	4.0人				
27	富山	53,758人	215人	4.0人				
28	宮城	118,296人	497人	4.2人				
29	大阪	441,158人	1,908人	4.3人				
30	東京	562,969人	2,565人	4.6人				
31	岡山	101,567人	469人	4.6人				
32	大分	59,633人	274人	4.6人				
33	石川	60,896人	287人	4.7人				
34	三重	96,501人	456人	4.7人				
35	鳥取	29,821人	139人	4.7人				
36	広島	149,608人	708人	4.7人				
37	沖縄	97,297人	453人	4.7人				
38	長野	112,080人	533人	4.8人				
39	滋賀	82,069人	395人	4.8人				
40	岐阜	110,550人	558人	5.0人				
41	静岡	195,122人	973人	5.0人				
42	愛知	412,427人	2,050人	5.0人				
43	奈良	68,385人	343人	5.0人				
44	高知	33,971人	171人	5.0人				
45	島根	35,072人	183人	5.2人				
46	神奈川	454,730人	2,443人	5.4人				
47	和歌山	47,311人	255人	5.4人				
	合計	6,425,754人	25,645人	4.0人				

(出所) 学校基本調査(文部科学省)より包括外部監査人作成

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

**表 38 不登校生徒数比較**

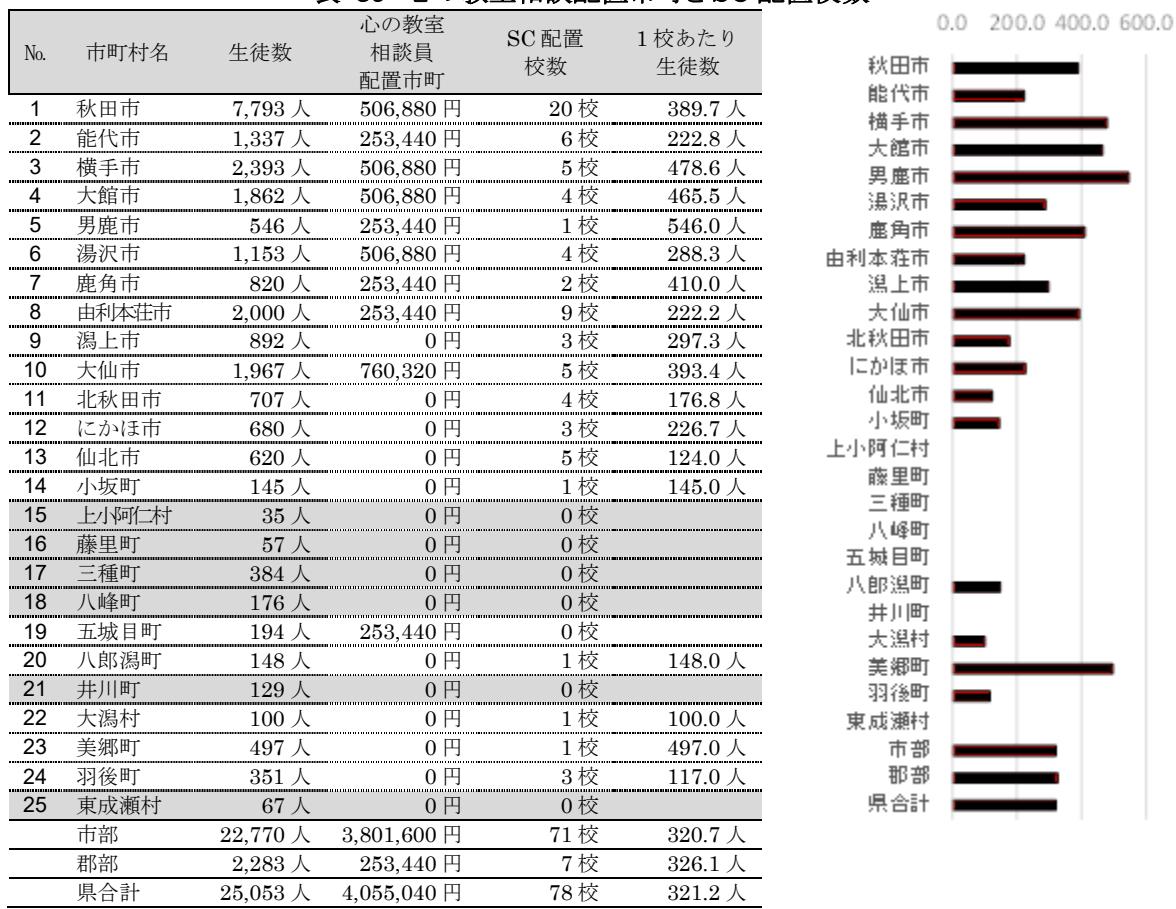


(出所) 学校基本調査(文部科学省)より包括外部監査人作成

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

**表 39 心の教室相談配置市町とSC配置校数**



(出所) 学校基本調査(文部科学省)より包括外部監査人作成

### 3. 学校アシスタント配置事業

#### (1) 概要

##### ① 事業の目的、内容及び成果

小学校に入学したばかりの1年生が、「集団行動がとれない」、「授業中に立ち歩く」、「先生の話をきけない」、「学習に集中できない」など学校生活になじめず、学級の集団形成が困難である状況を小1プロブレムという。

本事業は、小学校1年生の1学級の人数が30人から32人の小学校に非常勤職員(以下「学校生活適応支援員」という。)を配置して、学級担任をアシストすることにより、児童一人一人にきめ細かな支援をすることによって小1プロブレムの発生を未然に防止し、小学校生活への適応や望ましい学習集団の形成ができる目的とする事業である。

平成27年度は、学校生活適応支援員14名を1年生のクラスが30人前後の小学校へ一人ずつ配置している。

##### ② 事業費

表40 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	—	—	23,567	19,999

表41 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	17,132	
共済費	2,867	
合計	19,999	—

表42 事業費の財源

国	5,710千円	28.6%
県	14,204千円	71.0%
市一般財源	—	—
その他(諸収入)	85千円	0.4%

##### ③ 少人数学習支援事業との関係

県が定めている平成28年度学校アシスタント配置事業実施要項では、学校生活適応支援員の配置基準は、1年生の1学級の人数が30~32人の小学校で、1年生に対して少人数学習推進事業(後述)における人的措置がされている学校を除き、関係市町村教育委員会の意見・要望を参考に県教育委員会が指定した学校に配置するとしている。

このことについて、平成27年5月1日の状況をみると、1年生について1クラスあたりの児童数が30人を上回る小学校で、学校生活適応支援員が配置されていない小学校は表43の

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

とおりであるが、いずれも少人数学習推進事業により非常勤講師が配置されている。

少人数学習推進事業実施要項の「3 実施内容 (1)内容 ①」において、「小学校 1・2 年生及び中学校1年生において、生活集団及び学習集団の少人数化を図り、基本的な生活習慣を身に付けさせ、安定した学校生活を確保する。」との記述がある。県では、この内容を達成するためには、小 1 プロblemの発生を未然に防ぎ、小学校生活への適応や望ましい学習集団の形成を図ることは不可欠であり、その点において学校アシスタント配置事業と少人数学習推進事業の教育活動に大きな違いはないと考えている。

ただし、少人数学習推進事業については、その基準(平成 27 年度少人数学習推進事業配置基準)により、小学校 1・2 年の児童数が 33～35 人及び 65～70 人の場合には非常勤講師が配置され、学級担任と非常勤講師の二人体制での指導が可能となるが、32 人以下及び 36 人以上 64 人以下の場合は非常勤講師の配置の対象外とされてしまう。

そこで、32 人以下及び 36 人以上 64 人以下の学級でも、学級担任と非常勤職員の二人体制が展開できるよう、特に小 1 プロblemが課題とされている小学校 1 年できめ細かな指導を行うために学校アシスタント配置事業を開始している。そのため、少人数学習推進事業で人的措置がされている学校は、学校アシスタント配置事業から除かれている。

**表 43 1 年生の 1 クラスあたりの児童数が 30 人を上回る小学校(平成 27 年 5 月 1 日時点)**

	所在地	学校名	1 年生 児童数	1 年生 学級数	1 年生 1 クラス あたり児童数	教諭数	全校 児童数
1	仙北市	生保内小学校	37 人	1	37.0 人	11 人	223 人
2	湯沢市	湯沢西小学校	71 人	2	35.5 人	24 人	464 人
3	秋田市	上北手小学校	35 人	1	35.0 人	9 人	161 人
4	横手市	大雄小学校	35 人	1	35.0 人	10 人	205 人
5	大館市	上川沿小学校	35 人	1	35.0 人	10 人	160 人
6	潟上市	飯田川小学校	35 人	1	35.0 人	7 人	205 人
7	美郷町	千畑小学校	35 人	1	35.0 人	17 人	282 人
8	秋田市	飯島南小学校	69 人	2	34.5 人	17 人	439 人
9	湯沢市	湯沢東小学校	69 人	2	34.5 人	26 人	470 人
10	鹿角市	花輪小学校	68 人	2	34.0 人	22 人	463 人
11	潟上市	追分小学校	68 人	2	34.0 人	17 人	376 人
12	大仙市	花館小学校	68 人	2	34.0 人	17 人	374 人
13	小坂町	小坂小学校	33 人	1	33.0 人	11 人	202 人
14	秋田市	八橋小学校	65 人	2	32.5 人	15 人	417 人

### (3) 監査対象に関する意見

#### 【意見 II -3】学校生活適応支援員の配置基準について

本事業は、小 1 プロblemの発生を未然に防止し、小学校生活への適応や望ましい学習集団の形成を図るために、各市町村立小学校に非常勤職員である学校生活適応支援員を配置して、学級担任をアシストするものである。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

県が定めている平成28年度学校アシスタント配置事業実施要項では、学校生活適応支援員の配置基準は、1年生の1学級の人数が30～32人の小学校で、1年生に対して少人数学習推進事業における人的措置がされている学校を除き、関係市町村教育委員会の意見・要望を参考に県教育委員会が指定した学校に配置するとしている。

平成27年度に学校生活適応支援員を配置している小学校は表44のとおりである。

学校生活適応支援員は、小学校1年生の1学級の人数が30人から32人の小学校に配置するとしているが、29.5人の秋田市立旭南小学校や26.0人の横手市立大森小学校にも配置されている。

このことについては、学校生活適応支援員は、4月の新学期スタートに間に合うように1月末時点における入学予定児童数をもとに、3月1日時点で配置対象校を確定しているためとのことである。実際には保護者の転勤等、家庭の事情により入学予定の児童数が増減することがあり、秋田市立旭南小学校と横手市立大森小学校も、入学児童数が当初の予定人数を下回っていた。

**表44 学校生活適応支援員配置校(平成27年5月1日時点)**

	所在地	学校名	1年生児童数	1年生学級数	1年生1クラスあたり児童数	教諭数	全校児童数
1	秋田市	旭南小学校	59人	2	29.5人	16人	340人
2	秋田市	牛島小学校	60人	2	30.0人	20人	452人
3	秋田市	旭川小学校	95人	3	31.7人	20人	550人
4	秋田市	外旭川小学校	93人	3	31.0人	23人	568人
5	秋田市	金足西小学校	33人	1	33.0人	8人	175人
6	横手市	横手南小学校	93人	3	31.0人	30人	630人
7	横手市	大森小学校	26人	1	26.0人	14人	239人
8	湯沢市	山田小学校	31人	1	31.0人	9人	147人
9	由利本荘市	尾崎小学校	94人	3	31.3人	23人	550人
10	大仙市	高梨小学校	30人	1	30.0人	10人	202人
11	北秋田市	合川小学校	33人	1	33.0人	16人	242人
12	仙北市	神代小学校	32人	1	32.0人	10人	189人
13	井川町	井川小学校	32人	1	32.0人	11人	211人
14	東成瀬村	東成瀬小学校	31人	1	31.0人	9人	125人
		平均	53.0人	1.7	30.9人	15.6人	330.0人

(出所) 秋田県「平成27年度学校統計一覧」より監査人作成

平成27年度の学校生活適応支援員の配置人数は14人とされており、現状では、限られた人数のなかで優先順位を付けて配置している状況にある。

平成28年度学校アシスタント配置事業実施要項においても、学校生活適応支援員の配置基準について、関係市町村教育委員会の意見・要望を参考に県教育委員会が指定した学校に配置するとの規定があり、配置にあたって一定の判断がなされることが明文化されている。

県の財政状況を踏まえると、学校生活適応支援員の人数に上限を設定することはやむを得ず、その場合に優先順位を付けることもやむを得ないと考える。ただし、優先順位を付けるに

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

あたってはその基準をあらかじめ明確にしておく必要があるが、平成28年度学校アシスタント配置事業実施要項を見る限りではそのことが明確になっているとは言い難い。

平成28年度学校アシスタント配置事業実施要項では、県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された事業実施計画書(案)を精査し、予算の範囲内で人数や任期を定めて非常勤職員を任用し、市町村教育委員会に非常勤職員を派遣するとしているが、配置校の選定にあたって何が優先されるのかは明確となっていない。

学校アシスタント配置事業は平成27年度から開始された事業であり、今後、様々な見直しがなされるものと思われるが、現状においては、配置校の選定基準の明確化を図ることが必要と思われる。

#### 4. 少人数学習推進事業(小学校)

##### (1) 概要

###### ① 事業の目的、内容及び成果(中学校も含む)

本事業は、子どもの個性を生かし、子どもの多様性に応える教育活動を展開することを趣旨として、小学校低学年及び中学校1年生において、生活集団及び学習集団の少人数化を図り、基本的な生活習慣を身に付けさせ、安定した学校生活を確保すること、および小学校3年生から6年生及び中学校2・3年生においては、20人程度の学習集団による少人数授業を展開し、基礎学力の定着・向上を図ることを目指す事業である。平成27年5月1日時点では県内の公立小学校29校に31人の非常勤講師を配置している。

なお、小学校6年生については、本年度の包括外部監査の対象年度である平成27年度までは対象外とされており、平成28年度から本事業の対象に含まれている。

事業概要(平成27年度時点)は次のとおりである。

###### 小学校1～5年生及び中学校1～3年生(小学校5年生:新規)

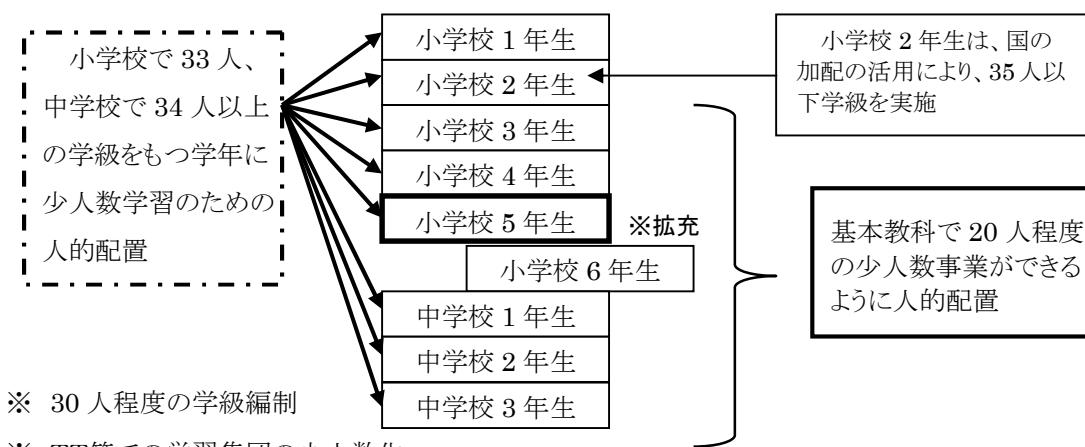
###### ○ 30人程度学級の実施

- ・ 基本的な生活習慣の定着、安定した学校生活の確保(小1・2、中1)
- ・ 高学年へ進むための学習及び生活の基礎づくりと集団規律と規範意識の醸成(小3・4)
- ・ 多岐にわたる学習内容及び心身の変化への対応、学力の一層の定着と問題行動の未然防止(小5)
- ・ 学習意欲及び学習内容の定着状況の向上とともに、不登校等の問題行動の未然防止(中2・3)

###### 小学校3年生～中学校3年生

###### ○ 20人程度の学習集団の少人数化等

- ・ 基礎学力の定着・向上



## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

#### ② 事業費

**表 45 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	39,077	46,415	54,469	55,190

**表 46 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	54,977	
共済費	212	
合計	55,190	—

#### ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の定め

公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部)の学級編制や教職員配置についての基本的な考え方、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「義務標準法」という。)に示されている。

義務標準法の概要は表 47 のとおりである。

**表 47 義務標準法の概要**

項目	内容	
学級編制	国は原則40人の標準(学級の上限人数)を設定	
	都道府県(給与負担者)は域内の基準を設定	
	市町村は学級編制を実施	
教職員定数	基礎定数	学校数、学級数、児童生徒数に基づいて都道府県ごとの定数を算定 都道府県が一定のルールにより教職員を配置
	加配定数	教育上、特別配慮が必要な場合(少人数指導、いじめや不登校対応、教職員の長期研修等)に対応するもの 都道府県への配分…国は政令で定める基準に基づき、都道府県の申請を受けて児童生徒数等を考慮して定める 都道府県が学校の実情などを踏まえて教職員を配置 改善…加配定数の弾力的運用・柔軟化提出書類の簡素化

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

#### 1) 義務標準法が定める学級編制の標準

- 義務標準法は公立義務教育諸学校の学級編制の基準について次のように定めている。
- 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。
  - ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。
  - 各都道府県ごとの、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、表 48 を標準として、都道府県の教育委員会が定める。
  - ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

表 48 学級編制の標準(義務標準法の定め)

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒数
小学校 (注 1)	同学年の児童で編制する学級	40人 (第一学年の児童で編制する学級は 35 人)
	二の学年の児童で編制する学級	16人 (第一学年の児童を含む学級は 8 人)
	特別支援学級	8人
中学校 (注 2)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

(注 1) 義務教育学校の前期課程を含む。

(注 2) 義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

- 公立の義務教育諸学校の学級編制は、都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。
- 市区町村の教育委員会は、毎学年、当該市区町村の設置する義務教育諸学校に係る学級編制を行ったときは、遅滞なく、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制を変更したときも、同様とする。

以上より、公立義務教育諸学校の学級編制については、都道府県教育委員会が児童生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合には国の標準を下回る学級編制基準の設定が可能となっている。

## 2) 義務標準法が定める小中学校等教職員定数の標準

義務標準法は公立義務教育諸学校の小中学校等教職員定数の基準について次のように定めている。

- 校長の数は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。
- 副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下、「教頭及び教諭等」という。)の数は、次⑦から⑩により算定した数を合計した数とする。
- ⑦ 表 49の学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表のに掲げる数を乗じて得た数の合計数
- ⑧ ① 27 学級以上の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の数、24 学級以上の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の数及び義務教育学校の数の合計数に一を乗じて得た数
- ⑩ ⑨ 30 学級以上の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数、18 学級から 29 学級までの中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。)の数に 1 を乗じて得た数及び 30 学級以上の中学校の数に 2 分の 3 を乗じて得た数の合計数

表 49 教頭及び教諭等の定数

小学校(注 1)		中学校(注 2)	
学校規模(学級数)	乗ずる数	学校規模(学級数)	乗ずる数
1 学級及び 2 学級	1.000	1 学級	4.000
3 学級及び 4 学級	1.250	2 学級	3.000
5 学級	1.200	3 学級	2.667
6 学級	1.292	4 学級	2.000
7 学級	1.264	5 学級	1.660
8 学級及び 9 学級	1.249	6 学級	1.750
10 学級及び 11 学級	1.234	7 学級及び 8 学級	1.725
12 学級から 15 学級まで	1.210	9 学級及び 11 学級	1.720
16 学級から 18 学級まで	1.200	12 学級から 14 学級まで	1.570
19 学級から 21 学級まで	1.170	15 学級から 17 学級まで	1.560
22 学級から 24 学級まで	1.165	18 学級から 20 学級まで	1.557
25 学級から 27 学級まで	1.155	21 学級から 23 学級まで	1.550
28 学級から 30 学級まで	1.150	24 学級から 26 学級まで	1.520
31 学級から 33 学級まで	1.140	27 学級から 32 学級まで	1.517
34 学級から 36 学級まで	1.137	33 学級から 35 学級まで	1.515
37 学級から 39 学級まで	1.133	36 学級以上	1.483
40 学級以上	1.130		

(注 1) 義務教育学校の前期課程を含む。

(注 2) 義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

義務標準法による教職員配置の基本的な考え方は、学級数等に応じて算定される「基礎定

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

数」と、政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分される「加配定数」とに分類される。上述したのは、「基礎定数」に関するものであり、義務標準法には「加配定数」についての定めがある。

#### ④ 秋田県の状況(平成27年度)

県内市町村は、自ら設置している公立小中学校に関して学級編制作業を行う。その際に次の条件を満たしている小中学校に対して県は、少人数学習推進事業配置基準により、常勤講師もしくは非常勤講師を配置している。同基準の考え方は次のとおりであり、⑦①により、全県で57名の常勤講師を配置し、国の基準を下回る30人程度の学級編制を実現している。

#### 1) 学級増の方法等

⑦ 次年度の児童・生徒数について、義務標準法の定めに基づいて設置する学級数に対して、仮に1学級増やすとした場合、25人以上の学級を含む学年がある小中学校については、少人数学習推進事業配置基準上1学級増として取り扱う。

たとえば、ある小学校のある学年の次年度の児童数を73人と想定した場合、義務標準法では36人と37人の2学級となり、実際に2学級が設置されることになるが、これを仮に3学級とした場合、24人、24人、25人の3学級となる。この場合に25人以上の学級が含まれていることになり、少人数学習推進事業配置基準上は1学級増として取り扱われ、常勤講師1名が配置される。これが中学校の場合には、週24時間(週4日)勤務する非常勤講師が1名配置される。

① 少人数学習推進事業配置基準上1学級増として取り扱った小中学校について、なお33人(中学校は34人)以上の学級を含む学年がある場合は、2学級増として取り扱う。

⑦ 学級増の基準には満たないが、学年に33人(中学校は34人)以上の学級を含む学年(小学校は1,2年生のみ、中学校は1年生のみ)に非常勤講師を配置している。

たとえば、ある小学校の2年生の次年度の児童数を65人と想定すると33人と32人の2学級となるが、この場合は上記⑦①には該当しない。ただし、33人以上の学級が含まれることから、非常勤講師が1名配置される。本事業の「(1)①事業の目的、内容及び成果(中学校も含む)」において、平成27年5月1日時点では県内の公立小学校29校に31人の非常勤講師を配置していると記述したが、その31人が⑦に基づく非常勤講師に該当する。

#### 2) 講師等の配置数

上記⑦～⑦のいずれかに該当した場合には、表50の基準により常勤もしくは非常勤講師が配置される。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

**表 50 講師等の配置数**

	学級増の有無	小学校1・2年	小学校3～5年	中学校1年	中学校2・3年
⑦のケース	1 学級増	加配1名	加配1名	非常勤(B)1名	非常勤(B)1名
①のケース	2 学級増	加配2名	加配2名	加配2名	加配2名
⑨のケース	3 学級増	非常勤(A)1名	—	非常勤(A)1名	—

非常勤講師(A)：週16時間(週4日)の非常勤講師

非常勤講師(B)：週24時間(週4日)の非常勤講師

### (3) 監査対象に関する意見

#### 【意見II-4】30人程度学級の実施について

秋田県はこれまで、1クラスの人数を40人程度から30人程度へと少なくする「少人数学級」と、20人程度の学習集団による「少人数授業」を柱とした少人数学習推進事業を推進しており、子どもの個性を生かしたきめ細かな指導ができる学習環境を整えてきたとしている。この少人数学習推進事業は、秋田県の教育の要ともいわれており、実際に、年1回、全国の小学6年生・中学3年生を対象に実施されている全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)において、秋田県は成績上位の常連となっているが、少人数学習推進事業がその要因の一つといわれている。

県内の平成27年5月1日時点の公立小学校212校について、学年ごとに一クラスあたりの児童数を算出したところ、一クラスあたりの児童数が33人以上となっている(6年生は除く)小学校が65校106学年存在している。表51は、それらのうちから一クラスあたりの児童数が40人となっている小学校を抽出したものである。

一クラスあたりの児童数が33人以上となっている学年があるのは、これらが「1学級増としたとき、25人以上の学級を含む学年は学級増とする」という基準に合致しないためであるが、現状の学級増の基準については、33人以上の学級編制全てに対応できるような基準とはなっていない。このことについては、教育の平等性、公平性に欠ける面があることは事実であり、県も課題であると捉えている。

少人数学習推進事業についてはこれまで十分な成果をあげていると考えるが、30人程度学級の実現に関しては、上記の状況を見る限り、更なる改善の余地があると考える。

**表 51 児童数が40人の学年のある小学校(平成27年5月1日時点)**

番号	所在地	学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1	秋田市	保戸野小学校	20.5人	23.0人	40.0人	22.0人	38.0人	21.0人
2	秋田市	土崎南小学校	21.5人	21.0人	23.5人	40.0人	38.0人	20.5人
3	秋田市	河辺小学校	26.0人	20.5人	34.0人	40.0人	30.0人	20.5人
4	能代市	二ツ井小学校	21.5人	26.5人	37.0人	24.0人	40.0人	28.5人
5	大館市	扇田小学校	18.5人	21.0人	40.0人	25.0人	40.0人	29.0人
6	男鹿市	船川第一小学校	24.0人	21.0人	40.0人	22.0人	32.0人	33.0人

## 5. 少人数学習推進事業(中学校)

### (1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

「4. 少人数学習推進事業(小学校)」参照。

なお、公立中学校に関しては、平成27年5月31日時点では、県内15校に16人の非常勤講師を配置している。

② 事業費

表 52 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	248,995	337,911	268,226	255,211

表 53 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	251,373	
共済費	3,837	
合計	255,211	—

表 54 事業費の財源

国	—	—
県	254,106千円	99.6%
市一般財源	—	—
その他(諸収入)	1,105千円	0.4%

### (3)監査対象に関する意見

【意見II-5】30人程度学級の実施(中学校)について

本事業では、少人数学習を実施するために非常勤講師を配置する事業を行っている。

全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)において秋田県は、小学校6年生だけではなく中学3年生も成績上位の常連となっている。このことについては、少人数学習推進事業もその要因の一つと考えられる。

県内の平成27年5月1日時点の公立中学校117校について、学年ごとに一クラスあたりの生徒数を算出すると、26校32学年の一クラスあたりの生徒数が34人以上となっている。表55は、それらのうち一クラスあたりの生徒数が40人となっている中学校を抽出したものである。

一クラスあたりの生徒数が34人以上となっている学年があるのは、これらが「1学級増としたとき、25人以上の学級を含む学年は学級増とする」という基準に合致しないためであるが、現

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### II 義務教育課

状の学級増の基準については、34人以上の学級編制全てに対応できるような基準とはなっていない。このことについては、教育の平等性、公平性に欠ける面があることは事実であり、県も課題であると捉えている。

県においては、公立中学校に関しても、少人数学習推進事業は十分な成果をあげていると考えるが、30人程度学級の実現に関しては、上記の状況を見る限り、更なる改善の余地があると考える。

表 55 生徒数が40人の学年のある中学校(平成27年5月1日時点)

番号	所在地	学校名	1年生	2年生	3年生
1	男鹿市	男鹿南中学校	38.0人	21.0人	40.0人
2	北秋田市	鷹巣南中学校	29.0人	21.5人	40.0人
3	北秋田市	森吉中学校	29.0人	21.0人	40.0人
4	北秋田市	合川中学校	40.0人	33.0人	27.5人

### III 高校教育課

#### 1. 高等学校運営費

##### (1) 概要

###### ① 事業の目的、内容及び成果

高等学校運営費は高等学校管理費(目)及び学校運営費(事業)(高等学校管理費と学校運営費は同額であり、以下「学校運営費」という。)の中の事務事業であり、文字通り、高等学校等の学校の管理や運営に係る経費である。

学校運営費全体でみると、経常経費(特別経費を含む)と政策経費からなるが、高等学校運営費は経常経費(同)の1つであり、平成27年度決算額1,689百万円は、学校運営費全体の83.2%を占めている(表56参照)。

表56 平成27年度学校運営費の構成 (単位:千円)

事業	経常・政策の別	事務事業等	決算額	構成比
学校運営費	経常経費 (特別経費を含む)	高等学校運営費	1,688,619	83.2%
		地域生徒指導推進事業	1,402	0.1%
	政策経費	高校生未来創造支援事業	86,752	4.3%
		「未来のあきたを創る」人材育成事業	91,076	4.5%
		あきた発!英語コミュニケーション能力育成事業	151,847	7.5%
		スーパーグローバルハイスクール事業	9,353	0.5%
	計		2,029,049	100.0%

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

学校運営費全体の所属別内訳をみると、50の学校(中学校2校を含む)にそれぞれ再配当されて執行された額が1,903百万円であり、全体の93.8%と9割以上を占めている。その他は、高校教育課の直接執行分116百万円(全体の5.7%)などである(表57)。

表57 平成27年度学校運営費の所属別内訳 (単位:千円)

No.	所属名	決算額	構成比	No.	所属名	決算額	構成比
1	花輪高校	32,267	1.6%	34	大曲農業高校	50,126	2.5%
2	十和田高校	26,540	1.3%	35	大曲高校	41,176	2.0%
3	小坂高校	25,543	1.3%	36	大曲工業高校	37,985	1.9%
4	大館鳳鳴高校	38,074	1.9%	37	角館高校	56,340	2.8%
5	大館桂高校	28,051	1.4%	38	六郷高校	26,889	1.3%
6	大館高校	42,593	2.1%	39	横手高校	59,039	2.9%
7	大館工業高校	32,231	1.6%	40	横手城南高校	36,753	1.8%
8	大館国際情報学院高校	56,007	2.8%	41	横手清陵学院高校	54,462	2.7%
9	秋田北鷹高校	57,569	2.8%	42	平成高校	29,792	1.5%
10	二ツ井高校	16,592	0.8%	43	雄物川高校	29,659	1.5%

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

No.	所属名	決算額	構成比	No.	所属名	決算額	構成比
11	能代高校	37,867	1.9%	44	増田高校	30,506	1.5%
12	能代松陽高校	57,388	2.8%	45	湯沢高校	46,035	2.3%
13	能代工業高校	38,490	1.9%	46	湯沢翔北高校	77,432	3.8%
14	能代西高校	25,346	1.2%	47	羽後高校	23,308	1.1%
15	五城目高校	21,672	1.1%	48	雄勝高校	19,645	1.0%
16	男鹿海洋高校	37,561	1.9%	49	大館国際情報学院中学校	12,198	0.6%
17	男鹿工業高校	28,793	1.4%	50	横手清陵学院中学校	17,865	0.9%
18	秋田西高校	26,233	1.3%	高校等計		1,902,716	93.8%
19	金足農業高校	37,439	1.8%	51	高校教育課	115,804	5.7%
20	秋田高校	42,506	2.1%	52	総務課	2,405	0.1%
21	秋田北高校	41,872	2.1%	53	義務教育課	112	0.0%
22	秋田南高校	51,611	2.5%	54	保健体育課	1	0.0%
23	秋田中央高校	35,037	1.7%	55	総合教育センター	5,256	0.3%
24	新屋高校	36,080	1.8%	56	北教育事務所	46	0.0%
25	秋田工業高校	57,753	2.8%	57	中央教育事務所	6	0.0%
26	秋田明徳館高校	84,713	4.2%	58	南教育事務所	7	0.0%
27	本荘高校	44,001	2.2%	59	比内養護学校	32	0.0%
28	由利高校	41,707	2.1%	60	秋田技術専門校	103	0.0%
29	由利工業高校	38,673	1.9%	61	大曲技術専門校	183	0.0%
30	矢島高校	34,353	1.7%	62	自治研修所	38	0.0%
31	西目高校	26,272	1.3%	63	衛生看護学院	2,341	0.1%
32	仁賀保高校	33,671	1.7%	高校教育課その他計		126,333	6.2%
33	西仙北高校	19,002	0.9%	合計		2,029,049	100.0%

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

(注) 高校の分校分は本校に合算。

以下、学校運営費の中心となる高等学校運営費について記載する。それ以外の学校運営費の5事業については次項以降で取り上げている。

#### ② 事業費

**表 58 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	1,701,593	1,752,416	1,756,645	1,688,619

**表 59 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	653	
共済費	20,027	事務補助等の社会保険料
賃金	125,870	事務補助、冬季補充技師、炊事員
報償費	6,336	学校評議員謝礼、地域生徒指導推進事業等
旅費	187,042	職員旅費(各種会議)、大会生徒引率旅費、赴任旅費、研修旅費等
需用費	1,016,133	電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料、暖房等燃料、

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
役務費	77,108	印刷製本費、修繕料、定期刊行物、その他消耗品等 県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料、通信運搬費(電話料、文書発送料)、手数料等
委託料	225,545	県立学校警備委託、県立学校等消防設備保守点検委託、清掃業務委託、PCB廃棄物処理委託等
使用料及び賃借料	13,404	営業車借上料、会場使用料、パソコン借上料等
備品購入費	15,418	学校管理・教材等備品購入費
負担金補助及び交付金	1,083	
合計	1,688,619	—

**表 60 事業費の財源**

国	—	—
県一般財源	1,670,876 千円	98.9%
その他(諸収入)	17,743 千円	1.1%

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項III－1】委託業務の報告書等の未提出や不備について

監査では、金額の大きさなどを勘案して抽出した一部の委託契約について事務手続きの書類を閲覧した。

県立学校警備委託では、高校教育課がいくつかの警備会社に高等学校等の警備業務を委託しているが、そのうち、平成27年度のALSOK秋田株式会社との契約は県立学校32校を対象とするものである。同契約に適用されている建築保全業務委託標準仕様書と特記仕様書では、委託先は業務計画書や業務責任者通知書、委託業務完了届などの書類を県に提出することとなっているが、業務担当者の経歴書の一部(業務実施体制のうちガードセンター担当者分)と毎月の警備報告書の一部(異常等がなかった日分)が未提出であった。

また、青森綜合警備保障株式会社やセコム株式会社との県立学校警備委託でも実施体制・組織図、担当者の経歴書が提出されていなかった。

一方、明徳館ビル清掃業務委託は、秋田明徳館高校のある建物の清掃業務を委託するものであり、こちらは秋田明徳館高校が業者と直接契約している。

同契約の特記仕様書によると、定期清掃として、床面清掃・ワックス掛けを年3回、カーペットクリーニングを年1回、窓ガラスの清掃を年2回実施することとなっているが、提出された清掃管理日報では定期清掃の欄に実施の記録がなかった。別途、定期清掃の作業実施報告書は提出されているが、実施状況を示す写真の一部が2回にわたり重複して使用されており、不備が認められた。また、清掃管理日報では特記仕様書で記載が求められている業務人数や開始・終了の時間についての記載もなかった。

県は、委託先が業務実施の体制を整えていることを事前に把握するとともに、仕様書に沿って業務が適正に行われたことを確認する必要があり、委託先に対して、経歴書や報告書など、

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

仕様書で定められている書類を正しく作成し、漏れなく提出するように求めるべきである。

#### 【指摘事項III-2】県立学校警備委託に係る窃盗事件への対応について

平成27年度に県立学校警備委託の委託先の一つであるALSOK秋田株式会社の警備担当者による窃盗事件が発生している。平成27年12月にALSOK秋田株式会社の警備員が巡回警備先で現金を盗んだなどとして逮捕されたことが報道されたが、その警備員は県立学校警備委託の業務中に次の2件の窃盗を行ったとされている。

#### 窃盗の内容

平成27年10月4日(日)、秋田西高校を巡回警備中に職員室の現金約22万円を窃取
同年11月24日(火)、秋田北高校を巡回警備中に事務室内の金庫から現金36,790円を窃取

県では、各高校が事実関係の把握に努めるとともに、高校教育課でも各高校から経緯等について報告を受けている。ALSOK秋田株式会社からは12月24日付で「弊社元社員による不祥事案のお詫びと今後の対策について」の文書が県に提出されている。

また、県の出納局は平成28年1月6日付でALSOK秋田株式会社について建物の警備及び建築物の付帯設備の保守管理に関する競争入札参加資格効力の停止を行っている。停止理由はALSOK秋田株式会社の使用人が警備業務上における窃盗容疑で起訴されたためとしている。停止期間は1月7日から2月6日までの1か月間である。

窃取された現金はいずれも私費会計に属する現金であるため、その後は主として各高校が対応にあたり、窃取された現金の損害賠償請求などが行われている。

平成27年度のALSOK秋田株式会社との県立学校警備委託は当初契約どおりに平成28年3月31日まで継続して終了し、契約金額の支払いが行われている。平成28年度の県立学校警備委託の契約時点では、すでに上記の競争入札参加資格効力停止期間は経過済みであり、県は従来と同様に引き続きALSOK秋田株式会社と単独随意契約を締結している。

単独随意契約とする理由も従来と同様に、契約業者指定の機器等による機械警備であるため、設置済機器を撤去し、新たに入札・機器の設置を行った場合、一時的に多額の経費を伴うため、現行機器を継続使用することで現契約業者と再委託した方が総合的により優位な契約締結が可能となることである(地方自治法施行令167条の2第1項第2号、秋田県財務規則第172条第1項第4号)。

今回の窃盗事件は警備する側による行為であり、単に警備が不十分であり、改善が必要であるだけでなく、警備を委託することによって逆に高校等への実害が生じており、警備への信頼を損なうものである。警備委託の根幹にかかる性質の事件であるため、その後の県の対応についてはいくつかの疑問が生じてくる。

たとえば、競争入札参加資格効力停止の期間が最低限の1か月であること、平成27年度の契約は継続され、問題なく履行されたとして契約金額が支払われていること、平成28年度

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

も同社と単独随意契約が締結されていることなどが妥当であったかどうかである。

また、平成28年度の契約では従来と同様に契約保証金(契約金額の10分の1以上)の納付が免除されている。秋田県財務規則第178条第3号の「契約の相手方が過去二年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」が適用されたものであるが、平成27年度の警備委託業務が誠実に履行されたと言えるかについても疑問である。

ただし、いずれも条例規則や契約条項などに明確に抵触していると言えるものではなく、また、前述の単独随意契約理由にあるように、機械警備による業務の実施という本業務の特質上、簡単に契約相手を変更することができないといった事情があり、それらを総合的に判断した上での対応であることも推測できるところである。

しかしながら、以上のような経緯及び事情等を考慮したしても、県としては最低限、次のような対応は行っておくべきである。

第一に、ALSOK 秋田株式会社のその後の状況の確認である。事件発生後、12月中に同社から前述の文書で再発防止策が高校教育課に報告されている。従来から取り組んでいた内容の徹底強化として社員教育・指導の強化や警備員の行動管理の徹底、身上把握と生活指導の徹底が挙げられるとともに、巡回中の警備員の行動画像の録画や警報機器の更新、外部講師の活用といった新規防止対策も記載されている。しかし、高校教育課はその後の状況を確認していない。再発防止策が実際に行われているかどうか、組織全体に適用され今後も継続される仕組みとなっているか、新たな不祥事は生じていないかなどについて確認する必要がある。

第二に、平成27年度契約の履行確認時及び平成28年度の契約締結時における今回の事件を踏まえた判断の記録である。平成27年度契約の検査確認調査書や平成28年度契約の単独随意契約理由書などの書類において特に今回の事件に関する記載はなく、従来と同様の記載内容である。しかし、今回は事件の概要や経緯とともに、上記の再発防止策の実施状況の確認結果などを記録し、契約が適正に履行されたこと、あるいは引き続き契約しても問題がないこと、契約保証金の免除が妥当であることなど、県としての判断について説明しておくべきである。

県は委託業務に係る不祥事等が発生した場合はそれを踏まえた適切な対応を行う必要がある。

#### (3) 監査対象に関する意見

##### 【意見III-1】学校再配当の経常経費予算について

各学校に再配当される高等学校運営費の経常経費予算(特別経費は除く。以下同様)は、前年度の当初予算をベースに作成されている。各校は予算要求調査書総括表及び予算見積書の予算資料を作成して高校教育課に提出するが、平成27年度学校運営予算資料作成要領

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

では平成27年度経常経費予算額を平成26年度当初予算額の95%以内と定め、一律5%以上の削減を求めている。

実際の平成26年度と平成27年度の当初予算を比べると、同額か1～3ポイント程度削減している学校が多い(表61、図13)。大きく増えているのは、学校統合や施設移転の影響による角館高校など3校程度である。

それに対して、平成27年度当初予算額を平成25年度決算額との対比でみると、平成26年度当初予算額との対比と比べて、増減が目立っており、5ポイント以上増減しているケースも12校出ている。数字上は当初予算が直近の決算の状況を細かく踏まえているとは言えない状況である。

結果としては、平成27年度の決算額をみると、ほぼ当初予算どおりに執行している学校が多いものの当初予算からの増減も少なからず生じている(表61、図13)。金額でみると、決算額が当初予算額を100万円以上上回った学校が4校、100万円以下下回った学校が5校である。全体で差し引き17,208千円(当初予算額の1.3%)の差が出ている。高校教育課では年度途中で各校の予算の執行状況を確認し、残のある学校の予算を不足する学校に再配当するなどの調整をした結果である。

**表 61 学校再配当の経常経費予算額・決算額** (単位:千円、%)

	学校名	H25 決算 (a)	H26 当初 予算(b)	H27 当初 予算(c)	H27 決算 (d)	c/b ×100	c/a ×100	d/c ×100	c-d
1	花輪高校	20,352	20,433	20,348	20,625	100	100	101	△277
2	十和田高校	17,474	17,037	16,806	16,542	99	96	98	264
3	小坂高校	17,396	17,967	17,974	17,914	100	103	100	60
4	大館鳳鳴高校	27,734	28,648	28,325	27,345	99	102	97	980
5	大館桂高校	17,605	18,173	18,170	18,139	100	103	100	31
6	大館高校	18,284	18,764	18,764	19,234	100	103	103	△470
7	大館工業高校	25,789	26,580	26,374	26,584	99	102	101	△210
8	大館国際情報学院高校	42,728	44,106	44,106	44,151	100	103	100	△45
9	秋田北鷹高校	41,626	43,315	43,007	42,690	99	103	99	317
10	二ツ井高校	11,686	11,738	11,618	11,513	99	99	99	105
11	能代高校	22,796	24,342	23,124	23,348	95	101	101	△224
12	能代松陽高校	37,094	41,020	40,720	40,481	99	110	99	239
13	能代工業高校	30,652	28,420	27,708	28,141	97	90	102	△433
14	能代西高校	17,494	18,019	18,019	18,102	100	103	100	△83
15	五城目高校	12,413	12,872	13,869	13,234	108	112	95	635
16	男鹿海洋高校	33,656	29,448	29,320	28,365	100	87	97	955
17	男鹿工業高校	22,440	23,853	23,173	22,786	97	103	98	387
18	秋田西高校	23,628	20,025	19,929	20,070	100	84	101	△141
19	金足農業高校	27,243	28,325	27,902	27,690	99	102	99	212
20	秋田高校	31,099	32,303	32,303	32,368	100	104	100	△65
21	秋田北高校	33,515	30,590	30,446	32,676	100	91	107	△2,230
22	秋田南高校	30,049	31,169	31,159	32,993	100	104	106	△1,834
23	秋田中央高校	26,993	25,224	27,865	24,845	110	103	89	3,020

## 第5 外部監査の結論－論点別－

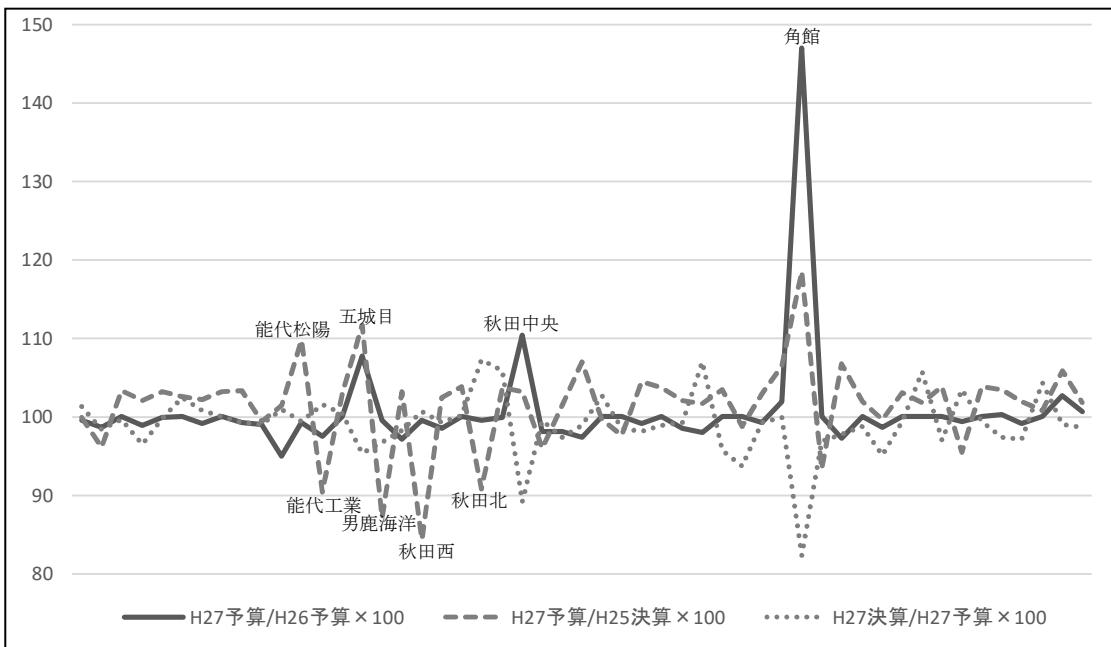
## III 高校教育課

	学校名	H25 決算 (a)	H26 当初 予算(b)	H27 当初 予算(c)	H27 決算 (d)	c/b ×100	c/a ×100	d/c ×100	c-d
24	新屋高校	20,495	20,048	19,688	19,594	98	96	100	94
25	秋田工業高校	42,508	43,922	43,116	42,015	98	101	97	1,101
26	秋田明徳館高校	69,838	76,777	74,731	73,930	97	107	99	801
27	本荘高校	27,921	27,822	27,822	28,578	100	100	103	△ 756
28	由利高校	29,260	28,579	28,579	28,150	100	98	99	429
29	由利工業高校	26,977	28,414	28,189	27,670	99	104	98	519
30	矢島高校	20,108	20,851	20,849	20,620	100	104	99	229
31	西目高校	20,596	21,321	21,013	20,870	99	102	99	143
32	仁賀保高校	20,219	20,973	20,562	21,995	98	102	107	△ 1,433
33	西仙北高校	13,394	13,859	13,859	13,268	100	103	96	591
34	大曲農業高校	34,794	34,381	34,381	32,219	100	99	94	2,162
35	大曲高校	28,227	29,268	29,051	28,857	99	103	99	194
36	大曲工業高校	23,952	25,010	25,500	25,487	102	106	100	13
37	角館高校	41,238	33,236	48,872	40,211	147	119	82	8,661
38	六郷高校	20,313	18,964	18,964	18,368	100	93	97	596
39	横手高校	35,873	39,369	38,312	37,454	97	107	98	858
40	横手城南高校	24,928	25,407	25,407	25,102	100	102	99	305
41	横手清陵学院高校	41,341	41,768	41,207	39,172	99	100	95	2,035
42	平成高校	17,344	17,880	17,880	17,785	100	103	99	95
43	雄物川高校	18,245	18,587	18,587	19,649	100	102	106	△ 1,062
44	増田高校	21,630	22,475	22,475	21,806	100	104	97	669
45	湯沢高校	27,558	26,477	26,326	27,249	99	96	104	△ 923
46	湯沢翔北高校	48,858	50,718	50,718	50,456	100	104	99	262
47	羽後高校	14,701	15,168	15,217	14,815	100	104	97	402
48	雄勝高校	12,224	12,576	12,468	12,111	99	102	97	357
49	大館国際情報学院中学校	11,309	11,401	11,401	11,897	100	101	104	△ 496
50	横手清陵学院中学校	16,720	17,241	17,710	17,540	103	106	99	170
合計		1,320,317	1,334,863	1,343,913	1,326,705	101	102	99	17,208

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

(注) 高校の分校分は本校に合算。

図 13 学校再配当の経常経費予算額・決算額(学校別指標)



(注) 前表の学校別指標をグラフ化したもの

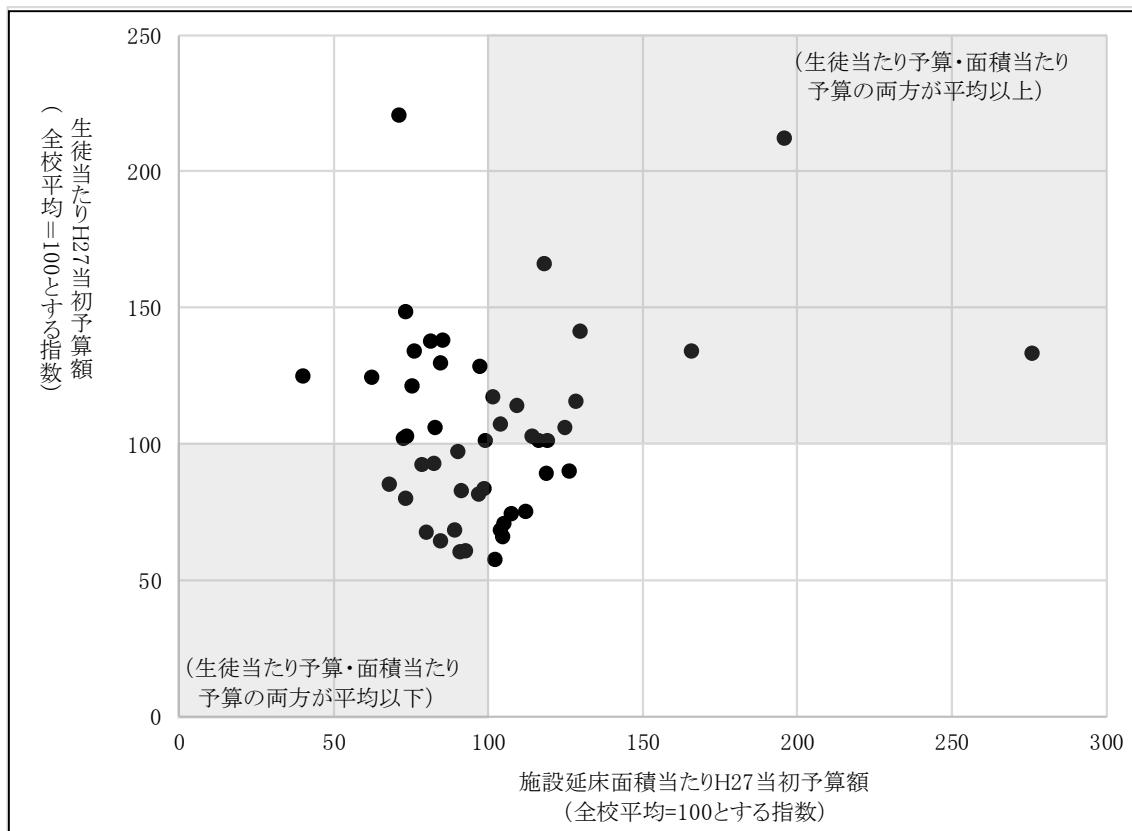
また、学校別の経常経費の規模は旅費や消耗品などのように生徒数に応じて増減する部分と電気使用料や修繕料などのように施設規模に応じて増減する部分の2面があると仮定し、平成27年度当初予算について在籍生徒当たりの金額と施設延べ床面積当たりの金額を計算し、全校平均を100として指数化したものが図14である。生徒当たりでみても面積当たりでみても平均からプラスマイナスそれぞれ数10ポイント程度の幅をもって分布しているとともに、どちらの指標も平均以下である学校、あるいはどちらの指標も平均以上である学校もそれぞれ10校以上みられる。これだけで学校間の差がどの程度あるかは判断できないが、各校の当初予算が生徒数や施設規模などの基準に基づいて単純に計算されたものではないことを示している。

経常経費は毎年恒常に必要となる経費を賄うものであり、前年度の当初予算をベースとする予算額の再配当も理に適っているが、生徒数や教員数、授業の内容、施設の老朽化など、毎年度状況が変化していく中で、前年度ベースでの予算が一定期間以上継続すると、予算が各校の本来の必要額から乖離していくのではないか、前述の平成27年度の当初予算額と決算額の差や生徒当たり・面積当たりの予算額の学校間の差などもその兆候を示しているのではないかといった懸念が生じる。

したがって、高校教育課としては、各学校のニーズに対して、一定程度公平に予算を再配当できているかどうかについて、常に留意する必要がある。各学校の状況の変化に伴う経常的な必要額の変化に対して特別経費で対応するのではなく、経常経費の見直しで対応できるようにすることが重要である。これまで各校から提出された決算調書を分析等で利用されていないようであるが、今後は予算資料や決算調書のデータを活用して、予算と決算の乖離状

況や学校間の差、それらの経年的な傾向などを分析したり、各校の事情を個別に確認するなどの作業を行っていくことが求められる。前年度ベースの予算編成を継続するにしても、予算決算の分析結果などを十分に踏まえ、より一層、公平性に留意した経常経費の再配当となるように継続的に取り組んでいく必要がある。

図 14 平成 27 年度学校別の生徒及び面積当たりの  
経常経費当初予算額の指數分布(全校平均=100)



(出所) 各校予算資料、決算調書、平成 27 年度学校統計一覧、その他県データより包括外部監査人が作成。

### 【意見III-2】学校再配当の特別経費について

特別経費は、毎年度の執行額に大きな変動があつたり、不測の事態により必要となる経費を経常経費予算の中で区別して予算配当しているものである。平成 27 年度の決算額では、高等学校運営費のうち、各学校で執行された経常経費と特別経費の合計額は 1,625,649 千円(地域生徒指導推進事業を含む)であるが、そのうち特別経費は 298,944 千円である。全体の 18.4%が特別経費として執行されることになる。

特別経費の対象となるものは表 62 のとおり定められている。東北大会以上の県外引率経費や燃料費単価上昇分、緊急的に必要となる修繕費、除雪関係経費、ボイラー運転委託など、大会の成績結果や価格、天候に左右されるもの、あるいは緊急修繕など、当初予測しづらい経費を対象としている。また、臨時の任用職員の賃金・共済費や地生研事務局経費(地域生

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

徒指導研究推進協議会の事務局費のこと。以下同様)のように、毎年発生する経費ではあるが各校からの申請を高校教育課で調整する必要があるため、特別経費としているものもある。

**表 62 特別経費の対象となる事項**

節	特別経費の対象となる事項
共済費及び賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の任用職員分</li> <li>・病休等代替職員配置分</li> <li>・冬季補充技師配置分</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赴任旅費</li> <li>・研修旅費(センター研修 A 講座、初任研等)</li> <li>・高校教育課依頼旅行旅費(政策経費執行分を除く)</li> <li>・東北大会以上の県外引率旅費(高体連・高文連等主催のみ)</li> </ul>
一般需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費単価上昇分(県として全県的に対応する場合に限る)</li> <li>・災害等により緊急的に必要となる修繕費(施設整備室対応分を除く)</li> <li>・地生研事務局経費</li> </ul>
役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪経費(雪下ろし・排雪等)</li> <li>・重要物品等処分経費(処分決定通知したものに限る)</li> <li>・隔年等の実施が義務づけられる検査等で特に高額なもの</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪業務委託</li> <li>・ボイラー運転委託</li> <li>・重要物品等処分委託(処分決定通知したものに限る)</li> <li>・隔年等の実施が義務づけられる点検委託等で特に高額なもの</li> </ul>
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪機借上料</li> <li>・地生研事務局経費</li> </ul>
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な事情によるもの</li> </ul>
負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国校長会・教頭会・事務長会負担金(全定通各幹事校に再配当)</li> <li>・「特別管理産業廃棄物管理責任者」講習会受講料(PCB 保管校)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他特別な事情により、追加再配当が必要と認められるもの</li> </ul>

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

(注) 表中の略称の意味は次のとおり。「初任研」=初任者研修、「高体連」=高等学校体育連盟、「高文連」=高等学校文化連盟、「地生研」=地域生徒指導研究推進協議会、「全定通」=全日制・定時制・通信制

監査では、高校 48 校から高校教育課に提出された決算調書により、特別経費の執行状況を確認した。おおむね、上記に定められた対象経費が特別経費として計上されていたが、一部で以下のように定めとは異なる計上も認められた。

- 1) 学校評議員謝礼などの報償費の計上
- 2) 一般需用費や使用料以外で地生研事務局経費の計上
- 3) ALT(外国语指導助手)の共済費の計上
- 4) 修学旅行引率旅費の計上
- 5) 電気や上下水道の使用料の計上
- 6) 「災害等により緊急的に必要」と言えない修繕費の計上
- 7) 役務費としてクリーニング代の計上

## 8) 記載内容だけでは「特別な事情」があるとは思われない備品購入費の計上

高校教育課によると、個々の事情を確認しないと何とも言えないが、高校側の決算調書作成上の誤りの場合があるとともに、年度当初に予定されていなかった経費で必要な場合は特別経費として認めており、執行できるとのことである。結果的に執行額の大きな変動や不測の事態などの緊急あるいは特別の理由によるものだけでなく、経常経費の追加の再配当にすぎないものも少なからず含まれているとの印象を受ける。

特別経費の対象範囲に曖昧さがあると、高校教育課から各学校への特別経費予算の再配当に恣意性が入るのではないか、あるいは各学校としてもどの程度特別経費による充当を念頭においてよいかわからずに経常経費の執行や節減に向けた姿勢にも影響するのではないかといった点が懸念されるところである。

特別経費の性質上、あらかじめ詳細な基準を設けて、そのとおりに執行することの難しさについてはある程度理解できるものの、少なくとも現状で定められた対象範囲と実態が整合していない面が見られるため、改めて、特別経費の趣旨や経常経費との違い、これまでの執行の実態、各学校のニーズなどを確認した上で、各校間の予算再調整や補正予算による対応可能性を含めて検討し、特別経費の対象範囲の設定と予算再配当の運用などを見直す必要がある。

**【意見III-3】私費会計負担軽減修繕の項目設定について**

各学校に再配当される高等学校運営費の一般需用費・修繕料の中に「私費会計負担軽減修繕」という項目が設定されており、主として特別経費で再配当された修繕料が計上されている。平成27年度の私費会計負担軽減修繕は31校で計上され、決算額は14,265千円であり、経常経費と特別経費を合わせた修繕料全体148,479千円の9.6%を占めている。

修繕料には、他に「一般備品、教材備品等修繕」、「パソコン等機器修繕」、「屋外運動場等修繕」、「その他小破修繕」といった項目もあり、また、必要に応じて項目を追加設定できる中で、「私費会計負担軽減修繕」を共通項目として設定する趣旨を確認したところ、県の公有財産あるいは物品ではあるが、私費会計に負担を依頼しても対応しなくてはならないような緊急性・必要性の高い修繕ということである。

ただし、私費会計負担軽減修繕の内容は他の通常の修繕と変わりはなく、また、他の修繕項目でも特別経費が計上されているため、特別経費による修繕の項目でもない。さらに、本来私費会計が負担すべき修繕といった誤解を生じかねない項目名である。したがって、他と区別して本項目を共通して設定する必要はないと考えられるため、適宜、見直す必要がある。

**【意見III-4】各学校における予算執行の経済性について**

高等学校運営費は16億円を超えるまとまった金額であり、その執行に当たっては経済性に十分留意するのは当然であるが、特に学校に再配当された予算については、執行が高校48

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

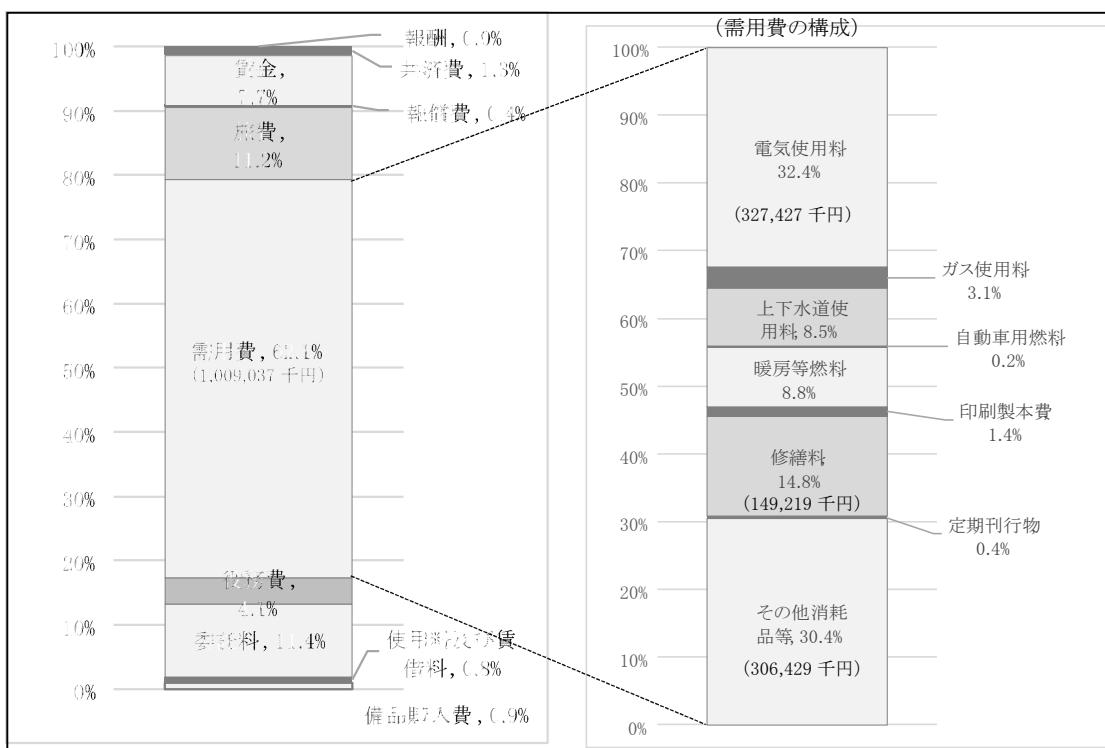
校など多くの部門にわたって行われるため、高校教育課で直接執行する場合に比べて管理が難しい。今回の監査で経費削減の余地が目立ったというわけではないが、特に金額的な重要性や予算執行体制の特殊性を踏まえ、今後に向けて2点ほど留意点を記載する。

第一に、執行状況の分析である。

平成27年度に各学校で執行された経常経費・特別経費の決算額(地域生徒指導推進事業分を含む。以下同様)は1,625,649千円であり、そのうち需用費が1,009,037千円で6割(全体の62.1%)を占めている(図15)。

需用費の内訳は、電気使用料(327,427千円、需用費の32.4%)とその他消耗品等(306,429千円、同30.4%)が3割程度ずつで最も多く、修繕料(149,219千円、同14.8%)が続いている。電気使用料や上下水道使用料、暖房等燃料など、いわゆる水道光熱費が533,687千円で需用費の半分以上(52.9%)を占めている。

**図15 平成27年度学校再配当の経常経費・特別経費決算額の構成**



(出所) 各校の決算調書より、包括外部監査人が集計して作成。

(注) 対象とする経常経費・特別経費には高等学校運営費だけではなく、地域生徒指導推進事業の経費を含む。

そこで、表63では、各校の水道光熱費とその他消耗品等を取り上げ、施設延床面積当たり(以下、「面積当たり」という。)と生徒一人当たり(以下、「生徒当たり」という。)の金額を算出し、少ない順に並べている。各校の面積当たり水道光熱費は平均の37%から197%までの幅

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

があり、生徒当たりその他消耗品等は平均の56%から231%までの幅が見られる。

**表 63 平成27年度高校別の水道光熱費とその他消耗品等の面積・生徒当たり決算額**

	高校名	水道光熱費				その他消耗品等				
		H27 決算額 (千円)	H27 施設 延床面積 (m <sup>2</sup> )	面積当り 決算額 (円/m <sup>2</sup> )	同指數 (全体 =100)	高校名	H27 決算額 (千円)	H27 生徒数 (人)	生徒当り 決算額 (円/人)	同指數 (全体 =100)
1	大館桂	6,628	23,078	287	37	能代	5,003	698	7,168	56
2	二ツ井	3,216	7,288	441	57	秋田西	4,602	569	8,088	63
3	能代工業	11,006	22,720	484	62	秋田南	6,677	821	8,133	63
4	小坂	6,331	12,907	491	63	大曲	5,690	673	8,455	66
5	能代西	6,225	12,508	498	64	秋田	7,042	824	8,546	66
6	男鹿工業	7,960	15,547	512	66	西仙北	2,099	238	8,818	68
7	五城目	5,043	9,671	521	67	新屋	5,097	568	8,973	70
8	大館工業	9,667	18,346	527	68	秋田中央	6,510	716	9,092	70
9	六郷	5,671	9,533	595	77	秋田明徳館	8,892	975	9,120	71
10	大曲農業	14,440	24,166	598	77	湯沢	6,120	669	9,148	71
11	横手	11,896	19,825	600	77	西目	4,011	429	9,349	72
12	西目	9,529	15,779	604	78	金足農業	5,128	524	9,787	76
13	十和田	5,865	9,503	617	80	平成	3,083	308	10,010	78
14	秋田中央	11,033	17,735	622	80	五城目	3,114	302	10,310	80
15	秋田工業	18,327	29,208	627	81	秋田北鷹	7,522	727	10,347	80
16	増田	9,235	14,583	633	82	花輪	4,543	427	10,638	82
17	羽後	4,593	7,099	647	83	仁賀保	4,271	401	10,651	83
18	大館	6,429	9,208	698	90	大館鳳鳴	7,501	697	10,762	83
19	本荘	12,012	16,796	715	92	秋田北	7,840	712	11,011	85
20	角館	14,571	19,403	751	97	本荘	8,389	752	11,156	86
21	大曲工業	11,803	15,694	752	97	由利	6,190	552	11,213	87
22	由利工業	13,047	17,029	766	99	大曲農業	6,872	587	11,708	91
23	平成	6,020	7,837	768	99	大曲工業	4,928	418	11,790	91
24	新屋	8,514	11,047	771	99	横手清陵学院	6,250	520	12,019	93
25	横手城南	10,332	13,380	772	100	雄物川	4,209	320	13,154	102
26	大館鳳鳴	11,069	13,742	805	104	増田	5,650	424	13,325	103
27	金足農業	13,927	17,281	806	104	横手城南	7,650	543	14,088	109
28	西仙北	5,845	7,144	818	106	角館	10,688	735	14,542	113
29	花輪	9,380	11,354	826	107	能代西	4,598	305	15,075	117
30	雄勝	5,557	6,529	851	110	能代松陽	10,095	668	15,112	117
31	湯沢翔北	13,760	15,607	882	114	大館	4,613	305	15,126	117
32	横手清陵学院	21,933	24,685	889	115	横手	12,256	797	15,378	119
33	秋田	16,627	18,489	899	116	雄勝	2,610	169	15,442	120
34	大曲	11,877	13,202	900	116	十和田	4,946	301	16,432	127
35	秋田西	10,030	10,976	914	118	羽後	3,915	232	16,876	131
36	能代	10,975	11,540	951	123	男鹿海洋	5,199	307	16,936	131
37	矢島	5,212	5,440	958	124	六郷	4,879	282	17,300	134
38	能代松陽	16,014	16,643	962	124	由利工業	6,729	378	17,802	138
39	由利	11,173	11,539	968	125	矢島	3,153	171	18,437	143
40	秋田北鷹	18,663	19,208	972	125	大館桂	4,725	253	18,676	145
41	秋田北	14,687	14,452	1,016	131	能代工業	7,402	387	19,127	148
42	湯沢	13,257	12,915	1,026	132	秋田工業	12,035	619	19,443	151
43	大館国際情報学院	18,865	17,337	1,088	140	大館国際情報学院	10,723	544	19,712	153
44	男鹿海洋	14,092	12,677	1,112	143	二ツ井	2,995	147	20,375	158

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

	水道光熱費					その他消耗品等				
	高校名	H27 決算額 (千円)	H27 施設 延床面積 (m <sup>2</sup> )	面積当たり 決算額 (円/m <sup>2</sup> )	同指數 (全体 =100)	高校名	H27 決算額 (千円)	H27 生徒数 (人)	生徒当たり 決算額 (円/人)	同指數 (全体 =100)
45	雄物川	8,926	7,958	1,122	145	大館工業	7,026	309	22,739	176
46	秋田南	18,378	15,201	1,209	156	湯沢翔北	16,569	658	25,181	195
47	仁賀保	11,271	8,825	1,277	165	男鹿工業	7,684	301	25,527	198
48	秋田明徳館	21,143	13,834	1,528	197	小坂	4,237	142	29,838	231
	全体	532,054	686,471	775	100	全体	301,960	23,404	12,902	100

(出所) 各高校の決算調書及び県高校教育課資料より、包括外部監査人作成。

(注1) 水道光熱費は、電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料、暖房等燃料の合計。

(注2) 高校の分校分のデータは本校に合算。

これらの数値は様々な要素を反映しているため、単純に経費削減を求める根拠とはならないが、数値の背景や理由を分析することは必要である。水道光熱費は電気・ガス・上下水道の使用料や暖房等燃料の重油・灯油からなるが、面積当たり水道光熱費が他校よりも大きいのは立地している地域の気象条件や契約条件の違いか、エネルギーを消費しやすい施設や設備機器の存在が原因か、電気やガス、燃料等のエネルギー構成の特徴が出ているのかといったものである。また、その他消耗品等は一般的な消耗品やコピー使用料の他に実験実習費や教師用教科書・指導書、図書などが含まれるが、生徒当たりでみて他校と差があるのは、学科や授業内容の違いか、学校運営の方針や教職員の授業・事務の方針の違いによるものか、などについて分析することである。

各校の経費の執行状況を全体的に見て分析できるのは高校教育課だけであり、分析結果を十分に踏まえ、各校の状況に応じた経費削減等に向けて指導や助言あるいは対策を行っていく必要がある。

第二に、各学校の経費削減に向けた取組を促す工夫である。再配当された予算の執行は各学校に任されており、高校教育課ですべてチェックできるわけではない。特に需用費は日常的な活動にかかる水道光熱費や消耗品などであるため、その節減は日ごろの教職員一人ひとりの意識や取組に依拠せざるを得ない。高校教育課からの周知や指導も必要ではあるが、各学校や各教職員が経費節減に向けて主体的に取り組むことを促すような仕組みも考える必要がある。

表64は平成27年度の需用費について、当初予算額と決算額の関係を整理したものである。当初予算額は経常経費のみであるのに対して決算額には特別経費も含まれているが、すべての項目で決算額が当初予算額を上回っているわけではない。水道光熱費関係の決算額は当初予算額を下回り、決算額が当初予算を上回っているのは修繕料や定期刊行物、その他消耗品等だけである。修繕料は特別経費で追加的に手当てされる部分も多いが、消耗品は水道光熱費など他の項目の節減によって当初予算よりも多くの経費を使うことができているのではないかと推測される。これは同一節内の流用の仕組みが前提となっているが、他にも、たとえば、各学校の運営努力による経費節減部分の一定割合を次の予算要求時に学校が独自に使える政策経費枠として付加するなど、各学校で主体的に経費削減に向けた取組が行

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

わられるように、仕組みやインセンティブを工夫することが考えられる。

今後、各学校における予算執行がより一層経済性に留意したものとなるように取り組んでいくことを期待する。

**表 64 需用費の当初予算額と決算額**

	当初予算額 (経常経費)	決算額(経常経 費+特別経費)	決算額／当初 予算額×100	決算額－ 当初予算額
電気使用料	353,931	327,427	92.5%	△ 26,504
ガス使用料	41,772	31,085	74.4%	△ 10,688
上下水道使用料	91,700	85,944	93.7%	△ 5,756
自動車用燃料	3,723	2,272	61.0%	△ 1,451
暖房等燃料	149,419	89,231	59.7%	△ 60,188
印刷製本費	15,539	13,625	87.7%	△ 1,914
修繕料	56,279	149,219	265.1%	92,940
定期刊行物	3,484	3,806	109.2%	322
その他消耗品等	260,209	306,429	117.8%	46,220
合計	976,056	1,009,037	103.4%	32,981

(出所) 各校の予算資料及び決算調書より、包括外部監査人が作成。

#### 【意見III-5】県立学校警備委託の長期継続契約について

県立学校警備委託では、地方自治法施行令第167条の17、及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、長期継続契約を適用している。具体的には学校警備を各年度の4月1日から開始する必要があるため、前年度末に、債務負担行為を行うことなく対象年度の契約を締結している。契約期間は対象年度の3月31日までである。

平成19年3月15日付の総務企画部長・出納局長通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」では、役務の提供を受ける契約の契約期間は受注機会の均等及び事業者間の競争性を確保する必要があるため、複数年契約とする合理的な理由がある場合を除き、原則として1年とするとされている。

県立学校警備委託もこの原則に沿って1年としているが、前述のように機械警備のために特定の業者と毎年度単独随意契約を締結せざるを得ない状況では、いずれにしても受注機会の均等及び事業者間の競争性の確保は難しい。

したがって、単独随意契約の相手先に対して、複数年契約とした場合の見積書を徴すことなどによって、複数年契約がトータルの委託料の節減につながるかどうかを確認し、1年間の契約と比べて一定程度の経済性が見込めるのであれば、「複数年契約とする合理的な理由」になりうる。

単独随意契約にあたっては、改めて長期継続契約の契約期間についても経済性の観点から検討することが望ましい。

## 2. 地域生徒指導推進事業

### (1) 概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

地域生徒指導研究推進協議会は、中学校及び高等学校を中心とし、保護者及び地域の関係機関が互いに連携・協力して地域の児童生徒の健全育成を目指す目的で設置され、現在、全県9地域で自主的な活動を行っている。県は、本事業において各地域生徒指導研究推進協議会の活動のうち、事務局費を支出している。

地域生徒指導研究推進協議会の主な活動は次の通りである。地域生徒指導研究推進アドバイザー9名を各地区に配置するとともに、希望するすべての県立高校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置している。

- 1) 広報活動
- 2) 研究協議会、研修会等の開催
- 3) 祭典等の巡回指導や列車指導
- 4) リーダー研修、宿泊研修、奉仕活動等の体験学習
- 5) 感動体験学習・発表会
- 6) 不登校等に関する研修会や講演会
- 7) 有害図書区分陳列状況巡回調査

#### ② 事業費

表 65 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	1,761	1,389	1,590	1,402

表 66 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	85	地域生徒指導研究推進アドバイザー謝金
旅費	84	
需用費	1,203	事務局消耗品費等
使用料及び賃借料	30	
合計	1,402	—

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項III-3】事務局校への予算再配当について

本事業の予算は、9つの地域生徒指導研究推進協議会(以下「協議会」という。)に対して直接支出するのではなく、各協議会の事務局を行っている高校(以下「事務局校」という。)に

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

対して再配当し、執行する形をとっている。

ただし、各高校から提出された平成27年度の学校運営費の決算調書を確認したところ、事務局校以外の高校3校でも協議会の事務局費として、旅費や使用料及び賃借料を計上しているケースが見られた。また、横手地域生徒指導研究推進協議会の平成27年度決算書では、事務局校の横手清陵学院高校に再配当された200,864円が、全額、県支出金として同協議会の収入に計上されていた。

事務局校以外の高校が協議会の活動を行う場合の費用は協議会の収入で賄う必要があり、また、本事業により事務局校に再配当された予算は協議会の収入にはならないが、このように関係者の認識不足や事務処理の誤りを生じさせている要因の一つは事務局校に予算を再配当している現状の仕組み自体にあると考えられる。

事務局校であるかどうかを問わず、協議会としての活動は一体的なものであり、地域生徒指導の活動を推進するという本事業の目的を効果的、効率的に達成するためには、本来、協議会に対して支出すべきである。

現状の仕組みは実態に即していないため、高校教育課としては支出先などについて見直す必要がある。

### 3. 高校生未来創造支援事業

#### (1) 概要

##### ① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、高校生が将来に向けて進路目標を定め、その達成のために必要となる確かな学力を高めることができるように、キャリア教育や学力向上に関する各種プログラムを実施するものである。

具体的には、次の3つの事業から構成されている。

#### 1) キャリア教育総合推進事業（平成27年度決算額 11,101千円）

高校生が志を高く掲げ、学習のモチベーションを高めるとともに、体験的な活動を通して、社会人・職業人として求められる能力を高め、地域社会の一員としての自覚を深めるために、キャリア教育の各種プログラムを実施している（表67）。

表67 キャリア教育総合推進事業の主な内容

取組・活動	内容	H27 実績
将来設計ガイダンスの実施	－大学で学ぶ学問の内容や大学卒業後の職業等について理解を深め、学習への意欲を高めることにより、高校生の将来設計を支援する。	・24校 72名参加
学術顧問・教育視学監	－国内外で活躍している県内高校出身の方々を学術顧問や教育視学監とし、高校生や教員、保護者等が直接触れ合う機会を設ける。	
地域との連携強化プロジェクト	－各学校が特別活動や総合的な学習時間、部活動等において地域社会との結びつきを強化するためのプロジェクトを推進する。	・22校 32テーマ
キャリア教育実践モデル校の指定	－県内3地区の普通科高校を指定し、学校の特色を反映させた全体計画を基に、地域連携の強化を図るなど様々な視点からキャリア教育の充実を図る。	・大館国際情報学院高校、本荘高校、横手高校
インターンシップ等体験活動の推進	－インターンシップ・ボランティア活動等各種体験活動の充実。	・インターンシップ 57校 4,511名参加
ものづくり教育支援事業の実施	－専門高校ものづくり研究活動への支援（地域企業とのネットワーク形成、ものづくりコンテストへの支援、ものづくり塾の開催、技術研修・研究活動等）。 －産業教育フェアの開催。 －高校生商品開発コンテストの実施。	・産業教育フェア 1,113名参加 ・高校生商品開発コンテスト 13校 41点出品
ふるさと企業紹介	－地域に根ざし元気に取り組んでいる企業を紹介し、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起する。	

（出所）県資料より、包括外部監査人が作成。

#### 2) 地域医療を支えるドクター育成事業（平成27年度決算額 1,414千円）

県政の課題である医師不足に対応し、地域医療を支える人材を育成するため、医師を志す生徒を対象として、医療機関での研修、地域医療体験学習、医師による特別講義、実力養成

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

ハイレベル講座などのプログラムを実施している(表 68)。

なお、医学部医学科への進学者数は平成26年67名(過年度卒含む)、平成27年57名(同)、平成28年60名(同)で推移している。

**表 68 地域医療を支えるドクター育成事業の主な内容**

取組・活動	内容	H27 実績
地域医療体験研修 (1年生対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>－(県北)大館市立総合病院、大館市立扇田病院、奈良病院</li> <li>－(中央)秋田厚生医療センター、湖東厚生病院、小玉医院</li> <li>－(県南)横手市立大森病院、平鹿総合病院、曾根医院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県北 3校 12名参加</li> <li>・中央 4校 11名参加</li> <li>・県南 3校 12名参加</li> </ul>
医療体験セミナー	－工藤胃腸科内科クリニック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年生 8校 32名参加</li> </ul>
メディカルセミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>－秋田大学本道キャンパス(1年生)</li> <li>－同(2年生)</li> <li>－総合教育センター・自治研修所(3年生)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生 14校 49名参加</li> <li>・2年生 10月 8校 22名、11月 6校 23名参加</li> <li>・3年生 7校 43名参加</li> </ul>

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

### 3) 確かな学力育成推進事業（平成27年度決算額 74,238千円）

進路目標達成や社会的・職業的な自立に向けて必要となる「確かな学力」を育むため、大学教員、社会人講師等を活用して、生徒の進路目標に応じた実践的学力の向上や資格取得支援などを行っている。また、新学習指導要領の実施に応じた授業改善を進めるなど教員の指導力向上を図っている(表 69)。

**表 69 確かな学力育成推進事業の主な内容**

取組・活動	内容	H27 実績
進学コース別ハイレベル講座	－数学・英語の学力向上を図るため、志望する進学コースに応じた実践的な講義・演習を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16校の1、2年生が延べ522名参加。</li> </ul>
学力向上パートナーシッププロジェクトの実施	－全県9校の指定校が連携し合同で進学対策講座や大学入試問題研究を行うなど、生徒や教員が学校の枠を超えて切磋琢磨する取組を推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9校指定</li> </ul>
アドバンストサイエンスプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>－生徒の科学的な思考力・表現力等の向上と理数系教員の指導力向上。</li> <li>－数学・英語・理科ハイレベル思考力養成セミナー、スーパーサイエンスハイスクール支援事業、科学の甲子園全国大会秋田県予選会、理数科合同研修会、東北大学大学院理学研究科関連事業、数学オリンピックセミナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思考力養成セミナー7校44名参加。</li> <li>・スーパーサイエンスハイスクール4校指定</li> <li>・科学の甲子園秋田県予選10校</li> </ul>
大学教員・社会人講師等活用	－大学教員等による模擬講義や課題研究への助言等、社会人講師(医師、訪問介護員等)による資格取得指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教員等 14校延べ23名、社会人講師 9校延べ42名</li> </ul>
習熟度別少人数学習の推進	－習熟度に応じたきめ細かな少人数学習を行ため、各教科の非常勤職員を配置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29校に57名配置。</li> </ul>
教員派遣研修の	－教員を各種研修等に派遣し、学習指導等の指	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27校 73名の教員派遣。</li> </ul>

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

取組・活動	内容	H27 実績
支援	導力をより一層高める。予備校での教員向けセミナー、大学公開講座、企業研修(実技研修)、先進校視察等への派遣。	
中高学習指導研究協議会	－地区の教員が中学・高校で行われる授業の見学や学習指導の研究を実施。	・県内 3 地区ごとに中学・高校 1 校ずつ計 6 校
高等学校学習状況調査	－高校1、2年生全員を対象として進路や勉強・授業、教科に関するアンケート調査を実施。	・H27 は学力調査未実施

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

#### ② 事業費

**表 70 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	67,319	65,164	93,952	86,752

**表 71 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	59,835	習熟度別少人数学習非常勤講師
共済費	159	
報償費	2,066	
旅費	5,671	
需用費	6,438	
役務費	573	
委託料	8,515	講師派遣業務委託
使用料及び賃借料	2,661	
負担金補助及び交付金	834	
合計	86,752	—

**表 72 事業費の財源**

国	—	—
県一般財源	—	—
その他(諸収入)	55 千円	0.1%
その他(繰入金)	86,698 千円	99.9%

#### (2) 監査対象に関する意見

##### 【意見III-6】予備校の講師派遣委託について

県は、地域医療を支えるドクター育成事業や確かな学力育成推進事業における、メディカルセミナー、数学・英語・理科ハイレベル思考力養成セミナー、進学コース別ハイレベル講座の実施に当たって、大手予備校から講師を招聘している(表 73)。

平成27年度には次表のような講師派遣業務委託が行われている。いずれも単独随意契約

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

であり、その理由はほぼ共通している。大手予備校であり、難関大学への合格実績及び受験のノウハウを有していること、そして、これまで県の同様の講座の受託実績があり、その際の評価も高く、県内の受験事情に通じていることなどである。それぞれの内容は事実であると思われるが、別の委託により結果的に3つの予備校から講師が派遣されていると単独随意契約の理由としては弱い。

継続して同じ予備校から講師を派遣してもらい、県内の受験事情や経年的な傾向を踏まえて指導してもらうメリットは理解できるが、大手予備校あるいはその中でも校舎や講師によって指導に特徴があると考えられるため、たとえば、数年に1回は他の予備校からも講師や授業に関する提案書を提出させ、内容を比較検討したうえで、随意契約を結ぶなど、契約先や業務内容が固定的にならないように注意することが重要である。

**表 73 平成27年度予備校講師派遣講座の概要**

講座名	実施日	対象	委託先
メディカルセミナー、数学・英語・理科ハイレベル思考力養成セミナー	8/1～8/3	県内高校3年生(東大・京大・東北大、医学部志願者)	学校法人駿河台学園駿台予備学校
進学コース別ハイレベル講座(ハイレベルコース)	9月～12月に3地区で各6回	県内高校1、2年生(医学部・東北大学等志願者)	学校法人高宮学園代々木ゼミナール
進学コース別ハイレベル講座(スーパーハイレベルコース)	11/22、11/23、12/12、12/13	県内高校1、2年生(東大・京大志願者)	学校法人文理学院河合塾仙台校

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

#### 【意見III-7】事業への参加状況の分析と対応について

平成27年度の高校生未来創造支援事業を構成する事業等への参加状況を表74で整理した。インターンシップ等体験活動やふるさと企業紹介のように全高校48校が参加する事業もあれば、数校の参加にとどまる事業もある。主として専門高校を対象としているものづくり教育関係や主として進学校を対象としているメディカルセミナー、進学コース別ハイレベル講座など、もともと事業の対象が絞られている場合があるとともに、高校教育課で参加校等を指定する事業もあることから、単純に事業別の参加校数の多寡を比較することはできない。

**表 74 平成27年度高校生未来創造支援事業への参加状況(高校) (単位:千円、校)**

事業等	H27当初予算	参加方法	参加校数	参加者数(参考)
キャリア教育総合推進事業	13,615	一	一	
将来設計ガイダンス	983	応募	24	72名
学術顧問塾・教育視学監	1,611	応募	5	
地域との連携強化プロジェクト	2,864	応募	20	
キャリア教育実践モデル校	651	指定	3	
インターンシップ等体験活動	894	全員参加(ボランティア代替可)	48	インターンシップ 4,511名

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

事業等	H27 当初予算	参加方法	参加校数	参加者数(参考)
ものづくり教育の充実	6,612	－	－	
産業教育フェア	1,590	応募	23	1,113名
ものづくりコンテスト	4,507	応募	11	
商品開発コンテスト	515	応募	13	
ふるさと企業紹介	－	全校実施	48	
ものづくり塾	－	応募	3	39名
地域医療を支えるドクター育成事業	1,534	－	－	
地域医療体験研修	510	応募	10	67名
メディカルセミナー	1,024	応募	16	149名
確かな学力育成推進事業	78,803	－	－	
進学コース別ハイレベル講座	7,349	校長推薦	16	522名
学力向上パートナーシッププロジェクト	1,572	指定	9	
アドバントサイエンスプロジェクト	1,629	－	－	
数学・英語・理科ハイレベル思考力養成セミナー	－	応募	14	44名
スーパーサイエンスハイスクール支援事業	－	応募	4	
科学の甲子園全国大会秋田県予選会	－	応募	10	140名
理数科合同研修会	－	理数科2年生全員	6	207名
東北大学大学院理学研究科関連事業	－	応募	8	
数学オリンピックセミナー	－	応募	5	26名
大学教員・社会人講師等活用	2,646	応募	20	
習熟度別少人数学習	61,226	指定	29	非常勤講師57名
教員派遣研修	3,948	応募	27	教員73名
中高学習指導研究協議会	221	指定	17	
高等学校学習状況調査	212	1、2年生全員実施	48	
合計	93,952	－	－	

(出所) 県資料より包括外部監査人が作成。

(注1) 事業はできるだけ具体的な参加状況を確認するため、可能な場合、下位レベルの区分を設けている。したがって、各事業が同レベルではないため、参加校数等の比較には留意が必要。

(注2) 参加者数は県資料より判明した人数を記載している。主として生徒数であるが、教員の場合はその旨記載している。

(注3) 高校の分校分は本校と合わせて1校とカウント。全校は48校。

ただし、個別にみると、対象が絞られている中でももっと参加希望者がいても良いと思われる事業や参加者数が減ってきている事業が見られた。

たとえば、地域医療を支えるドクター育成事業の1、2年生を対象とする地域医療体験研修では10か所の医療機関において延べ18校67名が参加している。第2期基本計画では、平成31年度の地域医療体験学習参加者数の目標を90人としているが、その74%程度である。また、1、2年生が参加するメディカルセミナーには3日間で延べ28校106人の参加となっている。事業の目的からすると、特に1、2年生を対象とする場合は医師や医学部を目指す生徒だけが対象ではなく、他の生徒に対して幅広く医師や医療への関心を喚起し、医師や医学部を目指す生徒を増やすことが第一であるため、より一層多くの参加希望を得られるように

工夫する余地がある。

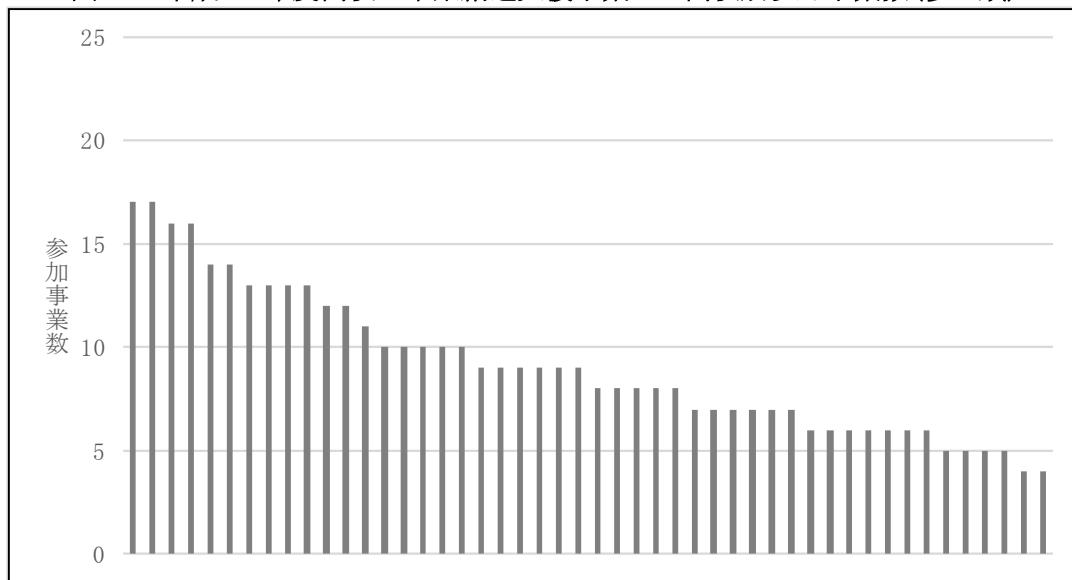
教員派遣研修では、教員本人の希望に応じて、先進校や大学、専門学校、企業、予備校などへの派遣が行われている。特に教科指導だけではなく、専門教育を含めた幅広い内容の研修受講が可能であるが、平成27年度には48校中27校75名の参加にとどまっている。一つの学校から数名の教員が参加するケースもあれば、1名の参加もないケースもあり、幅広い高校からの参加が課題である。

また、高校1年生が講演聴講や大学訪問などを行う将来設計ガイダンスでは、平成25年度の27校107名から平成27年度の24校72名へと参加者が若干減少傾向にある。高校教育課によると、生徒参加のパネルディスカッションの実施や宿泊を伴わない参加を可とするなど事業内容や参加条件を工夫しているが、学校側の日程の都合等もあり、参加者が伸びないとのことである。

ものづくり教育支援事業の産業教育フェアへの生徒の参加数は、平成25年度の1,640名から平成27年度の1,113名と32%減少している。高校教育課によると、参加する地域産業祭が開催されない地域があつたことや、種苗交換会は年度によって開催地が異なることなどの影響もあるのではないかとのことである。

一方、図16は、前表の事業区分に応じて、高校ごとに参加した事業等の数をカウントして、多い高校順に並べたものである。事業区分には事業としてのレベルや対象とする高校や生徒の範囲などが異なるため、単純に合算できないが、高校別の参加状況を把握するための一つの目安として示している。

図16 平成27年度高校生未来創造支援事業への高校別参加事業数(多い順)



(出所) 県資料より包括外部監査人が作成。

(注) 前表の事業区分に応じて、平成27年度に生徒や教員の参加のあった事業数を高校ごとにカウント。高校の分校分は本校に含めた。

高校生未来創造支援事業を構成する事業等は全部で25あるが、そのうち約3分の2に相

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

当する17事業に参加している高校が2校ある一方で、4事業のみの参加にとどまる高校も2校あり、高校によって参加状況が異なることがわかる。これは、単に高校側の参加意欲や意識の違いではなく、日程上の都合や独自の取組による実施など様々な事情や判断を反映していると思われるが、幅広く、より多くの学校や生徒・教員の参加を促す立場の高校教育課としては、このようなデータを足掛かりに、参加しない理由・事情の把握や参加を促すための方策の検討が必要になる。

各事業がねらいどおりの成果をあげるためには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価し、分析していくことが重要である。それを踏まえて翌年度以降の参加対象範囲や募集方法、事業の内容などを改善していくことになり、毎年の分析や試行錯誤を継続することによって、はじめて一定期間経過後の事業の大幅な見直しや改廃を適切に行うことが可能となる。状況によっては、各学校から政策経費の事業の提案を受けて再配当する枠を設けるなど、予算再配当の仕組み自体の見直しも考えられる。

事業への参加状況の分析と対応について、より一層きめ細かく行っていくことが望ましい。

#### 【意見III-8】学校別政策経費予算の執行状況の把握について

高校生未来創造支援事業の予算は、下位の事業についてまで個々の予算の積み上げが行われているが、決算額についてはキャリア教育総合推進事業、地域医療を支えるドクター育成事業、確かな学力育成推進事業の3つの事業までの把握にとどまっている。

細かい事業の執行額については各学校での執行状況を取りまとめる必要があるが、各学校から高校教育課に提出される決算調書は事業ごとではなく政策経費全体について節別の執行額のみを報告する形式となっている。

学校にとって、各事業の予算の一部が再配当され、それ的目的に従って執行するだけとなるが、政策経費の事業を取りまとめる高校教育課としては各事業の執行額を正確に把握する必要がある。事業ごとに、当初予算が妥当であったか、執行率はどうか、不用額が生じていないかなどを確認し、翌年度以降の予算編成に反映させる必要がある。たとえば、平成27年度のキャリア教育総合推進事業は当初予算額13,615千円に対して決算額は11,101千円であり、執行率81.5%と若干低いが、その理由についても分析し、次の予算編成に生かすことが必要である。

高校では、財務会計システム以外に手元の資料として事業別の再配当予算とその執行状況がわかるように記録している例も見られた。事業別の執行額の集計や報告が各学校の事務負担とならないように留意しつつ、事業別の執行額を正確に把握していく必要がある。

#### 4. 「未来のあきたを創る」人材育成事業

##### (1) 概要

###### ① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、進学を主とする学校にキャリアアドバイザーを配置し、大学卒業後の県内就職等も視野に入れた情報提供、県内大学への理解促進などにより、キャリア教育の充実を図るものである。また、就職者の多い学校に就職支援員を配置し、県内企業の求人掘り起こしに努めるなど、新規高卒者の県内就職を支援している。

キャリアアドバイザーと就職支援員の職務は表 75 のとおりである。

表 75 キャリアアドバイザーと就職支援員の職務内容

キャリアアドバイザーの職務	就職支援員の職務
1) 配置校の進路指導部等との連携によるキャリア教育支援 2) 教育庁高校教育課との連携によるキャリア教育支援 3) 大学卒業後を視野に入れた地域企業情報の収集及び提供 4) ふるさと企業紹介事業の推進 5) 各校が実施するインターンシップ・ボランティア等の体験活動や外部人材活用等の支援 6) 生徒、保護者、教員への情報提供・ガイダンス等の実施 7) 生徒、保護者、教員との進路相談・カウンセリングの実施 8) ハローワーク等関係機関との連携による進学支援 9) 大学等高等教育機関との連携による進学支援 10) その他、キャリア教育全般に関して教職員に助言するとともに各種業務の企画・運営	1) 配置校及び地域各校の進路指導部との連携による就職支援 2) 教育庁高校教育課との連携による就職支援 3) ハローワークとの連携による就職支援 4) 生徒の就職希望に応じた求人の開拓 5) 生徒、保護者、教員への求人情報の提供 6) 生徒、保護者、教員との進路相談 7) 内定後も含めた就職支援に関する諸業務

(出所) 「平成 27 年度キャリアアドバイザー配置事業要綱」「平成 27 年度高校生就職活動支援事業実施要綱」

平成 27 年度に、キャリアアドバイザーは 11 校に 1 名ずつ計 11 名を配置し、就職支援員は 26 校に 1 名ずつと教育庁総務課に 1 名の計 27 名を配置している。キャリアアドバイザー配置事業の決算額は 26,534 千円、就職支援員配置事業の決算額は 64,541 千円である。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

#### ② 事業費

**表 76 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	108,700	111,664	99,819	91,076

**表 77 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	77,490	キャリアアドバイザー報酬、就職支援員報酬
共済費	11,929	キャリアアドバイザー共済費、就職支援員共済費
旅費	1,657	キャリアアドバイザー旅費、就職支援員旅費
合計	91,076	—

**表 78 事業費の財源**

国	83,850 千円	92.1%
県一般財源	—	—
その他(諸収入)	264 千円	0.3%
その他(繰越金)	6,962 千円	7.6%

#### (2) 監査対象に関する意見

##### 【意見III-9】キャリア教育総合推進事業の活用について

本事業は前述の高校生未来創造支援事業の特にキャリア教育総合推進事業と関連している。キャリア教育総合推進事業ではキャリア教育に関する様々なメニューを提供するのに対して、本事業はキャリアアドバイザーや就職支援員といった人を配置して、キャリア教育の推進や進学・就職の支援を行うものである。

そこで、平成27年度にキャリアアドバイザーあるいは就職支援員が配置されている37校(以下、「配置校」という。)と配置されていない11校(以下「非配置校」という。)について、キャリア教育総合推進事業への参加状況を比較した。キャリア教育総合推進事業は前述したように将来設計ガイダンスなど10事業で構成されているとして、各校の参加事業数を集計したところ、配置校では1校あたり4.2事業への参加に対して、非配置校では1校あたり3.7事業への参加となり、配置校の平均参加事業数が多くなっている。キャリアアドバイザー等の配置の効果も出ているのではないかと推測される。

ただし、配置校でも10事業中2事業のみの参加が2校、3事業のみの参加が7校あることを考えると、必ずしもキャリアアドバイザーや就職支援員の配置がキャリア教育関連の事業の活用につながっていない面も見られることに注意する必要がある。各事業への参加は日程の都合や各校独自の取組など各校の事情を踏まえて判断する必要があり、一概に事業が活用されている、活用されていないとは言えないが、少なくとも事業への参加の少ない学校の事情を確認するなど、状況の確認は必要である。その結果を踏まえて、キャリアアドバイザーや就

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

職支援員に対してキャリア教育関連事業の周知を行ったり、あるいはキャリア教育関連事業の内容を見直すなど、メニューの提供と人の配置が一体となって効果的なキャリア教育推進や進学・就職支援となるように、引き続き必要な措置をとっていくことが求められる。

#### 【意見III-10】県内就職率について

本事業の就職支援員配置の目的は、県内企業の求人を掘り起こすとともに生徒や保護者等にその情報を提供することなどの就職の支援であるが、その成果は就職決定率や1年後の離職率、県内就職率などでみることができる。平成27年度の就職決定率は99.5%、県内に就職した者の1年以内の離職率は9.3%といずれも目標をクリアしているが、県内就職率は目標を下回っている(表79)。

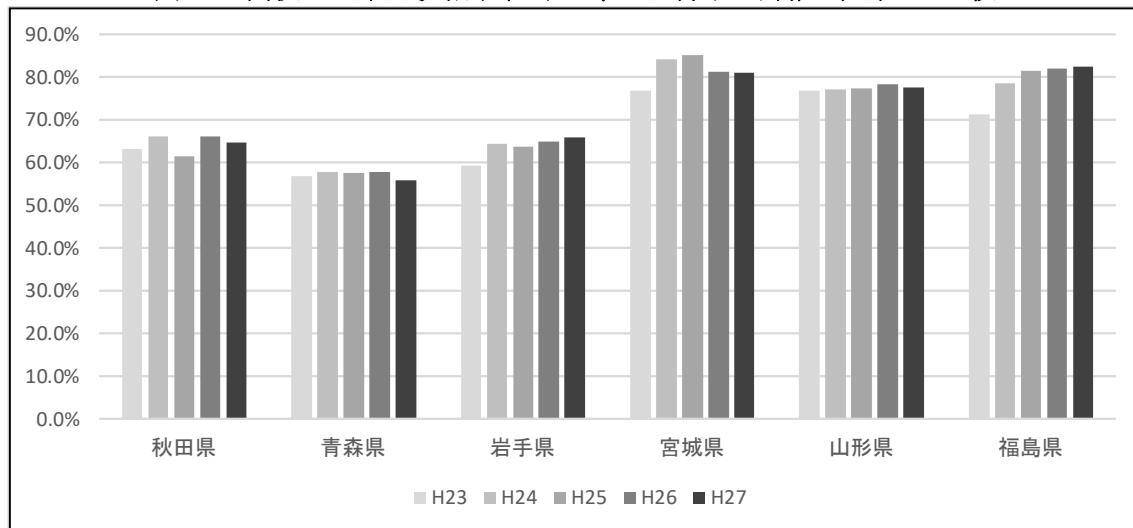
県は第2期ふるさと秋田元気創造プランにおいて、高校生の県内就職率(公私立、全日制・定時制)の目標値を平成29年度に74%と設定している。高校教育課としても平成27年度に70%台に乗せ、平成29年度の目標の達成を目指しているが、最近の実績は60%台の半ばで推移し、横ばいである。東北各県と比較すると、南東北3県の県内就職率が80%前後であるのに対して、北東北3県は60%前後であり、県にとって74%はかなり高い目標であることがわかる(図17)。

**表79 高校生の県内就職率(公私立、全日制・定時制)**

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H31
目標	—	—	—	68.0%	70.0%	72.0%	74.0%	74.0%
実績	63.4%	65.9%	61.5%	66.0%	64.8%	—	—	—
達成率	—	—	—	97.1%	92.3%	—	—	—

(出所)「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」、高校教育課資料より包括外部監査人が作成。

**図17 高校生の県内就職率(公私立、全日制・定時制)の他県との比較**



(出所)文部科学省「新規高等学校卒業者の就職状況に関する調査」より包括外部監査人作成。

県内就職率は県内外の経済情勢や就職希望者の志向にも大きく左右されるため、就職支援員配置の成果が直接数字になるわけではないが、県として高い目標を掲げた以上、その達成に向けて積極的に取り組む必要がある。県内就職率がなかなか上昇しないのであれば、その理由を分析するとともに、従来とは異なる領域の求人を開拓したり、情報提供の方法を変えるなど、試行錯誤を続ける必要がある。

また、大学卒業後の県内への就職についても県内就職率の向上と同様の効果が得られるはずであるため、可能な範囲で関連のデータを収集・分析し、キャリアアドバイザー等の取組に生かしていくことも必要である。

## 5. あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業

### (1) 概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

本事業では、グローバル社会で必要な英語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するために、小中高が連携した英語教育を展開し、授業改善、教員の授業力の向上、英語を学ぶ環境整備を推進している。具体的には、次の3つの事業からなる。

#### 1) 小中高授業改善推進事業（平成27年度決算額133,246千円）

「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語の4技能をバランスよく身に付けさせるために授業改善を推進している（表80）。

表80 小中高授業改善推進事業の主な内容

取組・活動	内容	H27 実績
学習到達目標リストの運用改善	一CAN-DO形式の学習到達目標リストを設定し、その運用・改善を行うことで生徒の学習到達目標を明確にし、指導と評価の改善を図る。	・H25にすべての公立中学校・高等学校がリストを設定し、H27も継続運用。
拠点校・協力校英語授業改善プログラム	一県内3地区の拠点校（小中高各3校）が中心となり、協力校とともに英語使用機会の拡充や英語学習へのモチベーション向上を図り、効果的な指導・評価方法を明らかにする。	
外部検定試験の活用	一中学卒業までに英検3級程度など県が目指している英語力の達成状況を検定試験で確認する。	・中学3年生8,563名受験 ・英検3级以上取得生徒割合39.7%（全国1位）
外国語指導助手（ALT）配置	一平成27年7・8月～平成28年7・8月に24校と総合教育センターに25名のALT配置。各ALTは1～2校の定期訪問校を受け持つ。	

（出所）県資料より、包括外部監査人が作成。

#### 2) 教員の授業力向上推進事業（平成27年度決算額100千円）

英語教育の抜本的充実が求められる中、英語教員の指導力を一層向上させるために、大学教員や英語教育推進リーダーによる研修を実施している（表81）。

表81 教員の授業力向上推進事業の主な内容

取組・活動	内容	H27 実績
小学校外国語活動教員研修	一小学校外国語活動のリーダー的教員育成（研修による指導方法習得、英語運用能力向上）。	・教員40名受講
外国語活動・英語科担当教員指導力向上研修	一文科省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に基づき、中央研修受講者（英語教育推進リーダー）を講師とした研修実施。	・小学校教員40名、中学校英語科担当教員40名、高校英語科担当教員20名受講

（出所）県資料より、包括外部監査人が作成。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

#### 3) 英語を学ぶ環境整備事業（平成27年度決算額18,501千円）

世界に通用する英語コミュニケーション能力を育成するとともに、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成するため各種プログラムを実施している（表82）。

**表82 英語を学ぶ環境整備事業の主な内容**

取組・活動	内容	H27 実績
イングリッシュキャンプ	－外国語指導助手(ALT)等と交流しながら英語による活動を行い、英語への興味・関心を高め、英語コミュニケーション能力向上を図る。	・小学生 79校 250名、中学生71校309名、高校生31校144名参加
高校生グローバルサマースクール	－県内の高校生を対象に県内の外国語指導助手、国際教養大学の学生・留学生等がセミナー、講演や交流活動等を行う。	・16校 42名参加
専門高校生海外企業研修	－専門高校の生徒が海外で企業研修をすることにより、英語コミュニケーション能力や主体的職業選択能力の養成を図る。平成27年度で終了。	・4校 9名参加(フィリピン)
高校生留学支援事業	－民間団体の派遣プログラムを通じて海外留学を希望する県内高校生に留学費用の一部を助成。長期派遣と短期派遣のうち長期派遣は平成27年度で終了。	・3校 26名短期派遣
高校生国外派遣交流事業	・優れた教育実践・実績のある国外の学校に生徒・教員を派遣し、生徒の自己啓発や学習への動機づけ、教員の指導力向上を図る。	・2年生 25名、教員5名派遣(韓国)

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

#### ② 事業費

**表83 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	133,757	149,195	170,505	151,847

**表84 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	92,187	外国語指導助手配置
共済費	13,891	外国語指導助手配置
報償費	799	
旅費	9,218	
需用費	504	
役務費	176	
委託料	26,378	実用英語技能検定合否判定業務委託、英語教育強化地域拠点事業委託、高校生国外派遣交流事業委託、高校生海外企業研修事業委託等
使用料及び賃借料	2,997	高校生グローバルサマースクール施設使用料
負担金補助及び交付金	5,697	外国語青年招致事業負担金
合計	151,847	—

表 85 事業費の財源

国	6,005 千円	3.9%
県一般財源	7,877 千円	5.2%
その他(諸収入)	461 千円	0.3%
その他(繰入金)	137,503 千円	90.6%

## (2) 監査対象に関する意見

## 【意見III-11】事業への参加状況の分析と対応について

平成27年度のあきた発！英語コミュニケーション能力育成事業への高校の参加校数は表86のとおりである。参加者を募る形式の事業は限られているが、イングリッシュキャンプや高校生グローバルサマースクールなど、もっと幅広く多くの高校からの参加があつてもよいと思われる事業もみられる。

表 86 平成27年度あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業への参加状況(高校)  
(単位:千円、校)

事業等	H27 当初予算	参加方法	参加校数	参加者数(参考)
小中高授業改善推進事業	144,957	－	－	
学習到達目標リストの運用改善	－	全校参加	48	
拠点校・協力校英語授業改善プログラム	－	指定	17	
外国語指導助手配置事業	－	指定	24	
教員の授業力向上推進事業	100	－	－	
外国語活動・英語担当教員指導力向上研修	－	指定	19	教員 20名参加
英語を学ぶ環境整備事業	25,448	－	－	
イングリッシュキャンプ(スーパーイングリッシュキャンプを含む)	－	応募	27	144名参加
高校生グローバルサマースクール	－	応募	15	42名参加
専門高校生海外企業研修	－	応募	4	9名参加
高校生留学支援事業	－	応募	1	26名参加(私立高校生を含む)
高校生国外派遣交流事業	－	応募	12	57名
合計	170,505	－	－	

(出所) 県資料より包括外部監査人が作成。

(注) 参加者数は県資料より判明した高校生の人数を記載している。教員の場合はその旨記載している。高校の分校分は本校に含めており、全校48校。

各事業がねらいどおりの成果をあげるためにには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価し、分析していくことが重要である。それを踏まえて翌年度以降の参加対象範囲や募集方法、事業の内容などを改善していくことになり、毎年の分析や試行錯誤を継続することによって、

はじめて一定期間経過後の事業の大幅な見直しや改廃を適切に行うことが可能となる。状況によっては、各学校から政策経費の事業の提案を受けて再配当する枠を設けるなど、予算再配当の仕組み自体の見直しも考えられる。

事業への参加状況の分析と対応について、より一層きめ細かく行っていくことが望ましい。

#### 【意見III-12】学校別政策経費予算の執行状況の把握について

本事業でも、政策経費予算の執行額は、小中高授業改善推進事業、教員の授業力向上推進事業、英語を学ぶ環境整備事業の3区分までの把握にとどまり、それよりも下位の事業や取組等に関する決算額は把握できていない。

細かい事業の執行額については各学校での執行状況を取りまとめる必要があるが、各学校から高校教育課に提出される決算調書は事業ごとではなく政策経費全体について節別の執行額のみを報告する形式となっている。

学校にとっては、各事業の予算の一部が再配当され、それを目的に従って執行するだけとなるが、政策経費の事業を取りまとめる高校教育課としては各事業の執行額を正確に把握する必要がある。事業ごとに、当初予算が妥当であったか、執行率はどうか、不用額が生じていないかなどを確認し、翌年度以降の予算編成に反映させる必要がある。

高校では、財務会計システム以外に手元の資料として事業別の再配当予算とその執行状況がわかるように記録している例も見られた。事業別の執行額の集計や報告が各学校の事務負担とならないように留意しつつ、事業別の執行額を正確に把握していく必要がある。

#### 【意見III-13】指標の取り扱いについて

本事業は、第2期基本計画において、基本方向3「グローバル社会で活躍できる人材を育てます」を推進するための事業であり、5つの推進指標が設定されている。

まず、第2期ふるさと秋田元気創造プランにおける指標として、「中学3年生の英検3級以上取得率」(以下「英検3級以上取得率」という。)と「海外の高校と交流を行う高校数」(以下「海外交流高校数」という。)である。

英検3級以上取得率は、平成24年度の17.1%から平成27年度の39.7%まで全国平均を大きく上回る勢いで順調に伸びてきており、すでに平成29年度の目標値40.0%にほぼ到達している(表87)。平成27年度の39.7%は全国の都道府県で1位である。県内の中学3年生全員に英検を受験させる外部検定試験活用事業等の成果と言えるが、英検3級以上取得者だけでなく、教員から見てそれに相当する英語力を有すると思われる生徒数を加えた割合でも、全国平均の36.6%(平成27年度)に対して県は48.6%(同)であり、全国平均を12ポイント上回り、全国2位である。

それに対して、海外交流高校数は、平成27年度に19校であるが、平成29年度の目標25校に対して、76%の進捗率である。県の主催する交流事業等への参加も含まれるため、県としても目標達成に向けて取り組む余地のある指標である。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

**表 87 第2期ふるさと秋田元気創造プランにおける指標**

指標		H24	H25	H26	H27	H29	H31
中学3年生の英検3級以上取得率	目標値	—	—	—	—	40.0%	42.0%
	実績値	17.1%	28.5%	36.6%	39.7%	—	—
	全国平均(参考)	16.2%	16.5%	18.4%	18.9%	—	—
海外の高校と交流を行う高校数(県主催の交流事業等に参加した学校を含む)	目標値	—	—	—	—	25校	25校
	実績値	—	15校	18校	19校	—	—

(出所)「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」、高校教育課資料より、包括外部監査人作成。

また、第2期基本計画の指標としては、「小学校外国語活動のリーダー的教員の小学校数に対する比率」(以下「小学校外国語活動リーダー数」という。)、「中・高英語担当教員のうち授業の半分以上を英語で行っている者の割合」(以下「英語による授業実施割合」という。)、「高校教育課が行う小・中・高英語担当教員を対象とした授業力向上研修受講者数」(以下「授業力向上研修受講者数」という。)の3つである(表88)。

**表 88 第2期あきたの教育振興に関する基本計画における指標**

指標		H25	H26	H27	H31
小学校外国語活動のリーダー的教員(小学校外国語活動教員研修等を受講済の教員)の小学校数に対する比率	目標値	—	—	—	2.5倍
	実績値	1.1倍	1.3倍	1.5倍	—
中・高英語担当教員のうち授業の半分以上を英語で行っている者の割合	目標値	—	—	—	100.0%
	実績値	76.5%	71.1%	68.1%	—
高校教育課が行う小・中・高英語(外国語・外国語活動)担当教員を対象とした授業力向上研修受講者数(累積)	目標値	—	—	—	1,400人
	実績値	200人	934人	1,034人	—

(出所)「第2期あきた教育振興に関する基本計画」、高校教育課資料より、包括外部監査人作成。

小学校外国語活動リーダー数は、本事業の中で国際教養大学と共に実施している小学校外国語活動教員研修等の受講済み教員数を平成31年度までに小学校数の2.5倍まで増やそうとするものであるが、平成27年度は1.5倍にとどまっている。最近は年40名ずつ受講しているが、そのペースでは目標値に到達しない。

英語による授業実施割合では、平成31年度までに英語担当教員全員が授業の半分以上を英語で行うことを目指しているが、平成27年度は68.1%であり、目標とは差がある。授業力向上研修受講者数では、平成31年度までに授業力向上研修受講者の累積数を1,400人まで増やすことを目標とし、平成27年度には累積1,034人で進歩率73.9%である。

5つの推進指標の中では、英検3級以上取得率以外は、目標の達成までにさらなる取り組みが必要となっている。

さらに、県は、第2期基本計画等の推進指標の目標の達成に向けて、年度ごとにきめ細かく目標管理を行うために目標管理指標を設定している(表89)。平成27年度では、小中高を

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

区別して延べ 25 指標(目標設定のある指標)のうち、10 指標で年度の目標を達成する一方で、残りの 15 指標は目標に達していない。英語担当教員の授業における英語使用状況(高校)やパフォーマンステスト(ライティング)の実施状況、学習到達目標の公表など、達成率が 80%に満たない指標も 5 つある。

目標管理指標の目標を念頭におきつつ、本事業などの個々の事業に取り組むことにより、第2期基本計画の基本方向 3「グローバル社会で活躍できる人材を育てます」を推進することになり、結果的に前述の 5 つの推進指標の目標の達成につながる。その意味では目標管理指標の目標達成は重要ではあるが、指標は事業の成果や基本方向の推進結果の一面にすぎず、また、研修の実施回数や受講者数などコストと時間をかければ指標値を上げることができるものもあるが予算等の制約がある。むしろ、それぞれの指標の持つ特性や目標達成の意味を十分に検討した上で目標を設定し、効果的に取り組みを行うことが大切である。

たとえば、表 89 では、児童・生徒の英語力を向上させることが最終的な目的の一つだと仮定し、それに対して直接的に影響する指標であるか、間接的であるかによって、26 の目標管理指標を並び替えている。生徒の英語力に関する指標を最上位とし、次に授業やテストに関連した指標を続け、教員の研修を下位に配置している。

あくまで第三者からみた仮定であり、これが実態を反映しているかはわからないが、このように一定の視点で指標を位置づけしなおすことによって、指標間の関連性の中で必要な目標設定や達成に向けた取り組みの優先度を考えることができる。単に 80%に満たない低い達成率の指標について個別に指標値の向上を図るのではなく、「求められる英語力を有する生徒の割合」など、より直接的な指標に着目し、その指標値を上げるためにはどうすればよいか、授業や目標、教員の英語力などの他の関連する指標がどう関係してくるのか、他の関連する指標でどう目標を設定して取り組めば効果的であるかなど、より体系的で戦略的な取り組みへの指向である。

第2期基本計画を踏まえて具体的な方向性を示した「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)は平成 29 年度が最終年度となるため、現在、これまでの振り返りが行われている。全体的に比較的順調に進捗したようであるが、次のアクションプランに向けては、限られた予算の中で、より一層効果的、効率的に目指す方向への推進や目標の達成を図ることができるように、推進指標や目標管理指標についても、より工夫した取り扱いが行われることを期待するものである。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

## III 高校教育課

表 89 平成27年度目標管理指標

実施主体	区分	指標	校種	児童生徒英語力への直接性	H27目標値	H27実績値	H27達成率
生徒	英語力	求められる英語力を有する生徒の割合	高 中	直接的	40%	35.8%	89.5%
		英検3級以上を取得している生徒の割合	中		45%	48.6%	108.0%
					36%	39.7%	110.3%
教員・学校	授業	生徒の授業における英語による言語活動時間の割合	高 中	間接的	52%	47.9%	92.1%
		英語担当教員の授業における英語使用状況	高 中		71%	89%	125.4%
	テスト	パフォーマンステスト(スピーキング)の実施状況	高 中		83%	46.8%	56.4%
		パフォーマンステスト(ライティング)の実施状況	高 中		85%	90%	105.9%
	目標	学習到達目標の整備状況(設定)	高 中		7回	5.7回	81.4%
		学習到達目標の整備状況(公表)	高 中		4回	3.6回	90.0%
		学習到達目標の整備状況(達成状況の把握)	高 中		5回	3.5回	70.0%
	英語力	求められる英語力を有する教師の割合	高 中		4回	2.3回	57.5%
		相応の英語力を有する教員の割合	小		100%	100%	100.0%
	研修	英語担当教員に対する研修実施回数	高 中		100%	100%	100.0%
		教員に対する研修実施回数	小		20%	38.7%	193.5%
		研修受講者数	高		40%	31%	77.5%
			中		35%	40%	114.3%
			小		63%	56.9%	90.3%

(出所) 高校教育課資料(目標管理書)より包括外部監査人が作成。

(注1) 児童・生徒に対する影響の相対的な直接性を仮定し、指標の順番を置き換えるとともに区分設定している。

「直接性」「区分」は包括外部監査人の主観であり、厳密なものではない。

(注2) H27目標値やH27実績値の小数点以下の表示桁数が異なるが、高校教育課資料の数値をそのまま記載している。H27達成率もその数値で計算している。

(注3) パフォーマンステストの実施状況などの一部の指標は包括外部監査人の判断で複数の指標を一つの指標に統合して表示しているものがある。

(注4) 「求められる英語力を有する生徒の割合」とは、検定試験の取得率と、資格は取得していないが英語担当教員が相当の英語力を有すると判断した生徒の割合を合算したもの。たとえば、中学3年生は「英検3级以上取得者+英検3级以上相当者」により計算されている。

## 6. スーパーグローバルハイスクール事業

### (1) 概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、グローバル化が加速する現状を踏まえ、語学力とともに、幅広い教養、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来的に政治、経済、学術等の分野において国際的に活躍できるグローバルリーダーを高等学校段階から育成することを目的としている。

文部科学省では、平成26年度より、高等学校等のグローバルリーダー育成に資する教育課程等の改善に向けて実証的資料を得るために本事業を開始している。県では、平成26年度は県単独事業として秋田南高校を指定して実施し、平成27年度には同高校が国の指定を受けている。

秋田南高校では、グローバルリーダーの資質・5能力として、課題設定能力、課題探究能力、論理的思考力、プレゼンテーション能力、実践力を育成するために、研究開発を実践している。同校では、スーパーグローバルハイスクール事業(以下「SGH事業」という。)の柱を次のように設定している。

- ・生徒の課題研究活動によって5能力を育成する。

- －学校設定教科「国際探究」の指導研究

- ・教員の授業研究・改善によって5能力を育成する。

- －探究力・協働力・主体的な学びを培うアクティブラーニング研究

- ・5能力の育成に関して地域(大学・県教委・シンクタンク・企業等)連携で支援する。

- －社会的な学びへのスケールアップと地域還元の双方向性

平成27年度の主な活動内容は次の通りである。

- 1) 課題研究「国際探究」
- 2) 教養講座
- 3) 専門講座・研究概論講座等
- 4) 国内外フィールドワーク
- 5) 国際教養大学イングリッシュビレッジへの参加

#### ② 事業費

表 90 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	－	2,836	16,000	9,353

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

**表 91 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	1,232	海外交流アドバイザー報酬
共済費	161	海外交流アドバイザー共済費
報償費	577	講師謝礼
旅費	1,438	生徒・教員旅費
需用費	507	図書購入費、消耗品費
委託料	3,823	海外フィールドワーク委託、国内フィールドワーク委託
使用料及び賃借料	1,615	バス借上料
合計	9,353	—

**表 92 事業費の財源**

国	9,353 千円	100.0%
県一般財源	—	—
その他(諸収入)	—	—

#### (2) 監査対象に関する意見

##### 【意見III-14】事業のトータルコストの把握について

秋田南高校では、手元資料で予算再配当や支出を記録しているが、そこでは海外交流アドバイザーの共済費や講師謝礼などの SGH 事業の支出の一部が政策経費としての本事業ではなく、高等学校運営費の特別経費として計上されていた。

高校によると、平成27年度の文部科学省と県の委託契約が6月1日締結にずれ込んだため、4月や5月に支出した分はSGH事業として計上できずにやむを得ず高等学校運営費(特別経費)として支出したことである。

結果的に SGH 事業の決算額は高等学校運営費で賄った支出を除いたものとなっている。国との委託契約に関連した支出を特定し、国への請求額を把握する意味では正しい処理であるが、SGH 事業に係る実際のコストが決算額として表れていないこととなる。

各事業の実績や成果を評価するうえでコストの正確な把握は不可欠である。国への請求額とは別に SGH 事業のトータルコストを把握するか、あるいは SGH 事業を県の一般財源も含んだ形で執行するなど、工夫の余地がある。

## 7. 高等学校学習環境等整備事業

### (1) 概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

本事業では、社会の変化に柔軟に対応し、生徒の多様な能力を伸ばすための教育を充実させるため、高等学校の学習環境を整備している。

具体的には次の3つの事業からなる。

#### 1) 専門高校等実習設備充実事業（平成27年度決算額 29,335千円）

- ・改築・統合に伴う老朽化した実習用機械等の整備

#### 2) 県立学校ICT活用推進事業（平成27年度決算額 66,402千円）

- ・生徒用パソコン更新、県立学校学習ネットワークシステムの維持管理
- ・教員1人1台パソコンの更新(順次)

県立学校学習ネットワークシステム及び端末等の更新や維持管理を行い、県立学校のICT活用を推進する事業である。

県立学校学習ネットワークシステムは、センターサーバ(サービス)を中心に各校のサーバやパソコンをつなぎ、相互及び外部とのアクセス環境を提供するものである。県立学校 65 校の端末は教員約 3,200 名用の約 3,200 台、生徒約 26,000 名用の約 6,000 台である。

#### 3) 新設統合高等学校等初度調弁費（平成27年度決算額 194,525千円）

- ・統合校開校等に伴う備品調達や移転運搬業務、廃棄物収集運搬業務
  - －大館桂桜高校開校、秋田南高校中等部開設
  - －大曲農業高校、秋田工業高校、秋田中央高校の改築
  - －角館高校、能代松陽高校の統合校整備

#### ② 事業費

表 93 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	142,555	206,187	302,682	290,262

表 94 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	686	大館桂桜高校校歌作曲者への謝礼等
需用費	55,978	消耗品の購入、機械警備機器の設置等
役務費	7,190	パソコン移設・再設定等

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	40,903	県立学校学習ネットワークシステムサーバ保守業務委託、廃棄物収集運搬処分、物品移転運搬等
使用料及び賃借料	58,188	電子計算組織(情報教室)賃貸借、県立学校学習ネットワークシステムセンターサービスシステム等
備品購入費	127,317	統合校開校等に伴う物品購入等
合計	290,262	—

**表 95 平成27年度高等学校学習環境等整備事業の所属別内訳**

(単位:千円)

No.	所属名	決算額	構成比	No.	所属名	決算額	構成比
1	花輪高校	—	—	27	本荘高校	—	—
2	十和田高校	—	—	28	由利高校	—	—
3	小坂高校	421	0.1%	29	由利工業高校	—	—
4	大館鳳鳴高校	—	—	30	矢島高校	—	—
5	大館桂高校	80,421	27.7%	31	西目校	—	—
6	大館高校	—	—	32	仁賀保高校	—	—
7	大館工業高校	1,394	0.5%	33	西仙北高校	—	—
8	大館国際情報学院高校	—	—	34	大曲農業高校	48,509	16.7%
9	秋田北鷹高校	—	—	35	大曲高校	—	—
10	二ツ井高校	97	0.0%	36	大曲工業高校	—	—
11	能代高校	—	—	37	角館高校	16,236	5.6%
12	能代松陽高校	3,246	1.1%	38	六郷高校	—	—
13	能代工業高校	—	—	39	横手高校	—	—
14	能代西高校	—	—	40	横手城南高校	—	—
15	五城目高校	—	—	41	横手清陵学院高校	—	—
16	男鹿海洋高校	—	—	42	平成高校	—	—
17	男鹿工業高校	—	—	43	雄物川高校	—	—
18	秋田西高校	—	—	44	増田高校	—	—
19	金足農業高校	523	0.2%	45	湯沢高校	—	—
20	秋田高校	—	—	46	湯沢翔北高校	—	—
21	秋田北高校	—	—	47	羽後高校	—	—
22	秋田南高校	25,878	8.9%	48	雄勝高校	—	—
23	秋田中央高校	123	0.0%	49	大館国際情報学院中学校	—	—
24	新屋高校	—	—	50	横手清陵学院中学校	—	—
25	秋田工業高校	21,872	7.6%	51	高校教育課	91,540	31.6%
26	秋田明徳館高校	—	—		合計	290,262	100.0%

(出所) 県資料より、包括外部監査人が作成。

(注) 高校の分校分は本校に合算。

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項III-4】契約先からの報告について

県は東日本電信電話株式会社(以下、「契約先」という。)と県立学校学習ネットワークシステムセンターサービスシステムに関する契約を締結している。平成27年度から平成31年度ま

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

での5年間の長期継続契約であり、契約額は月額1,550,880円である。仕様書ではシステムの基本要件や提供されるサービスの内容が定められているが、具体的なサービスのレベルについては別途、保守・運用管理業務仕様書があり、たとえば、システムの稼働の目標値は99.9%などと設定されている。実際に設定されたサービスレベルで運用されているかどうかは毎月の契約先からの報告で確認することができる。

監査で平成27年度の月次報告を確認したところ、障害の有無やウイルスの検知数(ブロック済)などの情報が整理されて報告されているが、7月から9月の3か月分は通常の報告書式とは異なり、限定された情報のみの報告となっていた。報告には、「旧システムから新システム環境への移行に際しての不具合対応を優先している関係上、各種集計情報を取得できていない」との記載がされていた。

当該3か月分については仕様書どおりのサービスが提供されたことを示す報告が十分に文書化されておらず、県は契約の履行を確認する十分な根拠を受領していないことになる。契約先としては通常の集計情報を取得できない事情はあったとしても、県の履行確認に資する代替の情報や文書を提出すべきである。

県は契約の履行確認のため、契約先から必要かつ十分な報告を受ける必要がある。

### (3) 監査対象に関する意見

#### 【意見III-15】保守業務委託の対象サーバについて

県立学校学習ネットワークシステムサーバ保守業務委託では、各高校にあるサーバの運用サポートや障害対応などの保守業務を外部に委託している。平成27年度の契約額は5,086,800円である。

保守対象のサーバは業務サーバ63台と学習サーバ61台である。ほとんどの学校は業務サーバ1台と学習サーバ1台の計2台であるが、湯沢翔北高校では2台ずつの計4台となっている。高校教育課によると、平成21年度から県立学校学習ネットワークシステムが導入されて各学校にサーバが設置されたが、平成23年度に湯沢北高校と湯沢商工高校の統合により湯沢翔北高校となった際に各学校のサーバをそのまま湯沢翔北高校で引き継いだためとのことである。

現在、湯沢翔北高校では4台とも使用しているとのことであり、十分な容量や冗長性を確保できる点で台数が多いに越したことはないが、他校に比べてデータ量が突出して多いとは考えにくい。また、保守業務委託の設計上の単価はサーバ1台あたり38,020円であり、入札時の落札率を考慮するとサーバ2台は契約額ベースで年82,040円(税込)となる。

今後、各学校のサーバの更新などの際には、サーバの配置について、システムの効果的な運用だけでなく、公平性や経済性の観点からも十分に検討することが望ましい。

#### 【意見III-16】パソコン等の整備・更新計画の策定について

県立学校ICT活用推進事業では高校の情報教室等のパソコンの整備や更新を行っている。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

高校教育課では各年度の予算要求のための資料として学校別・年度別の整備・更新予定のパソコン台数などを記載したものを作成しているが、必要な情報がわかりやすく記載されているとは言えない。たとえば、平成27年度末作成の資料において前年度までの内容が予定のままである点や取得・リースの区別が整備予定台数とセットで記載されていない点などである。情報教室におけるパソコンの整備・更新の必要性を説明する資料としては不十分である。

また、整備・更新の必要性を裏付ける根拠の一つとして、各校におけるパソコンの利用実態が必要となるため、高校教育課では各校に調査を行っているが、回答されたパソコンの活用時間や活用台数の意味が曖昧であり、パソコン台数当たりの活用時間や生徒当たりの活用時間などを計算して学校間で比較するなどの分析に利用することができない状況である。

実際の整備・更新については高校教育課が要求したとおりには実施できていないことがあるが、その理由としては予算上の制約以外にも予算要求の資料自体やその根拠の示し方にも課題があるように思われる。ICT環境の整備の充実は、第2期基本計画の基本方向5「良好で魅力ある学びの場をつくります」に位置づけられている施策であり、計画的かつ確実に進めていく必要がある。単に単年度ごとの予算要求資料ではなく、各校の利用実態やニーズ、そしてるべき姿を踏まえて、中長期的な視点から最低限整備しなければならない内容と時期を定めた計画を策定することが不可欠であると考える。

#### 【意見III-17】事業のトータルコストの把握について

県立学校ICT活用推進事業は、県立学校学習ネットワークシステムを整備・運用し、各学校におけるICTの活用を進めるものである。平成27年度の決算額は66,402千円であり、これには、県立学校学習ネットワークシステムセンターサービスシステムの使用料・賃借料18,611千円や県立学校学習ネットワークシステムサーバ保守業務の委託料5,087千円、さらには各学校の情報教室のパソコンやプリンタのリース料などが含まれている。

一方、それらとは別に、高等学校運営費の経常経費として「県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料」があり、平成27年度決算額は10,446千円である。これも県立学校学習ネットワークシステムの運用上必要な通信料であり、県立学校ICT活用推進事業に含めができるものと考えられる。これを含めると、本事業の決算額は76,848千円となり、15.7%増えることなる。

特に政策経費の場合、その実績や成果を評価する上で、コストの正確な把握は重要となるため、同じ政策目的を達成するために支出される経費についてはできるだけまとめ、事業のトータルコストが正確にわかりやすく表示されるようにすることが望ましい。

## 8. 高校の学校運営費等の事務について

今回の監査では、実際に高校に訪問し、学校運営費の事務、物品の管理及び学校徴収金等について確認を実施した。訪問した学校は、訪問した順番に秋田南高校、秋田中央高校及び秋田高校である。それぞれの学校の訪問日と概要は以下のとおりである。

### (1) 訪問日

秋田南高校…11月9日午後  
秋田中央高校…11月10日午前  
秋田高校…11月10日午後

### (2) 秋田南高校

- 名称:秋田県立秋田南高等学校・秋田県立秋田南高等学校中等部
- 所在地:秋田県秋田市仁井田緑町4-1
- 開校:昭和37年4月1日
- 基本理念:郷土や国家を支える高い志と国際的な視野を備えたグローバルリーダーの育成
- 校訓:独立自尊(どくりつじそん)

秋田南高校は、平成28年4月に中等部が開校し公立中高一貫校となった点に独自性がある。県立中高一貫教育校としては、横手清陵学院中学校・高等学校、大館国際情報学院中学校・高等学校に続き3校目となっている。また、同校は国のスーパーグローバルハイスクールに指定されており、グローバルリーダーの育成を目標に英語教育に力を入れている高校である。

### (2) 秋田中央高校

- 名称:秋田県立秋田中央高等学校
- 所在地:秋田県秋田市土崎港南3丁目2-78
- 開校:昭和57年4月1日(前身は大正9年に土崎町立実科高等女学校設立認可から始まる)
- 教育目標:人格の完成を目指し、自主性を重んじ、理想を掲げて躍進を図る生徒を育成する。
- 校訓:自主友愛躍進

秋田中央高校の特徴としては、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、国際性を育むための取組を推進している点があげられる。ま

た創造性、独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施する「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」に指定されている。指定期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間である。

### (3)秋田高校

- 名称:秋田県立秋田高等学校
- 所在地:秋田県秋田市手形字中台1番地
- 開校:明治6年9月(洋学校として設立)
- 教育目標:品性の陶冶、学力の充実、心身の鍛磨

秋田県を代表する進学校であり、平成28年3月の卒業生の進学実績は、国公立大学の合格者数が146名、私立大学が120名であった。主な進学先として、東京大学7名、東北大学31名、秋田大学32名等となっている。また、部活動も盛んで「文武両道」を実践している学校となっている。

以上の3校訪問の結果を踏まえ、学校運営費、物品の管理及び学校徴収金等について監査を行っているが、それぞれ「8-1. 学校運営費事務の確認について」「8-2. 物品の管理について」「8-3. 学校徴収金等について」で記載している。

### 8-1. 学校運営費事務の確認について

学校運営費は、学校が円滑に学校運営を実施するための教育活動、及び教育環境の整備等に必要な経費であり、各学校に再配当し各学校において執行するものとその他高校教育課等が直接執行するものがある。

学校運営費のうち、高等学校運営費は、高等学校等の学校の管理や運営に係る経常経費であり、大部分は高校教育課から各学校に再配当されたのちに、学校内で立案する予算計画に基づき消耗品や備品等を購入し、支出することとなるものであり、各学校の現状に応じた支出を行うことが可能になるものである。高等学校運営費の平成27年度決算額1,689百万円は、学校運営費全体の83.2%を占めている。学校運営費にはその他に政策経費があり、その一部は高等学校運営費と同様に各学校に再配当され、各学校で支出されている。

今回の監査においては、秋田南高校、秋田中央高校、秋田高校に実際に訪問することによって学校運営費の予算計画策定及び運用状況に関する事務の執行状況についての現場の状況を確認した。監査の結果は、学校運営費の監査の結果を側面から検証するものとなっており、具体的な内容は「1. 高等学校運営費」から「6. スーパーグローバルハイスクール事業」を確認いただきたい。

## 8-2. 物品の管理について

### (1) 概要

秋田県の物品の取得、管理、処分等については、「秋田県財務規則」(以下「規則」という。)の「第14章 物品」に規定されている。物品は、規則第344条において、次のとおり分類されている。

#### 秋田県財務規則

第三百四十四条 物品の分類は、次に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 備品 その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間にわたつて使用に耐えるもの
  - 二 消耗品 通常の方法による短期間の使用によつて、その性質又は形状を失うことにより、使用に耐えなくなるもの(次号から第五号までに掲げるものを除く。)
  - 三 動物 獣類、鳥類、魚類等で比較的長期間にわたつて飼育するもの
  - 四 生産物 試験、研究、実習、作業等により生産し、製作し、又は採取したもの
  - 五 原材料品 工事、製作、加工等のため使用する材料又は原料
  - 六 その他の物品 前各号に掲げるもの以外のもの
- 2 前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物品は消耗品とする。
- 一 備品に該当する物品のうち、取得価格の単価が三万円未満の物品(公印及び標本を除く。)並びに美術工芸品以外のガラス製品、陶磁器等で破損しやすい物品
  - 二 記念品、ほう賞品その他これに類するもの
  - 三 実験用又は解剖用の動物
  - 四 観賞用の小動物
- 3 備品、動物及び生産物のうち、取得価格の単価が三百万円以上のものは、重要な物品とする。
- 4 物品の細分類は、知事が別に定める。

物品の管理については、規則の第356条から363条に規定されているとともに、秋田県では「物品事務マニュアル」を作成し、具体的な事務取扱の指針としている。当該物品については、秋田県においては規則において「常に良好な状態で管理し、その目的に応じて効率的に使用させなければならない。」(第356条)としているが、これは各高校においても同様である。また、物品管理者は、「物品の使用状況を明らかにしておくため、次に掲げる帳簿を備え、物品に異動の事実があつた都度、別表第十二に定める区分を表示して記載整理しなければならない。」(第362条)としている。

(備付が必要な帳簿)

- 一 備品原簿
- 二 動物原簿
- 三 印紙類受払簿
- 四 原材料受払簿
- 五 生産物品伝票

さらに、「物品出納機関は、備品を受け入れたときは、当該備品に記号及び番号を表示しておかなければならない。」(第363条)としている。

特に、備品原簿については、財務システムにおいて「備品原簿一覧表」を出力することができる。

## (2) 物品実査の実施

今回の監査において、実際に訪問した高校において、物品の実査を実施し、物品の実在性つまり「備品原簿一覧表」と現物を突合し、実際に一覧表の記載されている物品が存在しているか確認するとともに、高校における物品の管理状況全般について確認をおこなった。物品の実査は、包括外部監査人が「備品原簿一覧表」から無作為に抽出した約 20 件の物品と現物を突合した。

## (3) 監査の結果

監査の結果、「備品原簿一覧表」に基づき確認した備品は全て存在しており、貼付すべきシールは全て正しく貼付されていた。

### 8-3. 学校徴収金等について

#### (1) 概要

県立学校において保護者等から徴収する経費には、公費としての授業料と、それとは別に私費として扱われる経費がある。秋田県では、このうち私費として扱われる経費を、さらに「学校徴収金」と「団体徴収金」に分けて定義し、それぞれ管理している。

##### (学校徴収金)

教育活動上必要で、生徒個人が受益者となるような経費であり、徴収するにあたっては保護者等の負担の軽減に配慮し、その収支について十分な説明と報告を行う必要があるもの。

##### (例) 高校1学年から3学年までの学年共通費

##### (団体徴収金)

学校とは別組織の任意団体が、その活動を行うために会員から徴収する経費で、独自に会計処理を行うのが基本ではあるが、PTA等の団体は、それぞれの県立学校が特色ある教育を進める上で協力を受けるなど、学校とは切り離せない関係にあることから、会計事務も慣例的に連携協力して処理する性質のもの。

##### (例) PTA会費

#### (2) 学校徴収金等の管理

学校徴収金、団体徴収金は、ともに公費とは違う私費であることから、本来は秋田県の管理の対象に含まれるかは検討の余地がある。しかしながら、学校徴収金は、県の職員や教員が管理していること、また団体徴収金においても実質的に学校と団体が連携して管理していることから、秋田県に一定の管理責任が生じていると考えることが妥当である。

このことを受けて、秋田県は、各種通知や事務処理基準(「県立学校私費会計事務処理基準」(平成20年5月 秋田県教育委員会のこと。以下同様)を作成し、学校徴収金、団体徴収金を管理してきた。

#### (3) 包括外部監査での考え方

(2)で示したとおり、学校徴収金、団体徴収金は、公費ではないことから、包括外部監査においても対象に含めるかどうかについて議論の余地がある。しかしながら、県の職員や教員が管理し学校長名義で口座を管理していることから、今回の包括外部監査では学校徴収金の管理事務について、監査対象に含めることとした。

#### (4) 基準の内容

前述のとおり、秋田県は、事務処理基準を作成し、学校徴収金、団体徴収金を管理してい

る。当該基準の内容のうち、学校徴収金に関する部分の内容は以下のとおりである。

## II 学校徴収金

### (納入通知)

第4条 学校が保護者等から徴収する経費は、校長名で保護者等に文書で通知するものとし、起案によりあらかじめ校長の決裁を受けるものとする。

### (納入金の収納)

第5条 会計担当者は、納入金を収納後「収入調書(様式第2号)」又は納入日計表等により決裁を受け、速やかに金融機関等に預託するものとする。

2 会計担当者は、納入金を収納したときは、収入調書または納入日計表等と通帳(又は保管金)を照合し、「出納簿(様式第1号)」に記載するものとする。

### (口座の管理)

第6条 学校徴収金の口座は原則として校長名義とし、「預金通帳等一覧表(様式第6号)」を備え会計毎の口座を管理するものとする。

### (業者の選定及び契約)

第7条 取引を行う業者の選定及び契約の締結等については、原則として公費の取扱いに準ずるものとする。

2 高額な契約で、入札に適さないものについては、業者選定委員会を設置するなど適正かつ公平に選定をするものとする。

### (支出)

第8条 会計担当者は、支出の原因となる契約その他の行為に基づき支出しようとするときは、「支出調書(様式第3号)」に債権者からの請求書等の関係書類を添付し、総括責任者の決裁を受けるものとする。

2 総括責任者は、決裁後の支出調書、通帳を照合し、預貯金払戻票に押印するものとする。

3 会計担当者は、支出が完了したときは、支出調書と通帳を照合し、「出納簿(様式第1号)」に記載するものとする。

### (出納の確認)

第9条 会計責任者は、各会計毎に通帳への預入又は通帳からの払出があった場合には、その日の収入及び支出それぞれの合計金額と通帳を照合し、確認するものとする。

2 各会計の会計担当者は、毎月始めに前月分の収入調書、支出調書と出納簿、通帳を提出し、出納簿の累計欄に総括責任者及び会計責任者の検印を受けるものとする。

### (関係書類の作成を省略できる会計)

第10条 学校徴収金会計において、短期間で終了する一過性の会計で総括責任者が定めるものについては、請求書、領収書等を添付の上、収支の状況を記載した起案文書により処理できるものとし、口座の設定、出納簿など関係書類の作成を省略できるものとする。

2 徴収対象者の範囲が限定される会計で総括責任者が定めるものについては、前項の規定を適用するものとする。ただし、原則として口座の設定は省略できないものとし、第6条の規定にかかわらず校長が指定した者の口座名義とすることができる。

(検査)

第11条 第10条の規定により総括責任者が関係書類の作成を省略できるとした会計を含むすべての会計(以下「各会計」という。)の会計担当者は、毎会計年度内に1回以上又は事業が終了したときは総括責任者が指名する検査員の検査を受けるものとする。

2 検査員は、検査終了後「検査報告書(様式第4号)」を作成し、総括責任者に報告するものとする。

3 会計担当者が転任、交替及び退職した時も同様とする。

(自主点検)

第12条 会計責任者及び会計担当者は、別記「点検リスト」を標準として自主点検を行うものとする。

(決算報告)

第13条 会計担当者は、各会計の会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、第11条に規定する「検査報告書」を付して総括責任者に起案により決算報告を行った後、すみやかに保護者等に決算報告をするものとする。

(事務引継)

第14条 各会計の会計担当者が交替した場合は、「事務引継書(様式第5号)」により、担当事務を後任者に引継ぎ、後任者は総括責任者に報告するものとする。

(出納簿等の保存年限)

第15条 学校徴収金の出納簿その他の関係書類は、当該会計年度終了後5年間保存するものとする。

## (5)監査の結果

### 【指摘事項III-5】学校徴収金に関する不正と今後の対策について

#### ① 概要

秋田県は、それまでに発生していた職員による不正に対処するため、平成20年に事務処理基準を作成した。しかしながら、それ以降も職員による不正事例が複数発生している。最近の事例は以下のとおりである。

#### <事例1>

平成28年11月に、学校徴収金の着服事例が発生した。概要は以下のとおりである。能代松陽高校の事務職員は、当日いったん退勤後事務室に戻り、金庫に入っていた現金数十万円のうち19万5千円を盗んだ。金庫は鍵が掛かっていたが、事務室内のキャビネットに掛け

てあった鍵を使って開けた。盗んだ金は学校徴収金(運動部の遠征費)の一部であった。その後、この職員は匿名で封筒に全額を入れて学校の事務長の靴箱に返し、メールで着服を申し出たというものである。

#### <事例2>

平成27年3月から9月にかけて、湯沢高校事務職員が、学校徴収金のうち、保護者が積み立てた生徒会の会計と「教科外活動費」と呼ばれる部活動の大会や合宿などに使う会計からおよそ290万円を着服していた。この職員は同じ請求書を2回発行するなどの手口で着服を行っていた。学校では月1回、会計処理が適切か確認していたが、3月以降、職員は必要な書類を提出せず会計責任者も適切に指導しなかったため発覚が遅れたという事例である。

#### ② 問題点

##### 1) 納入金の収納管理が徹底されていない

事務処理基準第5条では、「会計担当者は、納入金を収納後「収納調書(様式第2号)」又は納入日計表等により決裁を受け、速やかに金融機関等に預託するものとする。」となっている。つまり、学校徴収金によっては、どうしても現金で収納しなければならないケースがあるが、この場合、現金で収納してもその後速やかに口座に入金することになっている。しかしながら、<事例1>では、着服した学校徴収金は金庫にあった現金であった。

また、着服した事務職員は、金庫には現金が保管されていることを事前に知っていた可能性が高く、速やかな口座への入金が徹底されておらず當時金庫には現金が保管されていた可能性がある。さらに、今回の現金は運動部の遠征費のため一時的に現金化して金庫に保管していた現金であり、2日に現金を引き出し金庫に保管したが、同日の2日に事故が発生、3日は休日であったため、4日に遠征費として顧問に渡した際に不正が発覚した。本来は、現金が必要となる直前に引き出すことが必要である。

今回訪問した高校においては、概ね収納管理は行われていた。しかしながら、某高等学校の部活動会計において、平成28年度当初から監査日(10月)まで、口座への入金、出金が行われていない事例があった。

##### 2) 鍵の保管が徹底されていない

金庫の中には、現金だけではなく、各種通帳等重要な書類が保管されている。したがって、本来鍵は校長等が厳重に管理すべきものである。当該高校では、金庫に鍵が掛かっていたが、鍵自体が事務室内のキャビネットに掛けてあったとのことであり、結果的に、金庫に鍵が掛かっていたことが意味のないものになっていた。現金等が厳重に金庫に保管され施錠されていても、鍵の管理がずさんであれば意味がない。

### 3) 会計責任者による管理が徹底されていない

＜事例2＞では、長期にわたって職員は必要な書類を提出せず会計責任者からの再三の提出の求めにも応じなかった。このことは、事務処理基準第9条「会計責任者は、各会計毎に通帳への預入又は通帳からの払出があった場合には、その日の収入及び支出それぞれの会計金額と通帳を照合し、確認するものとする。」に抵触する。会計責任者による管理が徹底されていなかった。

#### ③ 結論

今回の事案は、もちろん着服した職員の問題ではあるが、内容をみると、学校自体の内部統制上も重大な問題があると言わざるを得ない。内部統制の目的は職員による不正を未然に防止することであるが、内部統制の体制が整備され、また実際に適切に運用されていれば、そもそも職員は着服等の思いそのものを抱かないはずである。だれにも見つからずに着服できるのではないかという思いを職員に抱かせてしまうこと自体が内部統制の失敗である。結果的に内部統制機能が全く機能していなかったということである。

今回の事案を受け、県教育委員会としては、すべての高等学校に対して、事務処理基準の徹底を再度指示することが必要である。具体的には、現金で收受した場合速やかに口座に入金することを徹底させること、さらに鍵の保管を徹底させること、一時的にでも現金で保管する場合の保管の在り方を厳格に決めることなどを確認する必要がある。

さらに、会計責任者等による管理を徹底する必要がある。学校徴収金では、通常それぞれの会計について担当者1人が管理している。つまりこのままでは内部統制での重要な機能である内部けん制が働いていない。よって、内部統制を機能させるためにも会計責任者等による管理を徹底することが必要となる。

また、前述のとおり、某高等学校の部活動会計において、平成28年度当初から監査日(10月)まで、口座への入金、出金が行われていない事例があったことから、所管課としては、今後このような事例がないように、早急に各高等学校に現金で保管している学校徴収金・団体徴収金がないか、また現金で保管している場合には、帳簿に記載されていない現金の入出金がないかを確認することにより、事故を未然に防ぐことが必要である。

なお、今回の事案発生後に、高校教育課は、2つの通知(平成28年11月25日及び12月27日)を発出し、金庫等の鍵の管理の徹底等を指導している。

#### 【指摘事項III-6】学校徴収金の事務処理の運用状況の確認について

「【指摘事項】学校徴収金に関する不正と今後の対策について」で示した事例は、いずれも事務処理基準が徹底されていれば防げていた可能性が高い。つまり、現場では事務処理基準が整備されていても運用されていなかったことになる。事務処理基準は、現場における事務処理の指針であるが、作成者である教育委員会としては、事務処理基準が実際に運用されているかを確認する義務もあると思われる。今後、所管課としては定期的に基準の運用状況を確

認する必要がある。

この点、高校教育課では、各地区ごとに各高校の事務長等に調査員を委嘱し(注1)、他校の私費会計の事務処理体制の調査を行っている。この点は評価できるものであることから、今後は、この調査が形式的なものとならないよう努力をすることが必要である。たとえば、調査結果は、「収入・支出とも、概ね適正に処理されている。」とのコメントだけではなく、チェックリストに各項目(注2)のコメントを付すなどである。

#### (注1)調査員委嘱の例

地区名:鹿角市・鹿角郡・大館市・北秋田市

調査対象高校:花輪高校、十和田高校、小坂高校、大館鳳鳴高校、比内支援学校、大館国際情報学院高校・中学校、秋田北鷹高校、大館桂桜高校

調査員を3名委嘱し、各学校にその高校の事務長以外の2名を派遣している。

#### (注2)各項目の例

- 学校徴収金の範囲:学校徴収金の範囲は明確になっているかなど
- 学校徴収金の事務分担:校長、事務長等の事務分担が明確になっているかなど
- 学校徴収金の計画:計画(金額・時期・回数・使途等)は年度当初に明確になっており、保護者に知らせているかなど
- 学校徴収金の徴収事務:現金徴収は限られたものとなっており、現金徴収の場合必ず領収書を発行しているかなど
- 学校徴収金の支払い事務:委託契約の場合には仕様書をもれなく作成しているかなど
- 学校徴収金の決算:年度末に会計監査を実施しているかなど
- 学校徴収金事務の引継ぎ:校長、事務長等が異動の場合、引継ぎは問題なく実施されたかなど

#### (6)監査対象に関する意見

##### 【意見III-18】学校徴収金の範囲の明確化について(部活動費について)

事務処理基準では、学校徴収金、団体徴収金の定義は記載されているが、具体的にどのような経費がこれに該当するかが明確になっていない。つまり、事務処理基準の適用範囲が明確になっていない。特に、部活動に関する経費については、学校徴収金として学校の管理下にあるものと学校徴収金として管理せず、保護者の管理下にあるものとに分かれしており、その区分が不明確となっている。概ね活動範囲が少ない部活動は学校徴収金とはなっておらず、また比較的活動範囲が広い部活動においても保護者の意向によって学校徴収金とはなっていない場合もある。さらに、同じ部活動においても、継続的に発生する費用のみが学校徴収金として管理されており、その他各種大会経費など単発的に発生するものは対象外となっている場合もある。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### III 高校教育課

学校毎、部活動毎に事情が違うことは十分に理解できるが、学校徴収金に含まれるかどうかが学校の責任の有無につながることになることから、事務処理基準において、学校徴収金の対象範囲(団体徴収金についても)を明確にすることが必要である。また、部費についても、学校徴収金となる部費とならない部費の考え方を提示することは必要であろう。

事務処理基準第2条では、学校徴収金を「私費のうち、生徒に直接かかわり受益者負担が適当と考えられる経費で、あらかじめ校長が生徒又は保護者から徴収する経費」としている。この点、学習活動・材料(実習用具等)で生徒に直接かかわり受益者負担が適当と考えられる経費には何があるか、また学習活動(修学旅行等)で生徒に直接かかわり受益者負担が適当と考えられる経費には何があるかを整理することは必要である。

ちなみに、今回訪問した3校の団体徴収金及び学校徴収金の範囲は以下のとおりとなっている。

#### <秋田南高校>

団体徴収金…(PTA) PTA会費、(PTA) PTA教育環境助成費、(教育振興会)教育振興費、(教育振興会)教育振興費・派遣費積立金、(教育振興会)進路指導費、生徒会一般、生徒会遠征費、生徒会遠征費・積立金

学校徴収金…1学年共通費、2学年共通費、3学年共通費、同窓会入会金積立、男子バスケットボール部部費、男子バスケットボール部遠征費、ソフトテニス部部費、ラグビーパー部費、吹奏楽部費、音楽部部費会計

#### <秋田中央高校>

団体徴収金…PTA一般会計、体育文化活動後援費、進路指導費、同窓会費、教育振興会費、生徒会会計

学校徴収金…1学年費、2学年費、3学年費、卒業積立金、野球部、ラグビーパー部、陸上競技部、吹奏楽部

#### <秋田高校>

団体徴収金…秋田高校PTA(一般会計)、秋田高校PTA(特別会計=連絡指導部会計)、秋田高校PTA(特別会計=特別事業費会計)、秋田高校PTA(特別会計=部活動後援費会計)、秋田高校生徒会(一般会計)、秋田高校生徒会(特別会計=新聞委員会)、秋田高校生徒会(特別会計=放送委員会)

学校徴収金…秋田高校第3学年会計、秋田高校第2学年会計、秋田高校第1学年会計、秋田高校吹奏楽部、秋田高校茶道部、秋田高校軟式野球部、秋田高校硬式テニス部、秋田高校ラグビーパー部父母会、秋田高校サッカーパー部、秋田高校バスケットボール部、秋田高校バトミントン部、秋田高校陸上競技部、秋田高校柔道部(男子)、秋田高校柔道部(女子)

【意見III-19】3年共通費の精算方法について

3年次の学年共通費の精算の方法については、各学校によって処理の仕方が異なっている(残金についてPTA会計へ組み入れをおこなう方法、残金について生徒会一般会計へ組み入れを行う方法など)。

どの方法が正しいという性質のものではないが、事務処理基準の中で、考え方を整理し、各高校の共通情報としての共有化を行うことも必要である。

【意見III-20】学年共通費口座について

今回訪問した高等学校において、各学年会計の口座の考え方が3校とも違っていた。

○方法1…3年終了時に口座を清算(残金をPTA会計に組み入れ)の上解約。新1年生の会計は新たな口座を開設して行う。

○方法2…3つの口座で回す。つまり、3年終了後は、その口座を新1年生の口座とする。

○方法3…4つの口座で回す。1年間休眠口座としておく。新1年生は、1年間休眠口座となっていた口座を使う。この方法により、3年の会計の決算処理後、余裕を持って新1年生の会計に使用することができる。

3つの方法は、それぞれ利点があるが、高校教育課としてはそれぞれの高等学校のやり方をまとめた上で、参考として各学校に提示することも、今後の事務の効率化のために検討しても良いと思われる。

【意見III-21】決済性預金について

ある高等学校において、学校徴収金の口座を決済性普通預金としていた。これは、預金リスクをさけるためである。通常の普通預金に変更しても利率は低いのであまり影響はない。また、決済性預金においては、口座名義単位で1千万円とその利息が保護されるが、学校徴収金の場合、口座は別々でもいずれも校長名義であるため保護対象の1千万円とその利息が各口座で通算されてしまう可能性がある。

しかしながら、少しでも利息が付くのであれば、以上の状況を加味しながら今後通常の普通預金への変更も検討する必要がある。

## IV 保健体育課

### 1. 学校保健及び学校安全管理事業

#### (1) 概要

##### ① 事業の目的、内容及び成果

学校保健及び学校安全管理事業では、1)学校保健・学校安全管理事業と2)学校安全推進事業を行っている。

1)学校保健・学校安全管理事業は、秋田県が実施する県立学校の健康管理対策に関する事業であり、学校医への報酬、健康診断手数料、けが等の医療費給付などが含まれる。

一方、2)学校安全推進事業は、各学校等における事件、事故あるいは災害に対する児童生徒等の安全が適格になされるよう、災害安全面・交通安全面・生活安全面から実施される取り組みである。

##### ② 事業費

#### 1) 学校保健・学校安全管理事業

表 96 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度 (千円)	平成26年度 (千円)	平成27年度(千円)	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	230,258	293,866	234,788	232,990

表 97 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	59,596	学校医等に対する報酬
旅費	913	
需用費	1,504	県立学校の内、給食実施校の保存用食品等
役務費	54,542	職員、児童生徒の健康診断手数料
委託料	698	学校医(眼科医)に関する業務委託
使用料及び賃借料	6,387	健康診断で使う検診器具の使用料
負担金補助金及び交付金	109,350	医療費給付及び日本スポーツ振興センターへの負担金
合計	232,990	—

表 98 事業費の財源

国	—	—
県一般財源	134,458 千円	57.7%
その他(諸収入)	98,532 千円	42.3%

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

#### 2) 学校安全推進事業

**表 99 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度 (千円)	平成26年度 (千円)	平成27年度(千円)	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	3,998	3,591	4,392	4,129

**表 100 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	445	学校安全推進委員会に関する有識者への謝金
旅費	1,149	学校安全推進委員会に関する有識者の旅費等
需用費	266	資料代
委託料	608	防災キャンプ推進事業(国の事業)の市への再委託
使用料及び賃借料	665	歩行環境シミュレータ使用料
負担金補助金及び交付金	993	
その他	3	
合計	4,129	—

**表 101 事業費の財源**

国	2,509千円	60.8%
県一般財源	1,620千円	39.2%
その他(諸収入)	—	—

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項IV-1】報告書の記載内容の具体化について

職員、生徒の健康診断に関する公益財団法人秋田県総合保健事業団との契約においては、「県立学校定期健康診断実施検査確認書」及び「集計表」が作成されているが、具体的な記載になっていない。

学校ごとの実施日(実施期間)等、ある程度業務の実施内容がわかる程度に具体的な記載が必要である。

#### (3) 監査対象に関する意見

##### 【意見IV-1】予定価格調書と見積書が同一日の場合について

予定価格作成と見積書入手日が同一日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようになる必要がある。また、今後余裕のある契約事務が望まれる。

今回の監査において、学校保健及び学校安全管理事業に関する複数の契約(注)の事務を確認した。確認した契約は、いずれもいわゆる年度契約(契約期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日)であるが、さらに予定価格作成日、見積書入手日も契約日と同日の

平成27年4月1日となっていた。

(注)確認した契約

- 県立学校で実施している職員、生徒の健康診断に関する、財団法人秋田県総合保健事業団との随意契約
- 健康診断で使用する5つの検診器具(歯鏡、探針、チエルマック舌圧子、鼻鏡、耳鏡)の使用に関する、鴻池メディカル株との随意契約
- 学校保健法で学校医を配置しなければならないが、地区に眼科医がないため1人に任命できない4校(花輪高校、十和田高校、小坂高校、比内養護学校かづの分校)における、病院との随意契約

ここで、予定価格作成日、見積書入手日及び契約日がいずれも同一日であること自体が、法律等に抵触はしてはいない。しかしながら、予定価格作成は当然に見積書入手より前になされることとなるが、予定価格作成日と見積書入手日が同一では、どちらが早いかの判断が事後的に検証できない。したがって、予定価格作成日と見積書入手日が同一日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようにする必要がある。

また、予定価格作成日、見積書入手日及び契約日がいずれも平成27年4月1日ということは、同一日に、予定価格の作成、その後見積書を入手、さらに見積書等に基づき契約交渉の実施、そして契約を締結することになる。複数者から見積書を入手する場合にはさらに事務手続きは増えることになる。以上より、事務の平準化等を考慮すると、今後余裕のある契約事務が望まれる。

**【意見IV-2】今後の職員、生徒の健康診断について**

前述のとおり、秋田県では、平成27年度の県立学校で実施している職員、生徒の健康診断に関して、随意契約により公益財団法人秋田県総合保健事業団と契約を締結している。平成28年度も同様に契約を締結しているが契約の範囲が変更され、ストレスチェック項目の有無など検査項目の違いを考慮し、生徒は従来どおり保健体育課で契約をし、一方、県立学校の職員については、福利課の事業となつた。

保健体育課で実施する健康診断の契約の範囲をどのようにするかについては、学校職員についても他の職員と同様福利課の事業とすることと、県立学校で括り保健体育課で一体的に実施することで、どちらが効率的かを検討しなければならない。契約の事務負担を考慮し1つの契約で行った上で予算を2つの課に分けることも可能である。

今後も、契約方法については検討を継続する必要がある。

**【意見IV-3】競争性の確保について**

健康診断で使用する5つの検診器具(歯鏡、探針、チエルマック舌圧子、鼻鏡、耳鏡)の業

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

者選定においては、今後も競争性の確保に向けた努力が必要である。

前述のとおり、検診器具の使用については、鴻池メディカル㈱と随意契約を締結している。この点、平成27年度においては、県内に営業所を有する2者に対して見積依頼を行っているが、見積書を提出した者は、県内に減菌業務の拠点となる事業所がある契約業者(鴻池メディカル㈱)のみであり、もう1者については、事業所は県内にあるが減菌業務の拠点は仙台にあるため辞退している。

結果的に1者のみの見積書提出となることは仕方がないが、今後競争性の確保のためにも、1)日本減菌業協会へ確認し、今後競争性を確保するための手段について協議する、2)辞退した者へのヒアリングを実施することにより入札参加の障壁を除く方法を検討する、3)仕様の工夫を行うなど、複数者の見積書提出に向け努力することは必要である。

具体的には、以下の点を考慮する必要がある。

○仕様書の排他性はないか

- ・委託内容について工夫することにより、県内に減菌業務の拠点がなくても実施できないか。
- ・必要以上に減菌業務の期間等を厳しく設定していないか。
- ・地域を分割するなど工夫することはできないか。

○参加資格

- ・参加資格が限定的ではないか。
- ・品質を下げずに、より安価でサービスを提供できる近隣県の業者がいないと断言できるか。

○その他

- ・公平性を害さない範囲で、県内に営業所を有する者に参加を促す工夫をしているか。

## 2. 学校保健及び学校給食管理事業

### (1) 概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

1) 医療費補助金、2) 学校保健・学校給食管理事業、3) 安全・安心のための学校給食、4) 健やか秋田っ子育成支援事業に分けられる。

1) 医療費補助金は、特別支援学校の学校保健安全法の疾病に関する医療費である。2) 学校保健・学校給食管理事業は、学校給食の管理に関する諸経費である。3) 安全・安心のための学校給食は、東京電力福島第一原発の事故を受け、放射能物質に汚染された食材による児童生徒等への影響を防止するため、学校給食食材の放射能物質検査体制を整備し、学校給食食材における安全安心の確保を目指す事業である。4) 健やか秋田っ子育成支援事業は、生涯にわたってたくましく生きる健やかな子どもを育成するため、望ましい生活習慣の確立や健康課題への対応を進める上で、関係機関や医療関係者等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が連携して保健教育の充実を図るほか、栄養教諭を中心とした食育の充実、学校給食の衛生管理の徹底、食物アレルギーへの適切な対応等、総合的かつ計画的に取り組みを進めようとするものとなっている。

#### ② 事業費

##### 1) 医療費補助金

表 102 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	1,562	2,044	1,869	1,566

表 103 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
扶助費	1,566	
合計	1,566	—

表 104 事業費の財源

国	9千円	0.6%
県一般財源	1,557千円	99.4%
その他(諸収入)	—	—

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

#### 2) 学校保健・学校給食管理事業

**表 105 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	5,792	5,364	4,758	4,269

**表 106 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	2,499	新規採用養護教諭等に関する報酬
共済費	9	
報償費	90	
旅費	1,117	新規採用職員の旅費
需用費	554	研修で使う手引き等の印刷製本費、食糧費
合計	4,269	—

#### 3) 安心・安全のための学校給食

**表 107 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	12,070	11,598	8,519	7,853

**表 108 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
共済費	758	放射能物質検査員の社会保険料
賃金	4,584	
旅費	84	
需用費	914	検査実施のための消耗品
役務費	147	
委託料	1,366	検査機器のメンテナンス委託
合計	7,853	—

**表 109 事業費の財源**

国	—	—
県一般財源	7,836千円	99.8%
その他(諸収入)	17千円	0.2%

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

#### 4) 健やか秋田っ子育成支援事業

**表 110 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	—	1,426	4,145	3,272

**表 111 事業費の主な内訳**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	641	
旅費	507	
需用費	54	
役務費	32	
委託料	1,888	スーパー食育スクール事業の秋田市への再委託
使用料及び賃借料	150	
合計	3,272	—

**表 112 事業費の財源**

国	2,432 千円	74.3%
県一般財源	839 千円	25.7%
その他(諸収入)	—	—

#### (2) 監査対象に関する意見

【意見IV-4】予定価格調書と見積書が同一日の場合について

予定価格作成と見積書入手日が同一日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようする必要がある。また、今後余裕のある契約事務が望まれる。

今回の監査において、学校保健及び学校給食管理事業に関する複数の契約(注)の事務を確認した。確認した契約のうち、定時制高等学校の給食用物資の提供に関する契約は、いわゆる年度契約(契約期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日)であり、さらに予定価格作成日、見積書入手日も契約日と同日の平成27年4月1日となっていた。また、検査機器のメンテナンスに関する契約は、契約日は3月8日であるが、予定価格作成日及び見積書入手日がいずれも平成27年3月4日になっている。

- 定時制高等学校の給食用物資の提供における公益財団法人秋田県学校給食会との随意契約(単価契約)
- 東京電力福島第一原発の事故を受け、放射能物質に汚染された食材による児童生徒等への影響を防止するため5か所6台の機器を使い検査を実施しているが、この検査機器のメンテナンスに関する随意契約

ここで、予定価格作成日、見積書入手日(定時制高等学校の給食用物資の提供に関する

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

契約においては契約日も同一)がいずれも同一日であること自体が、法律等に抵触はしていない。しかしながら、予定価格作成は当然に見積書入手より前になされることとなるが、予定価格作成日と見積書入手日が同一では、どちらが早いかの判断が事後的に検証できない。したがって、予定価格作成日と見積書入手日が同一日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようにする必要がある。

また、定時制高等学校の給食用物資の提供に関する契約においては、予定価格作成日、見積書入手日及び契約日がいずれも平成27年4月1日ということは、同一日に、予定価格の作成、その後見積書を入手、さらに見積書等に基づき契約交渉の実施、そして契約を締結することになる。複数者から見積書を入手する場合にはさらに事務手続きは増えることになる。以上より、事務の平準化等を考慮すると、今後余裕のある契約事務が望まれる。

さらには、検査機器のメンテナンスに関する契約は年度途中の契約であることから、余裕のある事務手続きのもと、予定価格作成日は見積書入手日より前の日(3月3日以前)に行われることが望ましい。

#### 【意見IV-5】定時制高校の夜食に関する事業の見直しについて

学校保健・学校給食管理事業の需用費(554千円)の一部は、秋田県の6定時制高校のうち、夜食の提供を実施している3校における有職生徒への食糧費(パン、米、牛乳)である。この事業は、平成16年度までは国が全体の3分の1を負担し、残りを県が負担していたが、平成17年度以降県が全額負担する事業となっている。もともと、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」の第3条「夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならない。」という規定に基づいて行われているものである。

しかしながら、夜間授業のある5定時制高校のうち3高校のみが夜食を提供していること、夜食の内パン、米、牛乳のみを無償提供することの効果が不明確である。本事業は、もともと国が一部補助していた事業であるが、上記の理由によって、今後も事業の廃止も含めより効果の高い事業への内容の見直しを他県の状況などを踏まえ継続して検討する必要がある。

#### 【意見IV-6】食材検査の実施の見直し(市事業への移譲も含め)について

食材検査の実施内容の見直しを検討する必要がある。

前述のとおり、県は安全・安心のための学校給食に関する事業として、5か所6台の機器を使い県内の教育委施設等の食材検査を実施している。平成27年度における5か所の検査場ごとの検査の実施状況は以下のとおりである。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

## IV 保健体育課

表 113 5か所の検査場と検査の実施状況

	保健体育課 (県庁)	秋田北鷹高校	能代西高校	由利工業高校	増田高校	合計
県立学校①	26	18	6	6	12	68
その他(注)②	539	158	137	174	144	1,152
計③	565	176	143	180	156	1,220
①／③×100	4.6%	10.2%	4.2%	3.3%	7.7%	5.6%

(注) 市の共同調理場、小学校・中学校、保育園、子ども園など。

このとおり、平成27年度の実施状況は、全体では検査の実施件数は1,220件であり、そのうち県立学校は68件となっている。本事業は、福島第一原発事故発生直後は、先駆的に実施する意味において市の施設も含め県下の施設をすべて県が実施することの意味はあった。しかしながら、今後は県立学校の比率が少ないことからも、事業の一部を各市町村に移譲することを検討すべきである。この点、平成29年度は、6台ある機器の内4台を市町村へ移譲することを検討しているとのことである。今後も事業の内容は引き続き検討が必要である。

### 3. 体育振興推進事業費

#### (1) 概要

##### ① 事業の目的、内容及び成果

体育振興推進事業費は、1) 体育振興推進事業費、2) スポーツ王国創成事業、3) 生きる力を育む体力づくり事業、4) 平成27年度全国中学校体育大会開催事業に分けられる。

1) 体育振興推進事業費は、学校体育職員への研修に係る費用などである。2) スポーツ王国創成事業は、運動部活動に対する支援や指導者の育成、栄養指導等の支援などにより、運動部活動の一層の活力アップを図り、児童生徒が生涯にわたってたくましく生きるために健やかな体を育成することを目的とした事業である。このスポーツ王国創成事業は、さらに i) 高校野球強化事業 ii) 食で創るスポーツ選手育成事業 iii) 高等学校運動部活動サポート事業 iv) 運動部活動テクニカルサポート事業 v) 運動部活動指導者スキルアップ事業 vi) 中・高等学校運動部活動連携促進事業に分けられる。3) 生きる力を育む体力づくり事業は、健やかな体の育成のためには、体力の向上は不可欠であることから、そのための教員の指導力向上と体育授業の充実により、将来の秋田を担う子どもたちの生きる力を支える体力の向上を図ることを目的とした事業である。生きる力を育む体力づくり事業はさらに、i) 体力向上アクションプラン ii) 学校体育指導者養成セミナー iii) 学校まるごと体力向上推進事業 iv) 武道等指導推進事業 v) ウィンタースポーツパワーアップ事業に分けられる。4) 平成27年度全国中学校体育大会開催事業は、秋田県実行委員会に対する県負担金の拠出に関するものである。

##### ② 事業費

#### 1) 体育振興推進事業費

表 114 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	1,172	1,138	1,156	1,095

表 115 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	60	研修会、講習会に関する有識者への報償費
旅費	1,025	
需用費	5	
負担金補助金及び交付金	5	全国学校体育研修大会参加費
合計	1,095	—

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

#### 2) スポーツ王国創成事業

**表 116 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	31,002	20,558	15,298	14,806

**表 117 事業費の主な内訳**

	高校野球強化事業	食で創るスポーツ選手育成事業	高等学校運動部活動サポート事業	運動部活動テクニカルサポート事業	運動部活動指導者スキルアップ事業	中・高等学校運動部活動連携促進事業	合計
事業費(千円)	4,492	465	3,898	4,467	795	689	14,806

**表 118 事業費の主な内訳(高校野球強化事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	738	
旅費	2,146	
需用費	174	
役務費	389	
使用料及び賃貸料	45	
負担金補助金及び交付金	1,000	高校野球強化補助金
合計	4,492	—

**表 119 事業費の主な内訳(食で創るスポーツ選手育成事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	78	
旅費	317	
需用費	26	
使用料及び賃借料	44	
合計	465	—

**表 120 事業費の主な内訳(高等学校運動部活動サポート事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	326	
旅費	1,212	
負担金補助金及び交付金	2,360	高等学校運動部活動サポート事業補助金
合計	3,898	—

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

**表 121 事業費の主な内訳(運動部活動テクニカルサポート事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	3,836	
旅費	485	
役務費	106	
使用料及び賃貸料	40	
合計	4,467	—

**表 122 事業費の財源(運動部活動テクニカルサポート事業)**

国	4,467千円	100%
県一般財源	—	—
その他(諸収入)	—	—

**表 123 事業費の主な内訳(運動部活動指導者スキルアップ事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
旅費	795	
合計	795	—

**表 124 事業費の主な内訳(中・高等学校運動部活動連携促進事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助金及び交付金	689	
合計	689	—

### 3) 生きる力を育む体力づくり事業

**表 125 過去3年間の事業費の推移**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	—	2,483	1,504	1,318

**表 126 事業費の主な内訳**

	体力向上アクションプラン	学校体育指導者養成セミナー	学校まるごと体力向上推進事業	武道等指導推進事業	ウインタースポーツパワーアップ事業	合計
事業費(千円)	192	146	214	234	532	1,318

## 第5 外部監査の結論－論点別－

### IV 保健体育課

**表 127 事業費の主な内訳(体力向上アクションプラン)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	160	
役務費	32	
合計	192	—

**表 128 事業費の主な内訳(学校体育指導者養成セミナー)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	24	
旅費	122	
合計	146	—

**表 129 事業費の主な内訳(学校まるごと体力向上推進事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	56	
旅費	153	
役務費	5	
合計	214	—

**表 130 事業費の主な内訳(武道等指導推進事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	103	
旅費	92	
需用費	35	
役務費	4	
合計	234	—

**表 131 事業費の財源(武道等指導推進事業)**

国	234 千円	100%
県一般財源	—	—
その他(諸収入)	—	—

**表 132 事業費の主な内訳(ウインタースポーツパワーアップ事業)**

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助金及び交付金	532	ウインタースポーツパワーアップ事業補助金
合計	532	—

## 4) 平成27年度全国中学校体育大会開催事業

表 133 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
			当初予算額	決算額
事業費(千円)	—	—	8,000	8,000

表 134 事業費の主な内訳

費目	平成27年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助金及び交付金	8,000	大会運営費負担金
合計	8,000	—

表 135 事業費の財源

国	2,268千円	28.4%
県一般財源	5,732千円	71.6%
その他(諸収入)	—	—

## (2) 監査対象に関する意見

## 【意見IV-7】高等学校運動部活動サポート事業補助金の上限について

高等学校運動部活動サポート事業補助金の上限(団体20万円、個人10万円)を、見直す必要がある。

本補助事業の目的はインターハイ及び全国選抜大会における上位入賞数を増やすとともに、インターハイに出場する選手が大会において十分に実力を発揮して活躍できるように支援を行うことで、運動部活動の活力アップを図ることであり、具体的には、東北・全国大会で活躍実績がある高校の部活動に対し、継続して上位入賞できるように遠征費や合宿費の補助を行うというものである。

補助の対象は、1) 東北大会で団体2位以上の高等学校の部活動又は個人1位の選手が在籍する高等学校の部活動、2) 全国大会で団体ベスト8以上の高等学校の部活動又は個人ベスト8以上の選手が在籍する高等学校の部活動に対してとなっており、秋田県高等学校強化拠点校に指定されている部活動は対象としていない。

また、補助対象経費は、遠征費、合宿費等となっており、補助金額は団体で対象となった学校が20万円、個人で対象となった学校が10万円を上限とする。

平成27年度の支給の状況は以下のとおりである。

## 第5 外部監査の結論－論点別－

## IV 保健体育課

表 136 高校別の状況

高校名	種目	交付決定額	確定額	交付申請	交付決定	報告書	参加者
十和田	スキー	200,000	200,000	6/24	6/25	8/27	6
花輪	スキー	200,000	200,000	9/7	9/15	11/7	3
由利	ボート	100,000	100,000	12/9	12/15	2/9	6
本荘	陸上競技	59,800	59,800	1/29	2/9	3/4	4
秋田	陸上競技	100,000	100,000	7/13	7/28	8/27	11
大曲	陸上競技	100,000	100,000	5/19	5/26	7/15	2
大曲農業	相撲	200,000	200,000	4/17	4/28	6/3	6
新屋	弓道	200,000	200,000	7/13	7/28	11/9	12
秋田工業	柔道	200,000	200,000	4/20	4/28	5/29	15
本荘	柔道	100,000	100,000	12/3	12/10	1/29	3
大曲農業	ハンドボール	200,000	200,000	11/26	12/8	1/8	10
秋田北鷹	弓道	100,000	100,000	8/7	8/20	10/7	16
西目	ボクシング	200,000	200,000	6/17	6/22	8/7	5
大曲	なぎなた	100,000	100,000	6/24	7/3	8/18	1
明桜	レスリング	100,000	100,000	4/17	4/28	6/3	11
小坂	スキー(男子)	100,000	100,000	2/18	2/22	3/16	1
小坂	スキー(女子)	100,000	100,000	2/18	2/22	3/16	1

ここで、補助金額の目的は、その競技の運動部活動を強化することであり、その意味においては団体成績で対象となったものと個人成績で対象となったもので差はない。よって、上限額を差別化しているが、本補助事業の目的においては両者を区別する意味が不明となっている。また、補助者対象経費は遠征費、合宿費等となっているが、下記の分析からも団体成績で対象となった学校と個人成績で対象となった学校において、遠征、合宿に2倍参加しているという訳ではない。よって、高等学校運動部活動サポート事業補助金の上限(団体 20万円、個人 10万円)を見直し、団体と個人の差をなくす必要があると考える。

表 137 上限 20万円、10万円別の対象校数、遠征、合宿参加人数

	上限 20万円	上限 10万円
対象校	7 校	10 校
遠征、合宿参加人数	8.1 名	5.6 名